令和3(2021)年度

経済学部ハンドブック

(学生便覧)

広島大学経済学部

School of Economics

Hiroshima University

広島大学の理念

- ○ 平和を希求する精神
- ○ 新たなる知の創造
- ○ 豊かな人間性を培う教育
- ○ 地域社会・国際社会との共存
- ○ 絶えざる自己変革

広島大学経済学部の教育理念・目標

本学部は，上記の広島大学５原則（理念）を活動の基本理念としています。

本学部及び前身の政経学部の卒業生の多くは，現在，経済界・官界等実社会において指導的役割を担っています。これら卒業生の活躍は，政経学部設立当初からの徹底した少人数教育による「豊かな人間性」を培う教育が結実したものと自負しています。本学部では，こうした成果を踏まえ，今後も少人数教育を学部教育の柱として堅持していきます。

また，現在の変動の時代に即して，いかなる急激な変化にも対処し得る，基礎力ならびに応用力の修得を，教育における理念・目標としています。

経　済　学　部　の　沿　革

以下は，経済学部の歴史を，その前身も含めて年代順に列記したものである。

昭和 24 年 5 月　　政経学部政経学科第一部（昼間部）の設置

昭和 25 年 4 月　　政経学部政経学科第二部（夜間部）の設置

昭和 32 年 4 月　　東千田キャンパスへの移転

昭和 34 年 4 月　　政治経済学専攻科（修業年限１年）（経済学専攻，政治学専攻）の設置

昭和 40 年 4 月　　政経学科の経済学科，法律政治学科への拡充改組

昭和 42 年 4 月　　経済学研究科修士課程経済学専攻の設置

昭和 52 年 5 月　　政経学部の経済学部，法学部分離による経済学部経済学科の発足

昭和 61 年 4 月　　社会科学研究科経済学専攻の発足（博士課程前期・後期）
（その他の専攻：法律学専攻，国際社会論専攻）

平成元年 5 月　　経済学部附属地域経済研究センターの設置

平成 7 年 4 月　　東広島キャンパスへの移転
1 学科（経済学科）2 コース制（昼間コース，夜間主コース）への改組
（夜間主コースは東千田キャンパスに存置）

平成 11 年 4 月　　経済学部附属地域経済システム研究センターの発足

平成 12 年 4 月　　夜間大学院（マネジメント専攻）の設置

平成 13 年 4 月　　経済学専攻ファイナンス講座（大学院独立講座）の設置

平成 16 年 4 月　　大学院社会科学研究科の改組（大学院講座化）
地域経済システム研究センターが経済学部附属から社会科学研究科附属へ移行

令和　2 年 4 月　　大学院社会科学研究科を大学院人間社会科学研究科に改組（大学院再編）
地域経済システム研究センターが社会科学研究科附属から経済学部附属へ移行

広　島　大　学　歌

広島大学選定　　歌詞
広島大学教育学部音楽科　　作曲

1

光あり
遠き山なみ　輝きて
新たなる日は　ひらけたり
ああわれら
はてなき空に　かたちなす
真をぞ　きはめん望みなり

2

流あり
古き歴史は　七筋に
わかれてとはに　伝へたり
ああわれら
移らふ時に　かはらざる
善きをこそ　努めん集ひなり

3

緑あり
つよき不死の樹　広ごりて
葉末は風に　そよぎたり
ああわれら
明るき道に　影しるす
美しきもの　求めん願ひなり

広 島 大 学 学 期 区 分

期	期　　間	区　分
前期	４月　１日～　４月　７日	春 季 休 業
	４月　８日～　８月１０日	授　　業
	８月１１日～　９月３０日	夏 季 休 業
後期	１０月　１日～１２月２５日	授　　業
	１２月２６日～　１月　５日	冬 季 休 業
	１月　６日～　２月１５日	授　　業
	２月１６日～　３月３１日	学年末休業

（注）学期区分は，規則や取扱いに基づく期間であり，実際の授業スケジュールと異なる場合があります。
授業スケジュールについては，各年度の学年暦で確認してください。

授　業　時　間

（東広島キャンパス）

時限	時　　間
1	8:45～ 9:30
2	9:30～10:15
3	10:30～11:15
4	11:15～12:00
5	12:50～13:35
6	13:35～14:20
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
１０	17:05～17:50

（東千田キャンパス）

昼間授業時間帯

時限	時　　間
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
１０	17:05～17:50

夜間授業時間帯

1	18:00～18:45
2	18:45～19:30
3	19:40～20:25
4	20:25～21:10

（東広島キャンパス支援室）
法学部・経済学部支援室
月曜日～金曜日
開室時間：8 時 30 分～17 時 15 分
Tel：082-424-7217
E-mail：
syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
〒739-8525 東広島市鏡山 1-2-1

（東千田キャンパス支援室）
東千田地区支援室
月曜日～金曜日
開室時間：12 時 30 分～21 時 15 分
Tel：082-542-6961
E-mail：
senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
〒730-0053 広島市中区東千田町 1-1-89

経済学部ハンドブック（学生便覧）について

１．この「ハンドブック」は，以下の順で記載しています。
- 全学部に共通した到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS」
- 教養教育に関する履修上の注意事項
- 経済学部の教育課程（履修基準）および履修要領
- 広島大学の諸規則
- 建物配置図

２．令和３年度入学生は，卒業するまでこの「ハンドブック(学生便覧)」に従って履修等を行うので，大切に扱ってください。また，学生情報システム「もみじ」(以下「もみじ」という。）の「シラバス」を活用して，**履修登録単位数の上限**に注意しながら各自の年間履修計画を立ててください。

注意事項

伝達・連絡事項は,「もみじ」の電子掲示板（場合によっては学部の掲示板）により行いますので，**掲示板を１日に１度は必ず確認してください。**掲示板を確認しなかったために思いもかけぬ不利益が生ずる場合がありますので注意してください。

なお,「学部の掲示板」の位置は，巻末の建物配置図等を参照ください。

また，教養教育科目を受講している人は，総合科学部の「掲示板」（夜間主コースの学生は東千田地区支援室の「掲示板」）を，他学部の授業を受講している人は，当該学部の「掲示板」を十分注意しておいてください。

目　　次

(到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について)
目次……ハイプロ　1

(教養教育について)
目次……教養　1

(専門教育について)
１．広島大学経済学部細則……専門　1
別表　「履修表」「専門教育科目一覧」……専門　5
２．履修上の注意事項……専門　11
３．本学以外で修得した単位等の認定……専門　13
４．履修登録・試験及び成績……専門　15
５．「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による
履修（早期履修）制度について……専門　17

(諸規則)
広島大学通則……規則　1
広島大学学生交流規則……規則　16
広島大学学位規則……規則　20
広島大学授業料等免除及び猶予規則……規則　26
広島大学長期履修の取扱いに関する細則……規則　31
広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則……規則　33
広島大学既修得単位等の認定に関する細則……規則　35
広島大学転学部の取扱いに関する細則……規則　37
広島大学科目等履修生規則……規則　39
広島大学学生表彰規則……規則　42
広島大学学生懲戒規則……規則　44
広島大学学生生活に関する規則……規則　49
広島大学学生証取扱細則……規則　52
広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則……規則　54
身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)……規則　56
社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項……規則　58
課外活動を行ったことに関する証明書発行要領……規則　60
期末試験等における不正行為の取扱いについて……規則　61
広島大学研究生規則……規則　62
広島大学外国人研究生規則……規則　65
広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則……規則　69
広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則……規則　72
広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則……規則　76
学業に関する評価の取扱いについて……規則　81
気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における
授業等の取扱いについて……規則　84
成績評価に対する異議申立制度について……規則　86
広島大学経済学会会則……規則　87
法学部・経済学部講義室等使用要領……規則　88

(建物配置図等)
広島大学法学部・経済学部建物配置図……建物　1
東千田キャンパス構内配置図……建物　3
資料室の利用について……建物　8

到達目標型教育プログラム
「HiPROSPECTS®（ハイプロスペクツ）」について

※ HiPROSPECTS（ハイプロスペクツ）は広島大学の登録商標です。

目次

Ⅰ．**広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®（ハイプロスペクツ）」**……ハイプロ２
　１．HiPROSPECTS® とは……ハイプロ２
　２．卒業までの主な流れ……ハイプロ２

Ⅱ．**HiPROSPECTS® の構成**……ハイプロ３
　１．主専攻プログラム……ハイプロ３
　２．副専攻プログラム・特定プログラム……ハイプロ４
　■HiPROSPECTS® をより良く理解するための３つの資料……ハイプロ６

Ⅲ．**評価の方法**……ハイプロ７
　１．授業科目の成績評価……ハイプロ７
　２．本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average）……ハイプロ７
　３．プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価……ハイプロ９
　■成績評価，GPA 及び到達度の評価の確認方法……ハイプロ９

Ⅳ．**副専攻プログラム一覧**……ハイプロ10

Ⅴ．**特定プログラム一覧**……ハイプロ11
　■特定プログラムに関係する資格……ハイプロ11

Ⅵ．**HiPROSPECTS® 関係規則等**……ハイプロ13
　１．広島大学教育プログラム規則……ハイプロ13
　２．広島大学副専攻プログラム履修細則……ハイプロ17
　３．広島大学特定プログラム履修細則……ハイプロ19

Ⅶ．**副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先**……ハイプロ22

Ⅷ．**TOEIC® L&R IP テストの全学実施について**……ハイプロ23

Ⅸ．**情報科学パッケージ科目について**……ハイプロ24

Ⅹ．**初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について**……ハイプロ26

Ⅰ．広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®（ハイプロスペクツ）」

1．HiPROSPECTS® とは

広島大学では，みなさん一人ひとりに応じたきめ細かい学習サポートの実現と，卒業生の質の確保及び教育の質の向上を目指し，「到達目標型教育プログラム『HiPROSPECTS®』」という独自の教育システムを実施しています。HiPROSPECTS® は，広島大学の到達目標型教育プログラムの愛称です。

HiPROSPECTS® では，

○まず入学時に，卒業までに身につけておくべき知識や能力を「到達目標」という形で示します。みなさんはその到達目標の実現に向けて，所定のカリキュラム（教育課程）に従い学習を進めてください。

○到達目標に対してみなさん一人ひとりが今どのくらい到達しているのか，定期的に確認してみなさんにお伝えし，その確認結果に基づいた学習サポートを行います。
例えば，確認の結果，弱い点が見つかれば，それを克服するためにどういう学習をすれば良いかアドバイスする，といったことです。

以上を踏まえ，みなさんは到達目標の実現はもちろんのこと，それ以上の知識や能力を身につけられるようにがんばってください。

2．卒業までの主な流れ

授業を受けるためには，学期の始めに履修手続を行います。授業を受けて学期末試験等に合格すれば，単位を修得することができます。

そして，主専攻プログラム（p. ハイプロ３参照）で示されている卒業要件を満たせば，学士号を取得して卒業することができます。

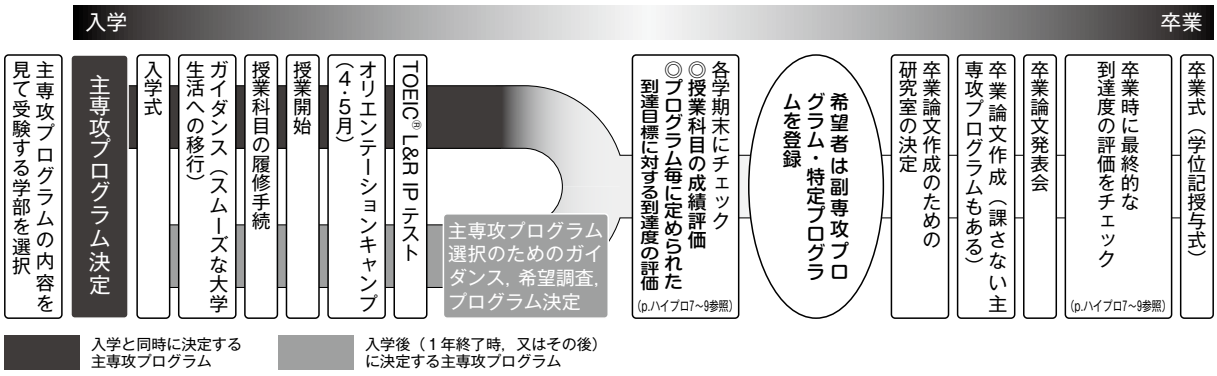

Ⅱ．HiPROSPECTS® の構成

HiPROSPECTS® は，**主専攻プログラム**，**副専攻プログラム**及び**特定プログラム**の３種類のプログラムで構成されています。

主専攻プログラムは，学士号を取得して卒業するために全員が登録します。一方，副専攻プログラム及び特定プログラムは，その履修を希望する学生のみ登録します。

以下に示すように，各プログラムの内容を理解して，学習を進めてください。

１．主専攻プログラム

１）目　的

主専攻プログラムとは，所属する学部・学科等を卒業するために履修するカリキュラム（教育課程）のことをいい，学士号の取得を目的として，教養教育及び専門教育が一貫して編成されたプログラムです。

したがって，所属する学部・学科等が提供する主専攻プログラムを全員１つ登録します。

なお,所属する学部・学科等以外が提供する主専攻プログラムを登録したい場合は,その主専攻プログラムを提供する学部・学科等へ，転学部・転学科等を行う必要があります。

２）学期毎の評価，卒業

主専攻プログラムでは，学期毎に履修した各授業科目で評価（p.ハイプロ７～９参照）が行われ，自らの到達度のチェックができるようになっています。また，主専攻プログラムで示されている卒業要件を満たせば，学士号を取得して卒業することができます。

３）その他

主専攻プログラムの詳細については，専門教育に関するページをご覧ください。

２．副専攻プログラム・特定プログラム

１）目　　的

副専攻プログラム及び特定プログラムとは，主専攻プログラムと並行して異なる分野を学習することを目的として編成されたプログラムです。なお，その履修を希望する学生のみ登録します。

プログラム	目　　的
副専攻プログラム	主専攻プログラムの基礎又は概要の学習を目的として編成されたプログラムです。
特定プログラム	①主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習（高度な英語能力を養成するものなど），又は，②資格（学芸員や学校図書館司書教諭など）の取得を目的として編成されたプログラムです。

２）共通点・相違点

副専攻プログラムと特定プログラムには，その他，次のような共通点・相違点があります。

①共通点

項目	副専攻プログラムと特定プログラムの共通点
主専攻プログラムとの関係	**主専攻プログラムの履修基準によっては**，副専攻プログラムや特定プログラムで修得した単位を主専攻プログラムの卒業要件単位に算入することができる場合があります。各自の主専攻プログラムの履修基準を確認してください。
プログラムの登録手続	説明書に記載されている「履修開始時期」に合わせ，毎年１月上旬から２月上旬（※）に「My もみじ」のアンケート機能によりプログラムの登録を申請し，登録許可を受けた場合に，翌年度から履修を開始します。
授業科目の履修	○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目のうち，入学から当該プログラムの登録前までに修得した単位があれば，その単位は当該プログラムの修了要件単位に算入されます。 ○授業時間割の関係で，副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目の一部が履修できない場合があります。 ○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目も本学共通の平均評価点（GPA）（p. ハイプロ７～９参照）の計算対象に含まれます。
成績証明書への記載	副専攻プログラム・特定プログラムに登録されると「履修中」である旨，記載されます。プログラムの修了条件を満たすと，「修了」した旨，記載されます。

※一部の特定プログラムでは，登録申請時期が異なります。詳しくは HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト内の特定プログラムのページをご覧ください。（p. ハイプロ６参照）

②相違点

項目	副専攻プログラム	特定プログラム
登録できるプログラム数	１プログラムのみ登録できます。	複数のプログラムを登録できます。
プログラムの選択範囲	自身の主専攻プログラムが提供するプログラム以外から選択することができます。	原則，全てのプログラムから選択することができます。
プログラムの修了条件	副専攻プログラムの修了要件単位を修得し，卒業の認定を受けた場合に修了することができます。	特定プログラムの修了要件単位を修得し，卒業又は離籍（退学など）した場合に修了することができます。
修了証書の交付	交付されます。	一部のプログラムでのみ修了証書が交付されます。

３）履修開始までの流れ

副専攻プログラムと特定プログラムの履修を始めるまでの流れは，次のとおりです。

時　期	詳　　細
１月上旬から２月上旬	○副専攻プログラム・特定プログラムのプログラム登録申請方法等を「Myもみじ」で確認 ○登録のための要件，時期等希望するプログラムの詳細を説明書で確認 ↓ ○必要に応じて事前にチューター又は指導教員に相談 ↓ ○「My もみじ」のアンケート機能から，副専攻プログラム・特定プログラムの登録を申請 ↓ ○登録許可の審査結果を確認
翌年度前期	○登録許可を受けた場合，副専攻プログラム・特定プログラムの履修を開始

４）その他

登録を希望するプログラムの説明書を必ずよく読み，到達目標などをしっかり理解した上で学習しましょう。また，登録する際に不明な点等があれば，チューターや所属する学部の学生支援担当に相談してください。

■HiPROSPECTS® をより良く理解するための３つの資料

HiPROSPECTS® の各プログラムの内容についての資料を，次のとおり公開しています。

	記載内容	確認方法
詳 述 書	**各主専攻プログラム**の詳細 （プログラムの概要，ディプロマポリシー（学位授与の方針・プログラムの到達目標），カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針），学修の成果，取得可能な資格　等）	HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト
説 明 書	**各副専攻プログラム**，**各特定プログラム**の詳細 （プログラムの概要，到達目標，登録時期，登録要件，授業科目　等）	
シラバス	**プログラムを構成する各授業科目**の詳細 （授業計画，予習・復習へのアドバイス，テキスト，成績評価の基準　等）	「My もみじ」で閲覧できます。

※ HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト URL

（主専攻プログラム）　https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou

（副専攻プログラム）　https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/hukusenkou

（特定プログラム）　https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/tokutei

Ⅲ．評価の方法

HiPROSPECTS® の大きな特徴の一つは，これまでにない新しい学習成果の評価方法を導入したことです。

広島大学は，HiPROSPECTS® を導入し，プログラム毎に到達目標を定めることにより，各主専攻プログラムのみなさん一人ひとりに対し，従来から行われている**授業科目の成績評価**に加えて，**プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価**を行います。

これにより，みなさんは自分自身が身につけた力をより分かりやすく知ることができ，今後の学習方法についてのヒントを得ることができるのです。

１．授業科目の成績評価

みなさんは，履修基準に従って授業科目を履修し，試験を受けて，必要な単位を修得していきますが，みなさんの学習成果の評価は，まずその授業科目毎に行われます。それが授業科目の成績評価です。

成績評価は，秀（S），優（A），良（B），可（C），不可（D）の５段階評価とし，秀，優，良，　可を合格とします。成績評価の結果は，学期毎に通知します。

なお，各授業科目で行われる成績評価の基準等は，シラバスに明示されています。

２．本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average）

授業科目の成績評価をまとめた指標として，全学的に算出方法を統一した平均評価点（GPA：Grade Point Average）を通知します。算出公式は次のとおりです。

この GPA は，履修指導に活用する他，奨学金，授業料免除，成績優秀者及び学生表彰等の選定基準としても用いられます。

【本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average）　算出公式】

$$\mathrm{GPA} = \frac{\text{秀の単位数}\times 4 + \text{優の単位数}\times 3 + \text{良の単位数}\times 2 + \text{可の単位数}\times 1}{\text{総登録単位数}\times 4} \times 100$$

（注）分母が「総登録単位数」に基づくものであることに注意してください。むやみに多くの授業を履修登録すると，履修しきれなくなり GPA が下がってしまうことがあります。

GPA の具体的な計算事例は次のとおりです。

Aさんの場合　適正な履修計画に基づき授業科目を登録した場合

登録した単位：20単位（10科目（各２単位））
前期成績：秀／10単位，優／４単位，良／２単位，可／４単位

$$\frac{10(秀)\times 4 + 4(優)\times 3 + 2(良)\times 2 + 4(可)\times 1}{20\times 4}\times 100 = 75.00$$

Bさんの場合　無理な履修計画で多くの授業科目を登録した場合

登録した単位：30単位（15科目（各２単位））
前期成績：秀／０単位，優／10単位，良／２単位，可／12単位，（不可／６単位）

$$\frac{0(秀)\times 4 + 10(優)\times 3 + 2(良)\times 2 + 12(可)\times 1}{30\times 4}\times 100 = 38.33$$

【GPA の計算対象となるもの】

５段階評価（欠席を含む。）が付された授業科目について GPA の計算対象になります。なお，**副専攻プログラムや特定プログラムとして履修した授業科目も** GPA の計算対象になります。

【GPA の計算対象とならないもの】

成績評価欄が「認定」となっている授業科目は，５段階評価が付されていないことから，GPA の計算対象となりません。また，履修手続の際に，**履修届出区分を「単位不要」とした授業科目**については，そもそも単位が出ませんので**GPA の計算対象となりません**。

【参考：「認定」の授業科目について】

他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして，単位認定するが，５段階評価を付さない場合，当該授業科目の成績欄は，「認定」となります。その取扱いは，下記のとおりです。

・入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，５段階評価は付さない。
・入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合，原則として５段階評価は付さないが，協定等により５段階評価を付す根拠がそれ相応にある場合に限り，５段階評価を付すことができる。（各学部で取扱いが異なり，５段階評価を付す場合は，GPA の計算対象となる。）

３．プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価

主専攻プログラムでは，詳述書に明示された到達目標の具体的な項目について，到達度の評価を行っています。

到達度の評価は，「極めて優秀（Excellent）」，「優秀（Very Good）」，「良好（Good）」の３段階で評価し，その結果は，学期毎に通知します。

「優」や「可」などの成績評価からは，その授業科目の履修の成果は分かりますが，プログラムが掲げる到達目標に対して，自分が今どの程度達成できているかは分かりづらいと思います。到達度の評価を知ることは，到達目標の実現に向けて，具体的にどういう能力がどの程度身につき，何が足りないのかを把握でき，またそれに基づいて，次のタームの学習に向けた履修計画にも役立てることができます。

到達度の評価は，学期毎に更新され，卒業時に通知される評価内容が，最終の到達度を表します。したがって，例えばある段階で「良好（Good）」という評価を一旦受けても，その後がんばって学習を続けた結果，卒業時には「極めて優秀（Excellent）」という評価を受けることもありますし，逆にある段階で「極めて優秀（Excellent）」という評価を受けていても，その後の努力を怠った結果，評価が下がる可能性もあります。学期毎に通知される到達度の評価を参考にしながら，卒業までがんばって学習を続けるようにしてください。

■成績評価，GPA 及び到達度の評価の確認方法

成績評価，GPA 及び到達度の評価は，「My もみじ」で確認することができます。

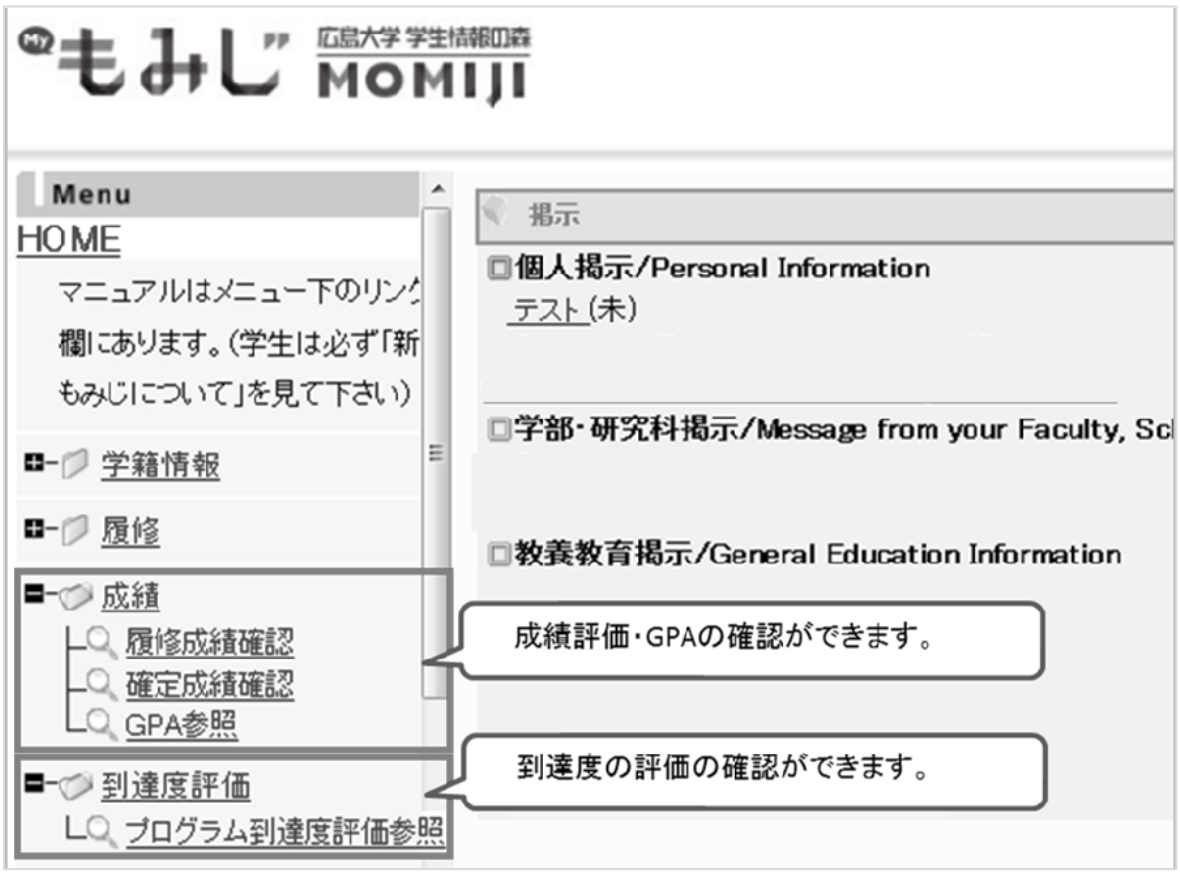

Ⅳ．副専攻プログラム一覧

開設キャンパス	副専攻プログラムの名称	開設学部
東広島キャンパス	総合科学副専攻プログラム	総合科学部
	哲学・思想文化学副専攻プログラム	文学部
	歴史学副専攻プログラム	
	地理学・考古学・文化財学副専攻プログラム	
	日本・中国文学語学副専攻プログラム	
	欧米文学語学・言語学副専攻プログラム	
	初等教育教員養成副専攻プログラム	教育学部
	特別支援教育教員養成副専攻プログラム	
	中等教育科学（理科）副専攻プログラム	
	中等教育科学（数学）副専攻プログラム	
	中等教育科学（技術・情報）副専攻プログラム	
	中等教育科学（社会・地理歴史・公民）副専攻プログラム	
	中等教育科学（国語）副専攻プログラム	
	中等教育科学（英語）副専攻プログラム	
	日本語教育副専攻プログラム	
	健康スポーツ教育副専攻プログラム	
	人間生活教育副専攻プログラム	
	音楽文化教育副専攻プログラム	
	造形芸術教育副専攻プログラム	
	教育学副専攻プログラム	
	心理学副専攻プログラム	
	公共政策副専攻プログラム	法学部
	ビジネス法務副専攻プログラム	
	現代経済副専攻プログラム	経済学部
	数学副専攻プログラム	理学部
	化学副専攻プログラム	
	地球惑星システム学副専攻プログラム	
	機械システム副専攻プログラム	工学部
	輸送システム副専攻プログラム	
	材料加工副専攻プログラム	
	エネルギー変換副専攻プログラム	
	電気システム情報副専攻プログラム	
	電子システム副専攻プログラム	
	応用化学副専攻プログラム	
	化学工学副専攻プログラム	
	生物工学副専攻プログラム	
	社会基盤環境工学副専攻プログラム	
	建築副専攻プログラム	
	水圏統合科学副専攻プログラム	生物生産学部
	応用動植物科学副専攻プログラム	
	食品科学副専攻プログラム	
	分子農学生命科学副専攻プログラム	
	情報科学副専攻プログラム	情報科学部

副専攻プログラムの登録・履修にあたっては，必ず事前に副専攻プログラムの説明書（p. ハイプロ６参照）に目を通し，到達目標等を理解しておいてください。

Ⅴ．特定プログラム一覧

【主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	Global Peace Leadership Program	教育本部
	ひろしま平和共生リーダー育成特定プログラム	
	グローバル教員養成特定プログラム	教育学部
	科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学部
	基本統計学特定プログラム	情報科学部 情報メディア教育研究センター
	基本情報処理特定プログラム	
	英語プロフェッショナル養成特定プログラム	外国語教育研究センター
	トライリンガル養成特定プログラム	
	アクセシビリティリーダー育成特定プログラム	アクセシビリティセンター
	ダイバーシティ特定プログラム	ダイバーシティ研究センター
霞キャンパス	食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	薬学部

【資格の取得を目的とするプログラム】

開設キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	学芸員資格取得特定プログラム	総合博物館 総合科学部 文学部 教育学部 理学部 生物生産学部
	社会調査士資格取得特定プログラム	総合科学部 文学部 教育学部 法学部
	学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム	教育学部

特定プログラムの登録・履修にあたっては，必ず事前に特定プログラムの説明書（p. ハイプロ６参照）に目を通し，到達目標等を理解しておいてください。

■特定プログラムに関係する資格

特定プログラムには，前述のとおり，主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的としたもの，及び，資格の取得を目的として編成されたものの２種類があります。そのうち，資格の取得を目的として編成されたプログラム及びその資格の概要は次表のとおりです。

なお，**プログラムを修了するだけでは，その資格を取得することはできません。**修了に必要な授業科目の単位を修得した後に所定の手続等を経る必要がありますので，説明書等で確認してください。

資　格 （関連する特定プログラム）	資 格 の 概 要 等
学芸員 （学芸員資格取得 特定プログラム）	学芸員は，博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員で，博物館資料の収集，保管，展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には，いわゆる歴史博物館，考古館，美術館のほかに，動物園，植物園，水族館，科学館などがあります。 学芸員の資格を得るためには，学士の学位を有し，文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要があり，これらの科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。 なお，本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。学芸員の資格とは，免許状のようなものが与えられるようなものではなく，博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものです。
社会調査士 （社会調査士資格取得 特定プログラム）	社会調査士は，社会調査の知識や技術を用いて，世論や市場動向，社会事象等を捉えることのできる能力を有する調査の専門家のことです。 社会調査士の資格を得るためには，社会調査協会が定める「社会調査士のための必修科目」の単位を修得する必要があり，これらの科目で編成されたものが，社会調査士資格取得特定プログラムです。
学校図書館司書教諭 （学校図書館司書教諭資格取得 特定プログラム）	学校図書館は，児童生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの［生きる力］の育成に，学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設です。司書教諭は，この学校図書館の専門的職務をつかさどります。 司書教諭の資格を得るには，まず，教員免許状を取得し教諭であること，そして，学校図書館法に規定する司書教諭の講習（以下，「講習」という）を修了する必要があります。学校図書館司書教諭講習規程で定められた，この講習で修得する必要のある科目で編成されたものが，学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムです。

Ⅵ．HiPROSPECTS® 関係規則等

１．広島大学教育プログラム規則

平成18年２月14日
規則第５号

広島大学教育プログラム規則

（趣旨）

第１条　この規則は，広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号。以下「通則」という。）第19条第５項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本学の教育プログラムは，到達目標を明示し，その到達度の評価を組み込んだ体系的なカリキュラムを構築するとともに，学生に多様な学習の機会を提供することを目的とする。

（名称）

第３条　本学の教育プログラムは，到達目標型教育プログラム（HiPROSPECTS（ハイプロスペクツ））と称する。

（種類）

第４条　プログラムの種類は，その教育目的により，主専攻プログラム，副専攻プログラム及び特定プログラムとする。

第５条　主専攻プログラムとは，学位の取得を目的として，教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。

第６条　副専攻プログラムとは，学士課程教育の多様性を確保するとともに，学生の多様な能力，適性及び学習意欲に応え，学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。

第７条　特定プログラムとは，主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

（開設及び編成）

第８条　主専攻プログラム及び副専攻プログラムは，単一の学部で，又は学部をまたがって開設することができる。

２　特定プログラムは，単一の学部等（学部，研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）で，又は学部等をまたがって開設することができる。

３　プログラムを新規に開設しようとするときは，第12条から第14条までに規定する担当教員会は，原則として開設する前年度の７月末までに第15条に規定する詳述書等を作成し，プログラムを開設しようとする学部等を通じて，理事（教育担当）の承認を得るものとする。

第９条　主専攻プログラムは，到達目標とその意義，育成しようとする人材像を明示して

編成するものとし，修了要件単位は通則第44条第１項に示す単位数とする。
２　主専攻プログラムの履修に関し必要な事項は，学部が定める。
第10条　副専攻プログラムは，一つの主専攻プログラムを構成する授業科目のうちから，そのプログラムの基礎又は概要等を学ぶためのものとして，到達目標を明示して編成するものとし，修了要件単位は16単位以上で，30単位を超えない範囲とする。
２　副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は，別に定める。
第11条　特定プログラムは，主専攻プログラムを構成する授業科目又は新規に開設した授業科目により，主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習や資格の取得を目的として，到達目標を明示して編成するものとし，修了要件単位は10単位程度を目安とする。
２　特定プログラムの履修に関し必要な事項は，別に定める。
（実施体制）
第12条　プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織として，各プログラムに担当教員会を置く。
２　副専攻プログラムの提供の基礎となっている主専攻プログラムの担当教員会は，当該副専攻プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織を兼ねるものとする。
３　第１項の規定にかかわらず，特定プログラムを開設する学部等が支障がないと判断したときは，責任者を置き特定プログラム担当教員会を置かないことができるものとする。
第13条　主専攻プログラム担当教員会は，当該主専攻プログラムを担当する教員のうち，専門教育科目を担当する本学専任教員によって組織するものとし，その業務を総括するため，主任を置く。
２　二つ以上の主専攻プログラムの専門教育科目を担当する教員は，原則として一つの主たるプログラムを選び，その担当教員会の構成員となる。
第14条　特定プログラム担当教員会は，当該特定プログラムの授業科目担当教員で組織するものとし，その業務を総括するため，主任を置く。
（詳述書等）
第15条　前３条に規定する担当教員会は，プログラムごとに，その到達目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法等を定め，次に掲げる詳述書等に明記するものとする。
(1) 主専攻プログラム　主専攻プログラム詳述書（別記様式第１号）
(2) 副専攻プログラム　副専攻プログラム説明書（別記様式第２号）
(3) 特定プログラム　特定プログラム説明書（別記様式第３号）
（シラバス）
第16条　教員は，担当する授業科目について，履修する上で必要な情報をまとめたものとして，シラバスを作成するものとする。
（登録）
第17条　主専攻プログラムは，入学と同時に決定され登録するもの並びに入学後に選択及び登録するものがあり，学生は一つの主専攻プログラムに登録するものとする。
２　副専攻プログラム及び特定プログラムは，学生がその履修を希望し，許可された場合に登録するものとする。
（主専攻プログラムの変更）
第18条　学生が，他の主専攻プログラムに変更することを志望するときは，次の各号によ

り取り扱うものとする。

(1) 他学部が開設する主専攻プログラムを志望するときは，通則第36条の規定により，転学部の許可を受けた上で変更するものとする。

(2) 所属学部が開設する他の主専攻プログラムを志望するときは，転学科等を伴う場合は，通則第37条の規定により転学科等の許可を受けた上で変更するものとし，転学科等を伴わない場合は，当該学部が定める方法により変更するものとする。

（学生の評価）

第19条　平均評価点（GPA：Grade Point Average）は，授業科目の成績評価に基づき算出し，総合的な成績評価の指標として，学期ごとに学生に通知するものとする。

2　授業科目の成績評価のほか，主専攻プログラムにおいては，プログラムごとに定められた到達目標に対する到達度の評価を行い，学期ごとに学生に通知するものとする。

3　前２項に定めるもののほか，学生の評価に関し必要な事項は，別に定める。

（点検・評価）

第20条　担当教員会は，到達度の評価結果その他プログラムの実施状況等を基にプログラムの点検・評価を行うものとする。

（改善）

第21条　担当教員会は，前条の点検・評価を基に，プログラムの改善を行うものとする。

2　担当教員会が，プログラムの改善を実施しようとするときは，軽微な改善を除き，当該学部等を通じて理事（教育担当）の承認を得るものとする。

（廃止）

第22条　学部等は，第20条の点検・評価を基にプログラムを廃止しようとするときは，理事（教育担当）の承認を得なければならない。

（雑則）

第23条　この規則に定めるもののほか，プログラムの実施に関し必要な事項は，学部等の定めるところによる。

主専攻プログラム詳述書

別記様式第１号（第15条第１号関係）

主専攻プログラム詳述書

開設学部(学科)名〔　　〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1　取得できる学位	
2　概要	
3　ディプロマ・ポリシー（学位授与方針・プログラムの到達目標）	
4　カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	
5　開始時期・受入条件	
6　取得可能な資格	
7　授業科目及び授業内容	
8　学習の成果	
9　卒業論文（卒業研究）	
10　責任体制	

副専攻プログラム説明書

別記様式第２号（第15条第２号関係）

副専攻プログラム説明書

開設学部(学科)名〔　　〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1　概要	
2　到達目標	
3　登録時期	
4　登録要件	
5　受入上限数	
6　授業科目及び授業内容	
7　修了要件	
8　責任体制	
9　既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等	

特定プログラム説明書

別記様式第３号（第15条第３号関係）

特定プログラム説明書

開設学部等名〔　　〕

プログラムの名称	(和文) (英文)
1　概要	
2　到達目標	
3　登録時期	
4　登録要件	
5　受入上限数	
6　授業科目及び授業内容	
7　修了要件	
8　責任体制	
9　既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等 (2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等	

２．広島大学副専攻プログラム履修細則

平成18年３月14日
副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第１条　この細則は，広島大学教育プログラム規則（平成18年２月14日規則第５号。以下「規則」という。）第10条第２項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち，副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部）

第２条　副専攻プログラムの名称及びその開設学部は，別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第３条　副専攻プログラムの授業科目及び履修方法は，規則第15条第２号に定める副専攻プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第４条　学生は，副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合は，一つに限り副専攻プログラムを登録することができる。ただし，登録している主専攻プログラムが提供の基礎となっている副専攻プログラムは，登録することができない。

２　前項の登録に関する手続は，各学年次終了時の所定の時期に行うものとし，その登録の可否は当該プログラムの担当教員会が決定するものとする。

３　学生は，第１項の登録をする前に修得した副専攻プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

４　副専攻プログラムの登録に関し必要な事項は，当該プログラムの担当教員会が定める。

５　所属する学部の長は，学生が副専攻プログラムに登録している間，成績証明書に副専攻プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第５条　各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は，開設学部がその学期の始めに公示する。

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，各学期の開設学部が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第１年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第７条　副専攻プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号）第31条第１項及び第２項に規定するものに限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき，要修得単位数の２分の１未満の範囲内で定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

２　副専攻プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第８条　副専攻プログラムの担当教員会は，卒業の認定を受け，かつ，当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について，修了の判定を行う。

２　開設学部の長は，副専攻プログラムを修了した者に，副専攻プログラム修了証書（別

記様式）を授与する。

3　所属する学部の長は，学生が副専攻プログラムを修了した場合，成績証明書に副専攻プログラムを修了した旨記載するものとする。

（単位数の計算の基準）

第９条　各授業科目の単位数の計算は，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年２月14日規則第６号），専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

（試験及び追試験）

第10条　試験及び追試験の実施については，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則，専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

（単位の取扱い）

第11条　副専攻プログラムで修得した単位は，主専攻プログラムの履修基準により，主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか，副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は，それぞれの担当教員会の定めるところによる。

別表（第２条関係）

（略）

別記様式（第８条第２項関係）

第　　号

副専攻プログラム　修了証書

学部・学科等
氏　　名
生 年 月 日

本学○○学部の○○副専攻プログラムを修了したことを認める

年　月　日

広島大学　　長　　印

３．広島大学特定プログラム履修細則

平成18年３月14日
副学長（教育・研究担当）決裁

広島大学特定プログラム履修細則

（趣旨）

第１条　この細則は，広島大学教育プログラム規則（平成18年２月14日規則第５号。以下「規則」という。）第11条第２項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち，特定プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部等）

第２条　特定プログラムの名称及び開設する学部等（学部，研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）（以下「開設学部等」という。）は，別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第３条　特定プログラムの授業科目及び履修方法は，規則第15条第３号に定める特定プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第４条　学生は，特定プログラムが定める基準を満たしている場合は，当該プログラムを登録することができる。

２　前項の登録に関する手続は，各ターム末又は各学期末の所定の時期に行うものとし，登録時期及び登録の可否は当該プログラムの担当教員会又は責任者が決定するものとする。

３　学生は，第１項の登録をする前に修得した特定プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

４　特定プログラムの登録に関し必要な事項は，当該プログラムの担当教員会又は責任者が定める。

５　所属する学部の長は，学生が特定プログラムに登録している間，成績証明書に特定プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第５条　各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は，開設学部等がその学期の始めに公示する。

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，各学期の開設学部等が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第１年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第７条　特定プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号）第31条第１項及び第２項に規定するものに限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議（担当教員会を置かない場合は，責任者の意見。次項において同じ。）に基づき，要修得単位数の２分の１未満の範囲内で定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

２　特定プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は，当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）
第８条　特定プログラムの担当教員会又は責任者は，卒業の認定を受け，かつ，当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について，修了の判定を行う。ただし，卒業の認定を受けていない者であっても，所属する学部の長が認め，かつ，当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得したものについても，修了の判定を行う。
２　開設学部等の長は，特定プログラムを修了した者に，特定プログラム修了証書（別記様式）を授与することができる。
３　所属する学部の長は，学生が特定プログラムを修了した場合，成績証明書に特定プログラムを修了した旨記載するものとする。
（単位数の計算の基準）
第９条　各授業科目の単位数の計算は，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年２月14日規則第６号），専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。
２　前項の規定にかかわらず，開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の単位数の計算は，広島大学通則第19条の３第１項に規定する基準に基づき，当該プログラムの担当教員会又は責任者が定め，当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。
（試験及び追試験）
第10条　試験及び追試験の実施については，教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則，専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。
第11条　前条の規定にかかわらず，開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の試験は，原則として当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし，授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。
２　試験の方法及び期日は，開設学部等があらかじめ発表する。
３　授業実施時数の３分の２以上の出席を満たさない場合は，受験を認めない。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは，当該授業科目担当教員の判断によるものとする。
第12条　第10条の規定にかかわらず，開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目について，次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は，追試験を受けることができる。
(1)　配偶者又は３親等内の親族の死亡による忌引
(2)　負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
(3)　天災その他の非常災害
(4)　交通機関の突発事故
(5)　その他やむを得ない事情
２　追試験を受けようとする者は，原則として当該授業科目の試験実施後１週間以内に，所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて開設学部等の長に願い出なければならない。
３　追試験受験を許可された者は，原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験し

なければならない。

4　追試験の実施期間は，当該授業科目の試験実施後３週間以内とする。

（単位の取扱い）

第13条　特定プログラムで修得した単位は，主専攻プログラムの履修基準により，主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

（雑則）

第14条　この細則に定めるもののほか，特定プログラムの履修に関し必要な事項は，それぞれの担当教員会又は責任者の定めるところによる。

別表（第２条関係）

（略）

別記様式（第８条第２項関係）

第　　号

特定プログラム　修了証書

学部・学科等
氏　　名
生 年 月 日

本学の○○特定プログラムを修了した
ことを認める

年　月　日

広島大学　　長　　印

Ⅶ. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先

■副専攻プログラムに関する問い合わせ先

提供学部	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学系支援室 （学士課程担当）	(082)424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
文学部	人文社会科学系支援室 （文学事務室） （学士課程担当）	(082)424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学系総括支援室 （学士課程担当）	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部昼間コース	人文社会科学系支援室 （法学・経済学事務室） （法学部担当）	(082)424-4647	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部昼間コース	人文社会科学系支援室 （法学・経済学事務室） （経済学部担当）	(082)424-4646	
理学部	理学系支援室 （学士課程担当）	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学系総括支援室 （工学部担当）	(082)424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物学系総括支援室 （学士課程担当）	(082)424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部	工学系総括支援室 （情報科学部担当）	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp

■特定プログラムに関する問い合わせ先

プログラム名	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
Global Peace Leadership Program	教育推進グループ （学生プラザ内）	(082)424-6158	gsyugakukm-group@office.hiroshima-u.ac.jp
英語プロフェッショナル養成特定プログラム			
トライリンガル養成特定プログラム			
学芸員資格取得特定プログラム			
社会調査士資格取得特定プログラム			
アクセシビリティリーダー育成特定プログラム			
科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学系支援室 （学士課程担当）	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
基本統計学特定プログラム	工学系総括支援室 （情報科学部担当）	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
基本情報処理特定プログラム			
ひろしま平和共生リーダー育成特定プログラム	学術・社会連携部 （地域連携部門）	(082)424-5871	chiikirenkei@office.hiroshima-u.ac.jp
ダイバーシティ特定プログラム	ダイバーシティ研究センター	(082)424-4559	diversity-center@hiroshima-u.ac.jp
グローバル教員養成特定プログラム	教育学系総括支援室 （学士課程担当）	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム			
食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	霞地区運営支援部学生支援グループ （薬学部担当）	(082)257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

その他，HiPROSPECTS® に関する質問は，教育推進グループ（学生プラザ３Ｆ）へ問い合わせてください。なお, E-mailを送るときには, 必ず学生番号と名前を書いてください。

Ⅷ．TOEIC® L&R IP テストの全学実施について

広島大学では，グローバル化に対応した人材の育成に取り組んでいます。その一環として，TOEIC® L&R IP テストの全学一斉実施を行っており，学部生全員が受験します。受験期は，１年次５月及び３年次以降の２回です。（２回目の受験期は所属学部・学科等によって異なるので，以下の「学生向けの情報」で確認してください。）

入学してすぐの，広島大学における英語学習のスタート時と言えるスコア，そして卒業時のスコアとして，英語力を確認することになります。

また，スコアは，教育を充実させるためだけではなく，みなさんにとっても次のように役立ちますので，積極的に活用しましょう。

◯自分の力を，一般的に通用するスコアで知ることができる。
◯社会的に認められるテスト結果で，就職や大学院入学に際して自己PRに使用できる。
◯高スコアを得ると，教養教育科目の外国語科目（英語）の単位認定を受けることができる。

◯学生向けの情報

最新の情報はもみじのトップページから「学びのサポート」→「TOEIC® L&R IP 情報」（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/toeicip.html）で確認してください。

Ⅸ．情報科学パッケージ科目について

広島大学情報科学部では，さまざまな学問領域において必要とされる体系的な分析手法や情報処理技術に関し，情報科学部開設専門教育科目の中からそれぞれの学問領域に応じたデータサイエンス／インフォマティクス教育を「情報科学パッケージ科目」として設定しています。

情報科学部が推奨する情報科学パッケージ科目により修得された皆さんの知識は，それぞれの学問領域での卒業研究，大学院での学習，就職後の業務等さまざまな場面で活用されるはずです。

多くの学生の皆さんが，情報科学パッケージ科目を受講されることを期待しています。

情報科学パッケージ科目として推奨する授業科目表

科目区分	授業科目	単位数	履修期（開講ターム）	パッケージ													
				総合科学系	デジタル・ヒューマニティーズ系	心理学系	情報と社会系	経済学系	生物生命系	地球惑星系	医療系	機械・輸送工学系	情報工学系	応用化学・生物工学・化学工学系	情報社会でのデータサイエンス系	建築系	生物生産系
情報科学部専門教育科目	確率論基礎	2	2セメ(4T)	○				○									
	推測統計学	2	3セメ(1T)					○								○	
	カテゴリカル・データ分析（CDA）	2	3セメ(2T)		○	○											
	線形モデル	2	3セメ(2T)	○								○					
	微分方程式	2	3セメ(1T)	○										○			
	ソフトウェア工学	2	3セメ(2T)										○				
	システム最適化	2	4セメ(3T)	○				○				○				○	
	一般化線形モデル（GLM）	2	4セメ(3T)	○		○											
	多変量解析	2	4セメ(3T)	○	○	○		○				○		○			
	ディジタル回路設計	2	4セメ(3T)										○				
	アルゴリズムとデータ構造	2	4セメ(3T)										○				
	データベース	2	4セメ(4T)		○				○				○				
	計算機構成論	2	4セメ(4T)										○				
	数値計算	2	4セメ(4T)	○						○							
	フーリエ解析	2	3セメ(2T)	○												○	
	確率モデリング	2	4セメ(4T)	○													
	プログラミング言語	2	4セメ(4T)	○						○							
	サーベイ・デザイン	2	5セメ(1T)	○			○										
	データマイニング	2	5セメ(1T)								○				○		
	生物統計	2	5セメ(2T)						○		○			○			○
	計量経済学	2	5セメ(2T)					○									
	画像処理	2	5セメ(2T)														
	情報社会とセキュリティ	2	5セメ(2T)				○										
	自然言語処理	2	5セメ(2T)	○	○												
	医療統計	2	6セメ(3T)					○	○		○						
	ビジュアルコンピューティング	2	6セメ(3T)													○	
	人工知能と機械学習	2	6セメ(3T)							○		○	○				
	並列分散処理	2	6セメ(3T)	○													
	社会とデータ解析	2	6セメ(3T)				○								○		
	時系列分析	2	6セメ(3T)					○		○							
	確率過程論	2	6セメ(4T)	○													
	ビッグデータ	2	6セメ(4T)								○				○		
	医療・福祉政策とデータ解析	2	6セメ(4T)				○				○						

（注） ○を付した授業科目がパッケージ別に推奨する授業科目を示す。なお，履修期は変更される場合があるため，履修年度の時間割を確認すること。

それぞれの主専攻プログラムが推奨するパッケージを以下に示します。なお，所属（又は希望）する主専攻プログラム名の記載がない場合も，授業科目の履修は可能なので，積極的に履修してください。

主専攻プログラム	パッケージ
（総合科学部）総合科学プログラム	総合科学系
（文学部）欧米文学語学・言語学プログラム	デジタル・ヒューマニティーズ系
（教育学部）心理学プログラム	心理学系
（法学部）公共政策プログラム，ビジネス法務プログラム，法曹養成プログラム	情報と社会系
（経済学部）現代経済プログラム	経済学系
（理学部）生物学プログラム	生物生命系
（理学部）地球惑星システム学プログラム	地球惑星系
（医学部・歯学部・薬学部）医学プログラム，看護学プログラム，理学療法学プログラム，作業療法学プログラム，歯学プログラム，口腔保健学プログラム，口腔工学プログラム，薬学プログラム，薬科学プログラム	医療系
（工学部）機械システムプログラム，輸送システムプログラム，材料加工プログラム，エネルギー変換プログラム	機械・輸送工学系
（工学部）電気システム情報プログラム，電子システムプログラム	情報工学系
（工学部）応用化学プログラム，生物工学プログラム，化学工学プログラム	応用化学・生物工学・化学工学系
（工学部）社会基盤環境工学プログラム	情報社会でのデータサイエンス系
（工学部）建築プログラム	建築系
（生物生産学部）水圏統合科学プログラム，応用動植物科学プログラム，食品科学プログラム，分子農学生命科学プログラム	生物生産系

Ｘ．初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について

広島大学では，学部１年次生全員が学外の企業・団体等での社会体験，就業体験，ボランティア等を行う「初年次インターンシップ（社会体験)」を実施しています。これは，大学における学修と社会での経験を結びつけることで，今後，みなさんが大学生活をより有意義に送るよう喚起するとともに，将来の進路選択・自己の職業適性等について考える契機とするものです。

体験内容や受入先，実施方法等は所属学部・学科等によって異なるので下表を参照してください。

学　　部		初年次インターンシップ（社会体験）実施方法
総合科学部		「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。
文学部		学生便覧の「初年次インターンシップ（社会体験）の実施について」を参照してください。
教育学部		内容については各授業科目のシラバスを参照してください。
	教初	「小学校教育実習入門」の一部で実施
	教特	「小学校教育実習入門」,「特別支援学校教育実習入門」,「教養ゼミ」の一部で実施
	教二 教三 教四 教教	「中・高等学校教育実習入門」の一部で実施 ※教日，教造，教教は「教養ゼミ」も活用して実施
	教心	「教養ゼミ」の一部で実施
法学部		学生便覧の「法学部における初年次インターンシップ（社会体験）について」を参照してください。
経済学部		「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイダンスで説明します。
理学部		内容については，ガイダンスや My もみじ等を通じてお知らせします。
医学部		夏季休業期間中，医学部・歯学部・薬学部３ 学部合同で，医療機関等での合同早期体験実習を実施します（医学部医学科及び薬学部は授業の一環として実施します)。詳細は My もみじで通知します。
歯学部		
薬学部		
工学部		詳細は，各類のガイダンスで説明します。なお，工学特別コースは各類に組み入れて実施します。
	工一	「教養ゼミ」の一部で，工場見学（ディスカッション等を含む）を実施
	工二	企業インターンシップ，又は，施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施
	工三	施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施。状況に応じてオンラインツールを使用する。
	工四	「教養ゼミ」の一部で，社会基盤施設または建築物の見学（ディスカッション含む）を実施

学　　部	初年次インターンシップ（社会体験）実施方法
生物生産学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容についてはシラバスを参照してください。
情報科学部	学生便覧の「『学部教育』初年次インターンシップ（社会体験）」を参照してください。

表中における教育学部，工学部の各類・学科等の略号一覧

略号	類・学科等	略号	類・学科等
教初	第一類（学校教育系）初等教育教員養成コース	教教	第五類（人間形成基礎系）教育学系コース
教特	第一類（学校教育系）特別支援教育教員養成コース	教心	第五類（人間形成基礎系）心理学系コース
教二	第二類（科学文化教育系）	工一	第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）
教三	第三類（言語文化教育系）	工二	第二類（電気電子・システム情報系）
教日	第三類（言語文化教育系）日本語教育系コース	工三	第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）
教四	第四類（生涯活動教育系）	工四	第四類（建設・環境系）
教造	第四類（生涯活動教育系）造形芸術系コース		

教養教育について

注　　意

1．教養教育科目は東広島，霞及び東千田の各キャンパスで開講されます。履修を希望する科目がどこのキャンパスで開講される科目なのかを別途配付する冊子「教養教育科目授業時間割」などで確認の上，履修手続等を行ってください。
2．授業に関する連絡事項，時間割変更，休講・補講・教室変更，期末試験情報等の講義情報は「学生情報の森　もみじ」で通知します。「学生情報の森　もみじ」は学外者も閲覧可能な「もみじ Top」と，ID とパスワードを使って利用する「My もみじ」で構成されています。確認を怠ったために，思いもよらない不利益を被る場合がありますので，**一日に一度は必ず両方の「もみじ」を確認してください。**
3．記載事項等に不明な点や疑問な点があれば，この学生便覧を持参の上，直接関係窓口で確認してください。

TOEFL 及び TOEIC はエデュケーショナル・テスティング・サービス（ETS）の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を得たものではありません。

目　　次

Ⅰ．教養教育の理念と目的……教養２
Ⅱ．用語解説と一般的な履修上の注意事項……教養４
Ⅲ．授業科目の履修……教養６
１．平和科目……教養６
２．大学教育入門……教養６
３．教養ゼミ……教養７
４．領域科目……教養７
５．外国語科目……教養８
(1) 英　語……教養８
(2) 初修外国語……教養10
６．情報・データサイエンス科目……教養11
７．健康スポーツ科目……教養12
８．社会連携科目……教養13
９．基盤科目……教養13
Ⅳ．履修に関する手続・相談等……教養14
Ⅴ．試験及び成績……教養17
Ⅵ．令和３(2021)年度教養教育開設授業科目一覧……教養19
１．昼間授業時間帯に開設する授業科目……教養19
２．夜間授業時間帯に開設する授業科目……教養26
Ⅶ．教養教育関係規則等……教養28
１．広島大学教養教育科目履修規則……教養28
２．外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて……教養31
Ⅷ．配置図等……教養33
１．東広島キャンパス配置図……教養33
２．総合科学部付近配置図……教養34
３．総合科学部講義室配置図……教養35
４．教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）……教養39
５．東千田キャンパス配置図……教養40
６．教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先……教養43

Ⅰ．教養教育の理念と目的

教養教育の理念

広島大学は，国際平和文化都市広島の地域性と国際性を重んじる建学の精神に則り，また我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請にこたえるため，幅広く深い教養と総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養することを目指す教養教育を行い，専門的知識・技術の修得とあいまって，人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して，国際社会に貢献する人材を育成することを目指す。

教養教育の目的

教養教育の目的は，幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培うことにあります。そのためには，いわゆる専門に直結する基礎知識・技術を修得するだけでなく，その枠を超えて広く学問への関心を高め，ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養うことが必要となります。ぜひ，教養教育で得たものを，みなさんの人間としての成長と人類の未来に活かしてください。

【教養教育の学習イメージ】

平和科目
○平和について様々な観点から考え，理解を深める。

大学教育基礎科目
○大学で学ぶ上で必要な知識や能力を修得する。
○豊かな感受性・柔軟な発想力を培う。

共通科目
○人類の知識の根源を知る。
○異なる言語や文化に対する理解を深める。
○情報化社会における基礎知識を修得する。
○体力・健康づくりの方法を修得する。
○社会人としての基礎力を高める。

基盤科目
○基礎知識と技術を修得する。

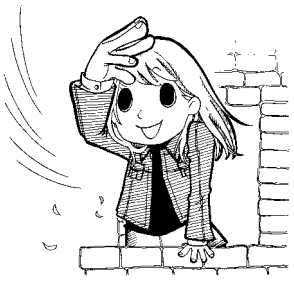

視野をひろげる，
視点をかえる
（学際・総合）

学びの土台をつくる
（基礎力）

自己を発見し、成長する

教養教育の科目区分

教養教育の理念と目的を達成するため,「平和科目」「大学教育基礎科目」「共通科目」「基盤科目」の４つの大科目区分から学びます。さらに，大学教育基礎科目と共通科目は複数の小科目区分から構成されています。

【科目区分構成】

平和科目　**大学教育基礎科目**（大学教育入門／教養ゼミ）　**共通科目**（領域科目／外国語科目（英語・初修外国語）／情報・データサイエンス科目／健康スポーツ科目／社会連携科目）　**基盤科目**

【各科目区分の教育目標】

科目区分		教育目標
平和科目		戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。
共通科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。
	外国語科目 ・英語 ・初修外国語	グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。
	情報・データサイエンス科目	高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につけさらに，将来，新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標にしています。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

Ⅱ．用語解説と一般的な履修上の注意事項

１．学期，ターム及びセメスターについて

広島大学では，１年間を前期（４月１日から９月30日まで）と後期（10月１日から３月31日まで）の２学期に分け，原則学期ごとに履修する授業科目を選択します。さらに，各学期の授業期間がそれぞれ２つの期間に分けられた「第１タームから第４ターム」が設けられます。各授業科目は実施方法に応じて，原則ターム内で週２回の授業を行う「ターム科目」と，学期を通じて週１回の授業を行う「セメスター科目」の２種類があります。

なお，一般的に，１年次前期を１期（１セメスター），後期を２期（２セメスター），２年次前期を３期（３セメスター），後期を４期（４セメスター）・・・というように呼んでいます。

年　次	１年次				２年次				…
学　期	前期		後期		前期		後期		
ターム	１ターム	２ターム	３ターム	４ターム	１ターム	２ターム	３ターム	４ターム	
セメスター	１セメスター		２セメスター		３セメスター		４セメスター		

２．授業科目と単位について

(1) 授業科目

本年度の教養教育の開設授業科目は「令和３(2021)年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養19～p. 教養27）に記載しています。なお，法学部・経済学部夜間主コースの学生は，昼間授業時間帯に開設される授業科目も，開講キャンパスを問わず定められた単位数まで履修することができます。また，夜間授業時間帯に開設される授業科目は，許可された特定の学部の学生しか履修することができません。

(2) 単位と単位の修得

卒業するためには，所属学部が履修基準表などで定めている一定の「単位」を修得する必要があります。

単位は，各授業科目において実施する試験に合格した場合などに修得することができます。各授業科目で修得できる単位数は，予習・復習の時間も考慮して，別に定める算定基準により決定されます。詳細は，「令和３(2021)年度教養教育開設授業科目一覧」（p. 教養19～p. 教養27）の「開設単位数」欄を参照してください。

【修得できる単位数と学修時間（例）】

授業の方法（単位数）	学修時間	学修時間の内訳
講　　義（２単位）	90時間	（授業２時間＋予習・復習４時間）×15回
演習・実習（１単位）	45時間	（授業２時間＋予習・復習１時間）×15回
実　　験（１単位）	45時間	（授業３時間＋予習・復習０時間）×15回

※法令の定めるところにより，いずれの授業科目も１単位の修得に45時間の学修が必要となります。

※一部の授業科目については，算定基準が異なる場合があります。詳しくは広島大学教養教育科目履修規則（p. 教養28～p. 教養30）を参照してください。

なお，原則として**同一授業科目を重複して履修することはできません。**ただし，以下の授業科目については，繰り返し履修し，一定の単位数まで単位を修得することができます。

【重複して履修可能で単位が認められる科目】

外国語科目	コミュニケーションⅠ，コミュニケーションⅡ， 英語圏フィールドリサーチ，コミュニケーション上級英語， 海外語学演習，ベーシック外国語（夜間授業時間帯）
健康スポーツ科目	スポーツ実習，スポーツ演習
社会連携科目	海外フィールドスタディ， 海外フィールドスタディ・アドバンスト， 実践フロントランナープログラム， 国際交流スキルアップ演習， オンライン国際協働演習（e-START）A， オンライン国際協働演習（e-START）B

３．その他

(1) 開設年次

授業科目ごとに設定される対象学年のことを，「開設年次」といいます。これは，学生にとって履修可能となる年次を意味します。例えば，開設年次「２」の授業科目の場合，３セメスターまたは４セメスターから履修することができます。

各授業科目により開設年次・開講学期が異なりますので，「令和３(2021)年度教養教育開設授業科目一覧」(p. 教養19～p. 教養27)，当該年度「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

(2) 指定授業時間

各学部，学科・類（系），コース・専攻，プログラム（以下「各学部等」といいます。）が履修基準表などで定めている必修科目，選択必修科目，履修することが望ましいとする一部の科目は，「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」に示されています。これらの科目を履修する場合は，指定された曜日・時限に履修してください。

同一の指定授業科目を複数の教員が担当する場合は，「My もみじ」の「履修登録・参照」画面にある「教養教育科目指定クラス情報」により担当教員を確認してください。

(3) 修学上特別な配慮を必要とする学生の履修

修学上特別な配慮を必要とする学生は，総合科学部事務棟１階の教育推進グループ教養教育担当または所属学部の学生支援担当で履修の仕方について相談してください。

(4) ２年次生以降の履修上の注意点

次年度以降において，授業科目名が変更されることがあるので，「もみじ Top」の中にある教養教育ホームページ（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/ kyouyou/）などで「教養教育科目新旧対応表」を確認してください。

Ⅲ．授業科目の履修

１．平和科目

１）授業の目標

戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。

＊平和科目群設置の目的：広島大学の理念５原則に「平和を希求する精神」が掲げられているように，学生には平和に対する意識の涵養が求められている。平和については，戦争の悲惨さを直視し，核廃絶を含む軍縮を展望する視点を育む必要性があることはいうまでもない。しかし，それ以外にも「貧困」,「飢餓」,「人口増加」,「環境」,「教育」,「文化」など多様な観点から広く平和を捉え直していくことも必要である。このような観点から「平和を考える」場を提供するために平和科目群を提示する。

２）授業の内容

それぞれの教員が，専門とする学問分野や視点から講義し，平和について考える場を提供します。すべての科目において，平和に関するモニュメントの見学や，平和に関する映像作品の視聴等を行った上で，「平和を考えるレポート」を提出することが義務付けられています。

３）履修上の注意事項

ａ．学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。

なお，指定時間帯，開講科目については，「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」などで確認してください。

ｂ．修得可能な単位数は２単位（１科目）までです。

２．大学教育入門

１）授業の目標

大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。

２）授業の内容

大学で何を学ぶのか，自分の目標を明確にするとともに，レポートの作成方法や，情報収集・発信をする時の倫理規範，他者との交流やかかわり方，大学の施設や各種制度などについて学習する科目です。

３）履修上の注意事項

学部ごとに指定された時間帯で履修してください。

なお，指定時間帯については，「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」で確認してください。

３．教養ゼミ

１）授業の目標

人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。

２）授業の内容

高等学校までの受身の講義ではなく，大学生らしく自主的に学習し，積極的に発言していく態度を育む科目です。自主学習の姿勢，討論への参加，質疑応答などが評価されます。

全学生２単位必修です。原則として10名程度の少人数クラスで行いますが，多人数クラスで行う学部もあります。

３）履修上の注意事項

大学生としての自覚を持ち，自学自習とそこでの十分な思考と理解をもって教養ゼミに臨み，積極的に授業に参加してください。

授業の詳細については所属学部の指示に従ってください。

４．領域科目

１）授業の目標

人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。

２）授業の内容

文明の継承と知的創造のために必要な基礎的知識を伝え，さまざまな学問領域についての知的関心を喚起する科目です。

それぞれの学問分野に基づいて，人文社会科学系科目群と自然科学系科目群の２つの科目群で構成されています。

３）履修上の注意事項

ａ．全学生共通して，人文社会科学系科目群４単位及び自然科学系科目群４単位の計８単位を修得する必要があります。領域科目では，各学部等ごとに指定時間帯を設けており，指定時間帯で開講されている科目を，１科目（２単位）ずつ履修していけば，計８単位修得することが可能です。なお，他学部・他学科指定の時間帯を除き，所属学部・学科の指定時間帯以外で開講される領域科目を履修することも可能です。

ｂ．卒業に必要な単位数が８単位以上の学部もあります。また，学部によって必修科目，選択必修科目または要望科目として履修指定している授業科目が異なっていますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

ｃ．指定時間帯，開講科目については，「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」で確認してください。

５．外国語科目

授業の目標

グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。

（1）英　語

1）授業の内容

授業は原則として習熟度別のクラス編成になっています。

①　コミュニケーション基礎

WBT（Web-Based Training）による自学自習により，英語での日常生活に必要となる語彙や文法（TOEIC（R）Ｌ＆Ｒテスト600点相当）を身に付けます。

ａ．コミュニケーション基礎Ⅰ（原則１セメスターに開講）

ｂ．コミュニケーション基礎Ⅱ（原則２セメスターに開講）

②　コミュニケーションⅠ・Ⅱ

ａ．コミュニケーションＩＡ，コミュニケーションＩＢ（原則１セメスターに開講）

ＩＡでは「話す」，ＩＢでは「読む」を中心とした基礎的運用能力を養います。

ｂ．コミュニケーションⅡＡ，コミュニケーションⅡＢ（原則２セメスターに開講）

ⅡＡでは「書く」，ⅡＢでは「聴く」を中心とした基礎的運用能力を養います。

③　コミュニケーションⅢ

・コミュニケーションⅢＡ，コミュニケーションⅢＢ（３・４セメスターに開講）

ⅢＡでは発表技能，ⅢＢでは理解技能に重点を置き，コミュニケーションⅠ・Ⅱで身に付けた基礎的運用能力をさらに発展させます。

④　コミュニケーション演習

日常的・国際的な場面において英語でコミュニケーションを行うための英語運用能力を養います。

コミュニケーション演習は，総合科学部国際共創学科，医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部薬学科，薬学部薬科学科の学生を対象とした，コミュニケーション基礎に代わる科目です。

ａ．コミュニケーション演習Ⅰ

ｂ．コミュニケーション演習Ⅱ

⑤　英語圏フィールドリサーチ

英語圏の大学への海外語学研修に参加し，そこでの実生活を通して英語や英語圏文化を学び，これを単位として認定するものです。原則として研修先での30時間の研修をもって１単位（上限４単位）とし，研修先の評価に基づいて単位が認定されます。学年に関係なく履修できます。

また，海外語学研修をコミュニケーション基礎・演習・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの授業科目の単位として認定する学部もあります。所属学部の学生支援担当などで確認してください。なお，一度認定された授業科目名と成績評価の変更は認められません。

研修の案内と履修手続方法についてはシラバスを確認してください。

【海外語学研修の単位認定の流れ】

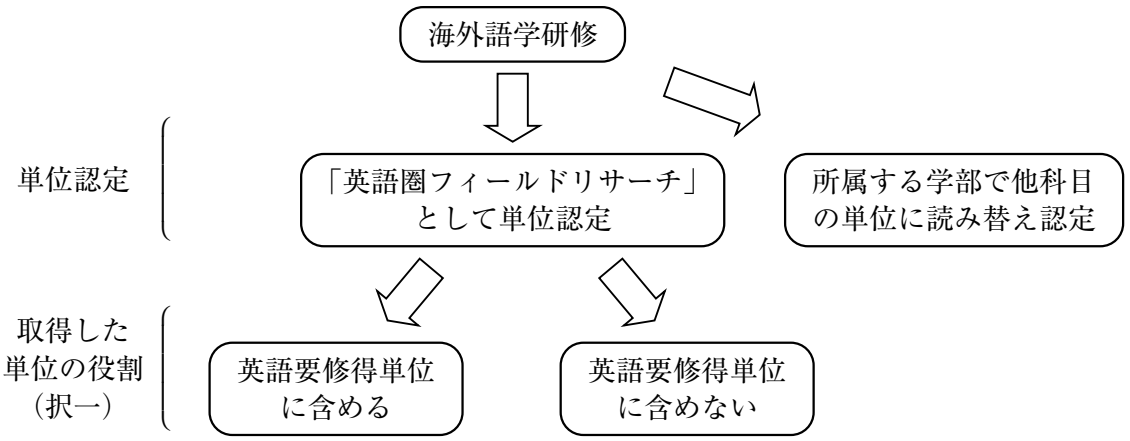

※ガイダンス等で指示される所定の手続を必ず行ってください。

⑥ オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（http://onleng.hiroshima-u.ac.jp）

コンピュータを利用し，速読訓練や聴解訓練，語彙・文法学習など特定のテーマに沿って自学自習し，30時間分の学修を１単位とし，期末試験などにより単位の認定を行います。

履修手続の方法などの詳細は，上記URLのページ及びシラバスを確認してください。

⑦ コミュニケーション上級英語

さまざまな言語活動を通じて，より高度な英語運用能力を養成することを目的とした授業です。

２）履修上の注意事項

① 英語の履修基準

所属学部が定める履修基準表などで，必修単位数と履修科目を確認してください。

また，学部等によっては，「英語圏フィールドリサーチ」及び「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の単位を卒業に必要な英語の単位数（要修得単位数）などに算入することができます。詳しくは，所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

② 正規の授業科目以外での単位の認定

TOEIC（R），TOEFL（R），IELTS 及び英検の外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は，別に定める基準により単位が認定されます。（p. 教養31～p. 教養32「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。）

また，放送大学を利用した単位の認定も一部の学部で可能です。詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

（2）初修外国語

「初修外国語」として，７つの言語－**ドイツ語，フランス語，中国語，韓国語，スペイン語，アラビア語，ロシア語**－を開設しています。これら７つの言語は近代・現代文明の形成と切り離すことができない世界の主要な言語と，日本と地理的に近いアジアの言語からなります。

１）授業の内容

①　授業科目の種類

ａ．ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ（それぞれ１・２タームに開講，週２回）

発音・表記の基礎，基礎的な文法・文型，初歩的なコミュニケーション能力の修得を目標としています。

ｂ．ベーシック外国語Ⅲ・Ⅳ（それぞれ３・４タームに開講，週２回）

ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱに引き続き，基礎的な文型・文法を学び，視聴覚教材などを活用して，初級レベルのコミュニケーション能力の修得を目標としています。

ｃ．初修外国語をさらに深く学びたい場合は,「ベーシック外国語」と合わせて「インテンシブ外国語」を履修することができます。

インテンシブ外国語ＩＡ（１タームに開講，週２回）
インテンシブ外国語ＩＢ（２タームに開講，週２回）
インテンシブ外国語ⅡＡ（３タームに開講，週２回）
インテンシブ外国語ⅡＢ（４タームに開講，週２回）

授業は原則としてネイティブスピーカーが担当します。「インテンシブ外国語」と「ベーシック外国語」は連動しており,週４回の集中的な学習を行うことにより,「話す」「聞く」「読む」「書く」の実用的な４技能の修得を目標としています。インテンシブ外国語は，ドイツ語，フランス語，中国語，韓国語，スペイン語で開講しています。学部によっては，時間割の都合上，履修できないことがあるので注意してください。

週4回の授業を履修するので，集中的に実践的な外国語能力が身につきますが,それだけに受講生には積極的な授業への参加が求められます。

※インテンシブ外国語は開講クラスが限られており定員があります。希望者が多い場合には抽選を行うことがあります。必要に応じて説明会を開きますので，必ず出席してください。

【参考】初修外国語の学習モデル

・ベーシック・コース（ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語・アラビア語・ロシア語）

１年次前期		１年次後期		
第１ターム	第２ターム	第３ターム	第４ターム	➡ 初級レベル修了
ベーシックⅠ（週２回）	ベーシックⅡ（週２回）	ベーシックⅢ（週２回）	ベーシックⅣ（週２回）	

・インテンシブ・コース（ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語）

1年次前期		1年次後期	
第1ターム	第2ターム	第3ターム	第4ターム
ベーシックⅠ インテンシブIA （週4回）	ベーシックⅡ インテンシブIB （週4回）	ベーシックⅢ インテンシブⅡA （週4回）	ベーシックⅣ インテンシブⅡB （週4回）

➡ 中級レベル到達

・2年次以降「トライリンガル養成特定プログラム」➡ 中級レベル修了・上級レベルへ

○このほかに授業外の自主的な学習を支援するものとして，外国語教育研究センターでは，初修外国語の各種学習プログラムを提供しています。

また，ドイツ，フランス，中国，韓国，スペイン，ロシアにおいて，本学又はその国の教育機関が運営する当該言語の語学研修に参加し，一定の条件を満たした場合は,「海外語学演習」の単位に読み替えることができます。詳細については,「海外語学演習」のシラバスを確認してください。

2）履修上の注意事項

① 初修外国語の履修基準

各学部等によっては，選択可能な言語や修得すべき言語，単位数が指定されている場合があるので，所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

② その他の注意事項

a．ベーシック外国語Ⅰで選んだものと同じ外国語を，ベーシック外国語Ⅱ・Ⅲ・Ⅳでも履修してください。

b．開講時間帯は「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」などを参照してください。

6．情報・データサイエンス科目

1）授業の目標

高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につけさらに，将来，新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養うことを目標にしています。

2）授業の内容

a．講義系科目

「情報・データ科学入門」

授業は，ガイダンスや期末試験などを除き，講義とそれに対応した実習を交互に12回行います。そこでは,「コンピュータとネットワーク技術の基礎」,「コミュニケーション」,「調査と情報」,「メディアと情報化社会」などについて多角的に考えていきます。また，情報倫理に関する講義とオンラインによる学習も行います。

なお，講義と実習は異なる教室で行われるため，時限ごとに教室を移動する場合がありますので注意してください。

「情報活用概論」

東千田キャンパスでのみ開講されます。

授業は，コンピュータとネットワーク技術の基礎，情報化社会の可能性と問題点について，デモンストレーションを交えて行います。

b．実習系科目

「情報活用演習」

コンピュータの基本的操作，オフィスツールの利用，ネットワークの活用，情報倫理など，共通性の高い項目の実習を行った後，特定のテーマにそって，問題解決や情報の受発信に必要な基礎技術を修得します。

3）履修上の注意事項

① 情報・データサイエンス科目の履修基準

a．各学部等によって，履修基準（必修科目，選択科目，卒業に必要な単位数等）が異なりますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

b．法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田キャンパスで開講される「情報活用概論」を履修してください。

② その他の注意事項

a．「情報・データ科学入門」は１週目にガイダンスを行います。

日時，教室はあらかじめ教養教育ホームページまたは「My もみじ」に掲示します。各学部等によって日時，教室が異なりますので注意してください。（「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」も参照してください）

また，ガイダンス時に，コンピュータ利用経験についてアンケートを行い，その結果に基づいて，クラス編成を行います。クラスによって，２週目に行くべき教室が異なりますので，教養教育ホームページまたは「My もみじ」の掲示を必ず確認してください。

b．情報メディア教育研究センターが後期に開講する「情報活用演習」は再履修生を対象としており，人数制限を行うため，受講できないことがあります。

７．健康スポーツ科目

1）授業の目標

体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。

2）授業の内容

生涯にわたり健康を考える科目として，講義科目と実習科目と演習科目をまとめて１つの科目区分として提供します。講義科目には「健康スポーツ科学」，実習科目には「スポーツ実習Ａ」，「スポーツ実習Ｂ（主として障害のある学生及び有疾患学生対象）」，実習と講義を合わせた演習科目には「スポーツ演習」があります。

3）履修上の注意事項

a．各学部等によって，履修基準（必修科目，選択科目，卒業に必要な単位数等）が異なりますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

b.「スポーツ実習Ａ」,「スポーツ実習Ｂ」及び「スポーツ演習」は,同じ教員や種目,授業科目名であっても繰り返し履修することができます。ただし，１年次については，１・２タームで１科目のみ，３・４タームで１科目のみしか履修することができません（集中講義を除く)。

c.「スポーツ実習Ａ」,「スポーツ実習Ｂ」及び「スポーツ演習」は，初回にガイダンスを行います。ガイダンスの場所，服装，シューズの準備などについては，各科目のシラバス及び教養教育ホームページなどにより指示します。

d．集中講義のガイダンス日程は別途掲示等で指示します。

８．社会連携科目

１）授業の目標

社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。

２）授業の内容

職場や地域社会で多様な人々と連携し協同するために必要な「社会人基礎力」を育む科目です。ボランティア教育やキャリア教育に関する科目などがあります。

３）履修上の注意事項

各学部等によって，履修基準（必修科目，選択科目，卒業に必要な単位数等）が異なりますので，所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

９．基盤科目

１）授業の目標

専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

２）授業の内容

各専門分野における論理的骨格や学問形成に必要不可欠な基礎的知識と技術を修得する科目です。高等学校などで学んでいない学生を対象とした基礎的な内容を含む科目も開設しています（「初修物理学」,「初修生物学」など)。

３）履修上の注意事項

基盤科目として卒業に必要な授業科目と単位数は，所属学部が定める履修基準表などに記載されています。それら以外の基盤科目については，卒業に必要な単位数に含まれない場合があります。

Ⅳ．履修に関する手続・相談等

１．履修手続

所属学部が定める履修基準表などに基づき，「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどを参照しながら履修計画を作成し，履修を希望する授業科目は履修手続期間内に履修手続を完了してください。なお，同学期（１タームと２ターム，３タームと４ターム）で開講されている同一授業科目を重複して履修することはできません。また，受講者定員を超過した授業科目については受講者抽選を行いますので，その結果を必ず「My もみじ」で確認してください。

履修手続を行っていない授業科目については，授業に全て出席し期末試験を受験しても，単位を修得することはできません。

各授業科目の履修手続の詳細については，各ターム開始前に「My もみじ」で通知しますので，確認してください。

２．履修相談

教養教育科目の履修に関する質問・相談は，教育推進グループ教養教育担当及び東千田地区支援室で受け付けています。また，学部が定める履修基準などに関する質問・相談については，所属学部の学生支援担当に相談してください。

連絡先などは p. 教養43を参照してください。

※病気等で授業を欠席する場合について

教養教育において病気その他のやむを得ない事由により２週間以上欠席する場合は，所属学部の学生支援担当に事由を証明する書類（診断書など）を添えて，欠席届を提出してください。２週間未満の場合は，各授業担当教員へ申し出てください。

なお，教育実習・介護等体験により欠席する場合の欠席届は別に定めています。

また，病気等で試験を欠席する場合の対応は，p. 教養18の「４．追試験」の項を参照してください。

これら履修手続など，教養教育に関する様々な情報は，教養教育ホームページ（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/）でも確認できます。

●「学生情報の森　もみじ」について

「学生情報の森　もみじ」は広島大学で学び，生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報，その他手続きに関する情報など，誰でも自由に閲覧可能な「もみじ Top」と，広大 ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

(1) 広大 ID と広大パスワード

広大 ID と広大パスワードの認証を受けて利用する「My もみじ」のサービスには，住所や成績等の個人情報の参照，履修科目の登録・変更等の手続が含まれます。第三者によるなりすましを防ぎ，安全な学生生活を送るためにも，広大 ID と広大パスワードは適切に管理してください。

(2) 掲示，休講補講教室変更，試験情報

各種通知やお知らせ掲示，休講・補講，試験情報やその他授業に関する連絡事項など，学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう，毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

(3) 履修登録

学生は設定された期間に「My もみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「もみじ Top」でお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので，その指示に従ってください。「My もみじ」からシラバスを参照することもできます。（p. 教養14参照）

(4) 学籍情報

所属，住所，父母等の住所，電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導，事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため，変更などがあった際には所属学部の学生支援室へ速やかに届け出てください。なお，メールアドレス，携帯電話番号，電話番号は，学内ネットワーク（HINET2014）からアクセスしている場合「My もみじ」から変更可能です。

(5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。学部によっては，チューター，指導教員による面談及び承認が必要になります。（p. 教養18参照）

(6) アンケート

「My もみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり，授業改善につながる授業改善アンケートなどが行われます。

(7)「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」は，学内外のネットワークに繋がったパソコン，タブレット端末及びスマートフォンからアクセスできます。なお，学生情報，成績情報等，個人情報が含まれる情報は学内ネットワークを利用してアクセスした時のみ参照可能です。

(8)「学生情報の森　もみじ」の利用可能時間について

「学生情報の森　もみじ」は24時間利用できますが，メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は，「もみじ Top」の「システム運用のお知らせ」で通知します。

(9) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に掲載しています。必ず一読した上でご利用ください。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html

なお，もみじやＥメールなどのネットワークを利用する上でのモラルや注意点については，「大学教育入門」の授業の中で説明があります。

また，学生生活の手引「コンピュータ関係のトラブル防止」にも記載されています。これらの内容をよく理解した上でパソコンやネットワークを利用してください。

Ⅴ．試験及び成績

１．期末試験

ａ．通常，15回の授業が実施された後に期末試験が行われます。すべての授業に出席することを心がけてください。

ｂ．出席回数が授業実施時数の３分の２に満たない学生は，期末試験の受験を認めません。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その理由が病気その他やむを得ない事情のときは，授業担当教員の判断により受験が認められることがあります。

ｃ．試験実施日程や時間等の詳細については別途通知されます。

２．試験時の主な注意事項

［対面による試験について］

ａ．受験に際しては，必ず学生証を机上に掲示してください。

ｂ．学生証を携帯していない学生は受験できませんので，試験開始前に所定の手続きを行ってください。

ｃ．遅刻した学生は，試験室の入室を許可されない場合があります。

ｄ．試験開始後30分を経過しなければ，試験室からの退室は許可されません。

ｅ．答案用紙は，試験室外へ持ち出すことはできません。

ｆ．携帯電話・スマートフォン等のモバイル機器は電源を切り，カバンの中に入れておいてください。時計代わりに使用することはできません。

ｇ．携帯電話・スマートフォン等試験に必要ないものを机上に置いたり，使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。

ｈ．その他，試験中は監督の指示に従ってください。

［オンラインによる試験について］

ａ．受験に際しては，本人確認のため，学生番号が必要となる場合があるので学生証を準備しておいてください。

ｂ．受験時に，システム等のログイン操作を求められた場合は，必ず，本学で発行される自身のIDやアカウントでログインしてください。

ｃ．試験開始前に，周囲に人がいないことを確認してください。

ｄ．遅刻した学生は，受験が認められない場合があります。

ｅ．受験に必要ないものを周囲に置いたり，使用している場合は不正行為と認定する場合があります。

ｆ．その他，試験中は監督者の指示に従ってください。

３．不正行為

教養教育科目の期末試験等で不正行為を行った学生は，その期に履修している教養教育科目（教養ゼミを除く）の評価をすべて「不可（D）」とし，あわせて「広島大学学生懲戒規則」により厳正な措置がとられます。

４．追試験

病気その他やむを得ない事情により，期末試験等の一部ないし全部を受験できなかった場合は，追試験を受験することができます。追試験の受験を希望する場合は，所定の**追試験受験願**とその理由を客観的に証明する書類（診断書等）を添えて，当該授業科目の試験実施後１週間以内に所属学部の学生支援担当（法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当））へ申請してください。**追試験受験願**の受理以降は，授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は，**広島大学教養教育科目履修規則**の第８条（p. 教養29）を参照してください。

５．試験等の特別措置

身体等の障害のために期末試験等を通常の条件のもとで受けることが難しい学生は，所属学部の学生支援担当に特別措置を申請することができます。

詳細については，**「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」**（学部規則）を参照してください。

６．成績

a．学業成績の評価は，試験，レポート及び授業への参加態度等によって判定します。成績は，別に定めるガイドラインに基づき，秀（S），優（A），良（B），可（C）及び不可（D）の５段階で厳格に評価され，秀，優，良，可を合格とします。

b．成績の発表については，所属学部等の指示に従ってください。なお，ターム科目であってもセメスター科目と同時期に発表されます。

c．成績評価に疑義のある場合は，該当科目の授業担当教員に問い合わせるか，異議申立書を提出することで確認ができます。異議申立書を提出する場合は，成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までに「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し，学業成績証明書を添付の上，教育推進グループ教養教育担当（法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当））に申し出てください。

なお，詳細は下記 URL に掲載しています。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post_4.html

Ⅵ. 令和3(2021)年度教養教育開設授業科目一覧

各科目の開講時期，開講キャンパス，授業内容等の詳細は，「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどで確認してください。

1．昼間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分			授業科目	開設単位数	開設年次	備　　考
平和科目			広島と平和	2	1	
			平和を考える	2	1	
			ヒロシマ発平和学	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
			平和と人間Ａ－環境と生物の未来へ－	2	1	
			平和と人間Ｂ－人間と文化の未来へ－	2	1	
			平和と人間Ｃ－広島で学ぶ（原爆とは何だったか)－	2	1	
			平和と人権－グローバル化とジェンダー視点	2	1	
			原爆体験と表象／文学	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
			New Technology and Ethics: Global Perspectives	2	1	
			ヒロシマ学	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
			戦争と平和に関する学際的考察	2	1	
			飢餓・貧困・環境問題からみた平和学	2	1	
			環境と平和	2	1	
			国際関係論	2	1	
			医学からみた戦争と平和	2	1	
			世界の紛争と平和	2	1	
			国際政治と地球環境から見る平和	2	1	
			平和と芸術	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
			暴力の比較宗教学	2	1	
			核時代の科学と社会	2	1	
			放射線と自然科学	2	1	
			安全な社会環境の構築をめざして	2	1	
			Global Issues Towards Peace A	2	1	
			Global Issues Towards Peace B	2	1	
			広島の歴史と国際社会	2	1	
			霞キャンパスからの平和発信	2	2	
			ひろしま平和共生リーダー概論	2	1	
			平和への記憶学	2	1	
			広島から考える戦争・平和・ジェンダー	2	1	
			ポストコロニアルと平和思想・運動	2	1	
			広島大学のめざす国際平和	2	1	
			平和の人類学	2	1	
大学教育基礎科目	大学教育入門		大学教育入門	2	1	
	教養ゼミ		教養ゼミ	2	1	
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	哲学Ａ	2	1	
			哲学Ｂ	2	1	
			感性哲学	2	1	
			哲学の世界	2	1	
			東洋の思想	2	1	
			倫理学	2	1	
			南アジア宗教論	2	1	
			キリスト教学Ａ	2	1	
			キリスト教学Ｂ	2	1	
			比較宗教学	2	1	
			日本宗教論Ａ	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
			日本宗教論Ｂ	2	1	
			芸術学Ａ	2	1	
			芸術学Ｂ	2	1	

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分			授業科目	開設単位数	開設年次	備　　考
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	合唱Ａ	1	1	
			合唱Ｂ	1	1	
			吹奏楽Ⅰ	1	1	
			吹奏楽Ⅱ	1	1	
			アジアの近現代	2	1	
			アジアの社会史	2	1	
			アジア史Ａ	2	1	
			アジア史Ｂ	2	1	
			ヨーロッパの政治と社会	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
			ヨーロッパ史Ａ	2	1	
			ヨーロッパ史Ｂ	2	1	
			広島大学の歴史	2	1	
			西アジア近現代史	2	1	
			中東・イスラームの世界	2	1	
			日本の歴史と文化	2	1	
			日本現代史	2	1	
			日本史Ａ	2	1	
			日本史Ｂ	2	1	
			歴史学の世界	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
			Japanese History	2	1	
			科学史Ａ	2	1	
			科学史Ｂ	2	1	
			技術史Ａ	2	1	
			技術史Ｂ	2	1	
			環境観と環境問題	2	1	
			観光地理学	2	1	
			人文地理学	2	1	
			地域地理学	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
			日本の地域地理学	2	1	
			地理・考古・文化財の世界	2	1	
			文化人類学Ａ	2	1	
			文化人類学Ｂ	2	1	
			Cultural Anthropology	2	1	
			メディア学入門	2	1	
			海外文化事情Ⅰ	2	1	
			海外文化事情Ⅱ	2	1	
			日本文化事情Ⅰ	2	1	
			日本文化事情Ⅱ	2	1	
			観光学入門	2	1	
			人文学入門Ａ	2	1	
			人文学入門Ｂ	2	1	
			英米文化事情概論Ⅰ	1	1	
			英米文化事情概論Ⅱ	1	1	
			英米文化事情概論Ⅲ	1	2	
			英米文化事情概論Ⅳ	1	2	
			中国語圏の現代文化	2	1	
			中国語圏の伝統文化	2	1	
			英語圏の文学と社会	2	1	
			西欧語圏の文学	2	1	
			日本の文学	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
			日本の文学（古典）	2	1	
			日本の文学（近現代）	2	1	
			日本の言語（古典）	2	1	
			文学の世界	2	1	
			自動車産業と日本経済	2	1	
			現代社会と経済	2	1	
			グローバル経済と環境権	2	1	
			社会経済統計論	2	1	
			Contemporary Economic Issues Ⅰ	2	1	
			Contemporary Economic Issues Ⅱ	2	1	

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分			授業科目	開設単位数	開設年次	備　　考
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	現代社会と福祉	2	1	
			現代社会学A	2	1	
			現代社会学B	2	1	
			社会的なものと人間	2	1	
			社会福祉と貧困	2	1	
			生活をとりまく家族・地域・産業	2	1	
			社会統計学入門	2	1	
			現代社会と農山村	2	1	
			現代ジャーナリズム論	2	1	
			政治の世界	2	1	
			人の生と死をめぐる法と社会	2	1	
			日本国憲法	2	1	
			Law and Politics I	2	1	
			Law and Politics II	2	1	
			日本法入門	1	1	
			国際協力を考える	2	1	
			行動の科学	2	1	
			心と社会	2	1	
			心の健康	2	1	
			心理学概論A	2	1	
			心理学概論B	2	1	
			睡眠の科学	2	1	
			比較認知心理学	2	1	
			心理学の最前線	2	1	
			教育と人間	2	1	
			教育と制度	2	1	
			大学と学生	2	1	
			大学と社会	2	1	
			Multiculturalism in Education	2	1	
			地域社会を学ぶ	2	1	
			高等教育論入門	2	1	
			持続可能な開発と教育	2	1	
			社会調査入門	2	1	
		自然科学系科目群	知識基盤社会における情報検索入門	2	1	
			思考と情報のデザイン	2	1	
			数学の世界	2	1	
			数理科学で考える	2	1	
			自然環境形成論	2	1	
			自然災害と防災	2	1	
			水・物質循環の科学	2	1	
			物質循環と地球環境	2	1	
			地球と生物	2	1	
			地球科学A	2	1	
			地球科学B	2	1	
			天文学	2	1	
			物質とエネルギー	2	1	
			物理の視点A	2	1	
			物理の視点B	2	1	
			物理入門	2	1	
			物理数学入門	2	1	
			物理学の原理	2	1	
			物理学の手法	2	1	
			いのちを支える酵素	2	1	
			環境と化学	2	1	
			文理科学コラボレーション	2	1	
			現代化学	2	1	
			化学基礎A	2	1	
			化学基礎B	2	1	
			機械工学入門	2	1	
			応用化学・化学工学・生物工学序論	2	1	

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分				授業科目	開設単位数	開設年次	備　　考
共通科目	領域科目	自然科学系科目群		産業と技術	2	1	
				乗り物と輸送の科学	2	1	
				機械システムの設計と最適化	2	1	
				社会の中における工学	2	1	
				燃料・燃焼と現代社会	2	1	
				原発の哲学	2	1	
				生物の世界	2	1	
				生物学からみたストレス	2	1	
				釣りの科学ー魚と人間のインターラクションー	2	1	
				適応の生理	2	1	
				微生物の世界	2	1	
				生物学入門	2	1	
				両生類から見た生命システム	2	1	
				脳と行動	2	1	
				分子から生命へ	2	1	
				フィールド科学入門	2	1	
				食の安心・安全と健康科学	2	1	
				生物生産と自然との関わり	2	1	
				生命・食・環境のサイエンス	2	1	
				大地と家畜からのめぐみ（農場体験）	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
				食文化論	2	1	
				環境と開発	2	1	
				環境と森林	2	1	
				東広島キャンパスの自然環境管理	2	1	
				自然科学研究の倫理と法令	2	1	
				生活の中の遺伝と突然変異	2	1	
				災害医療と疾病対策	2	1	
				脳のはたらき	2	1	
				全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	1	
				全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	1	
				人の健康と社会	2	1	
				ヒトと微生物の関わり	2	1	
				サイエンス入門	2	1	
	外国語科目	英語	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1	
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1	
			コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	3(1)	1	
				コミュニケーションⅠB	3(1)	1	
			コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	3(1)	1	
				コミュニケーションⅡB	3(1)	1	
			コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢA	1	2	
				コミュニケーションⅢB	1	2	
				コミュニケーションⅢC	1	2	令和３(2021)年度は開講しません。
				英語圏フィールドリサーチ	4(1～4)	1	令和３(2021)年度は開講しません。
				オンライン英語演習Ⅰ	1	1	
				オンライン英語演習Ⅱ	1	1	
				オンライン英語演習Ⅲ	1	1	
				コミュニケーション演習Ⅰ	1	1	
				コミュニケーション演習Ⅱ	1	1	
				コミュニケーション上級英語	2(1)	1	
		初修外国語	ベーシック外国語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・ドイツ語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・ドイツ語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・ドイツ語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・フランス語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅰ	1	1	

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，（　）で開講単位数を表示している。なお，スポーツ実習A，スポーツ実習B及びスポーツ演習については，開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。
（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分				授業科目	開設単位数	開設年次	備　　考
共通科目	外国語科目	初修外国語	ベーシック外国語	ベーシック・スペイン語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・スペイン語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・ロシア語Ⅳ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅰ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅱ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅲ	1	1	
				ベーシック・アラビア語Ⅳ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅰ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅱ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅲ	1	1	
				ベーシック中国語Ⅳ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅰ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅱ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅲ	1	1	
				ベーシック韓国語Ⅳ	1	1	
			インテンシブ外国語	インテンシブ・ドイツ語ⅠA	1	1	
				インテンシブ・ドイツ語ⅠB	1	1	
				インテンシブ・ドイツ語ⅡA	1	1	
				インテンシブ・ドイツ語ⅡB	1	1	
				インテンシブ・フランス語ⅠA	1	1	
				インテンシブ・フランス語ⅠB	1	1	
				インテンシブ・フランス語ⅡA	1	1	
				インテンシブ・フランス語ⅡB	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅠA	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅠB	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅡA	1	1	
				インテンシブ・スペイン語ⅡB	1	1	
				インテンシブ中国語ⅠA	1	1	
				インテンシブ中国語ⅠB	1	1	
				インテンシブ中国語ⅡA	1	1	
				インテンシブ中国語ⅡB	1	1	
				インテンシブ韓国語ⅠA	1	1	
				インテンシブ韓国語ⅠB	1	1	
				インテンシブ韓国語ⅡA	1	1	
				インテンシブ韓国語ⅡB	1	1	
				海外語学演習（ドイツ語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（フランス語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（スペイン語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（ロシア語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（中国語）	4(1～4)	1	
				海外語学演習（韓国語）	4(1～4)	1	
		日本語		ベーシック日本語Ⅰ	3(1)	1	
				ベーシック日本語Ⅱ	3(1)	1	
				ベーシック日本語Ⅲ	3(1)	1	
				ベーシック日本語Ⅳ	3(1)	1	
	情報・データサイエンス科目			情報・データ科学入門	2	1	
				情報活用演習	2	1	
				データサイエンス基礎	2	1	
				ゼロからはじめるプログラミング	2	1	
				教育のためのデータサイエンス	2	1	
				知能とコンピュータ	2	1	
				コンピュータ・プログラミング	2	1	
	健康スポーツ科目			健康スポーツ科学	2	1	
				スポーツ実習A	(1)	1	

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，（　）で開講単位数を表示している。なお，スポーツ実習A，スポーツ実習B及びスポーツ演習については，開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。
（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	備　　考
共通科目	健康スポーツ科目	スポーツ実習Ｂ	(1)	1	
		スポーツ演習	(1)	1	授業10時間と実習10時間の授業で1単位とする。
	社会連携科目	学生生活概論－生き方と暮らし方のヒント－	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
		障害学生支援ボランティア実習Ａ	1	1	
		障害学生支援ボランティア実習Ｂ	1	1	
		INU 特別協力講義	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。
		INU 特別集中講義	2	1	
		国際交流スキルアップ演習	2(1)	1	
		ジェンダーと社会	2	1	
		ダイバーシティ概論	2	1	
		キャリアデザイン概論	2	1	
		職業選択と自己実現－自分のキャリアをデザインしよう－	2	1	
		実践フロントランナープログラム	2(1)	1	
		地域社会探検プロジェクト－インターンシップ・ボランティアを体験してみよう－	2	1	講義20時間と実習30時間の授業で2単位とする。
		キャリアデザイン講座－先輩プロフェッショナルが「あなたの未来」のために語る－	2	1	
		現代霞が関論	2	1	
		コミュニケーション・デザイン	1	1	
		学術的文章作成の基礎	1	1	
		アカデミックライティング基礎	1	2	
		アカデミックライティングⅠ	2	1	
		アカデミックライティングⅡ	2	1	
		アントレプレナーシップ	2	1	
		ビジネスクリエーション	2	1	
		地域おこし実習－田舎から始めるライフスタイルベンチャーの探求	2	1	
		テクノロジー・マーケティング	2	1	
		海外フィールドスタディ	4(2)	1	講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。
		海外フィールドスタディ・アドバンスト	4(2)	1	講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。
		海外派遣・留学入門	1	1	
		オンライン国際協働演習（e-START）A	8(1)	1	講義10時間と演習10時間の授業で1単位とする。
		オンライン国際協働演習（e-START）B	8(2)	1	講義20時間と演習20時間の授業で2単位とする。
		海外短期研修（START）A	1	1	講義5時間と実習20時間の授業で1単位とする。
		海外短期研修（START）B	2	1	講義5～10時間と実習40～50時間の授業で2単位とする。
		海外短期研修（START）C	3	1	講義5～10時間と実習70～80時間の授業で3単位とする。
基盤科目		ミクロ経済学入門	2	1	
		マクロ経済学入門	2	1	
		医療従事者のための心理学	2	1	
		ヘルスサイエンスのための基盤数学	2	1	
		基礎微分積分学	2	1	
		基礎線形代数学	2	1	
		微分積分通論	2	1	
		微分積分学Ⅰ	2	1	
		微分積分学Ⅱ	2	1	
		数学演習Ⅰ	1	1	
		数学演習Ⅱ	1	1	
		線形代数学Ⅰ	2	1	
		線形代数学Ⅱ	2	1	
		線形代数学演習Ⅰ	1	1	

（注１）開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（1科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，（　）で開講単位数を表示している。なお，スポーツ実習Ａ，スポーツ実習Ｂ及びスポーツ演習については，開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし）。
（注２）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	備　　考
基　盤　科　目	線形代数学演習Ⅱ	1	1	
	統計学	2	1	
	統計データ解析	2	1	
	地学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	地学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	初修物理学	2	1	
	基礎物理学Ⅰ	2	1	
	基礎物理学Ⅱ	2	1	
	一般力学Ⅰ	2	1	
	一般力学Ⅱ	2	1	
	基礎電磁気学	2	1	
	物理学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	物理学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	新入生のための物理学入門	2	1	
	初修化学	2	1	
	一般化学	2	1	
	有機化学	2	1	
	基礎物理化学	2	1	
	化学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	化学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	化学実験ベーシック	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	初修生物学	2	1	
	細胞科学	2	1	
	生態学	2	1	
	種生物学	2	1	
	生物学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	生物学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	人間理解のための人体解剖学Ⅰ	1	1	
	人間理解のための人体解剖学Ⅱ	1	1	
	国際医学連携開発学	2	1	
	自然科学基礎実験法・同実験Ａ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	自然科学基礎実験法・同実験Ｂ	1	1	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。

（注１）各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

２．夜間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分			授業科目	開設単位数	開設年次	備　　考	昼間授業時間帯開設授業科目
平　和　科　目			平和と人間Ｃ－広島で学ぶ（原爆とは何だったか）－	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	平和と人間Ｃ－広島で学ぶ（原爆とは何だったか）－
			平和と人間Ｄ－広島から未来に向けて－	2	1		（対応科目なし）
			ヒロシマ発平和学	2	1		ヒロシマ発平和学
大学教育基礎科目	大学教育入門		大学教育入門	2	1		大学教育入門
	教　養　ゼ　ミ		教養ゼミ	2	1		（対応科目なし）
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	哲学Ａ	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	哲学Ａ
			倫理学	2	1		倫理学
			キリスト教学Ａ	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	キリスト教学Ａ
			アジア史Ａ	2	1		アジア史Ａ
			アジア史Ｂ	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	アジア史Ｂ
			ヨーロッパ史Ａ	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	ヨーロッパ史Ａ
			科学技術史	2	1		（対応科目なし）
			地域地理学	2	1		地域地理学
			日本史Ａ	2	1		日本史Ａ
			日本史Ｂ	2	1		日本史Ｂ
			文化人類学	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	文化人類学Ａ
			日本の文学	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	日本の文学
			日本の文学（古典）	2	1		日本の文学（古典）
			世界の文学（西洋文学）	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	西欧語圏の文学
			世界の文学（東洋文学）	2	1		中国語圏の現代文化
			マネジメント概論	2	1		（対応科目なし）
			社会学の視点	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	現代社会学Ａ
			政治の世界	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	政治の世界
			日本国憲法	2	1		日本国憲法
			心理学概論Ａ	2	1		心理学概論Ａ
			心理学概論Ｂ	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	心理学概論Ｂ
		自然科学系科目群	統計学への招待	2	1		統計データ解析
			地球とその環境	2	1		（対応科目なし）
			物理入門	2	1		物理入門
			化学と人間	2	1		（対応科目なし）
			食文化論	2	1		食文化論
			生物学	2	1	令和３(2021)年度は開講しません。	（対応科目なし）
	外国語科目	英語 コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1		コミュニケーション基礎Ⅰ
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1		コミュニケーション基礎Ⅱ
		英語 コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠＡ	3(1)	1		コミュニケーションⅠＡ
			コミュニケーションⅠＢ	3(1)	1		コミュニケーションⅠＢ
		英語 コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡＡ	3(1)	1		コミュニケーションⅡＡ
			コミュニケーションⅡＢ	3(1)	1		コミュニケーションⅡＢ
		英語 コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢＡ	1	2		コミュニケーションⅢＡ
			コミュニケーションⅢＢ	1	2		コミュニケーションⅢＢ
			コミュニケーションⅢＣ	1	2	令和３(2021)年度は開講しません。	コミュニケーションⅢＣ
		初修外国語 ベーシック外国語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語Ⅰ
			ベーシック・ドイツ語Ⅱ	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語Ⅱ
			ベーシック・ドイツ語Ⅲ	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語Ⅲ
			ベーシック・ドイツ語Ⅳ	2(1)	1		ベーシック・ドイツ語Ⅳ
			ベーシック・フランス語Ⅰ	2(1)	1		ベーシック・フランス語Ⅰ
			ベーシック・フランス語Ⅱ	2(1)	1		ベーシック・フランス語Ⅱ
			ベーシック・フランス語Ⅲ	2(1)	1		ベーシック・フランス語Ⅲ
			ベーシック・フランス語Ⅳ	2(1)	1		ベーシック・フランス語Ⅳ
			ベーシック中国語Ⅰ	2(1)	1		ベーシック中国語Ⅰ
			ベーシック中国語Ⅱ	2(1)	1		ベーシック中国語Ⅱ
			ベーシック中国語Ⅲ	2(1)	1		ベーシック中国語Ⅲ
			ベーシック中国語Ⅳ	2(1)	1		ベーシック中国語Ⅳ
	情報・データサイエンス科目		情報活用概論	2	1		（対応科目なし）
			データサイエンス基礎	2	1		データサイエンス基礎
			ゼロから始めるプログラミング	2	1		ゼロから始めるプログラミング

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	備　　考	昼間授業時間帯開設授業科目
共通科目	健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	1		健康スポーツ科学
		スポーツ実習Ａ	(1)	1		スポーツ実習Ａ
		スポーツ演習	(1)	1	令和３(2021)年度は開講しません。	スポーツ演習
	社会連携科目	キャリアデザイン概論	2	1		キャリアデザイン概論
		職業選択と自己実現－自分のキャリアをデザインしよう－	2	1		職業選択と自己実現－自分のキャリアをデザインしよう－
基　盤　科　目		経済学入門	2	1		(対応科目なし)
		経営学入門	2	1		(対応科目なし)
		微分積分通論	2	1		微分積分通論
		基礎線形代数学	2	1		基礎線形代数学

(注１) 本表は令和３ (2021) 年度入学生が「令和３ (2021) 年度教養教育開設授業科目一覧」の「１．昼間授業時間帯に開設する授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合の対応表を兼ねる。本表の「昼間授業時間帯開設授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合は，左欄の授業科目を履修したものとみなされる。

(注２) 開設単位数（修得可能な上限単位数）と開講単位数（１科目当たりの単位数）が異なる授業科目については，() で開講単位数を示している。なお，スポーツ実習Ａ及びスポーツ演習については，開講単位数のみ設定している（上限単位数の設定なし)。

(注３) 各授業科目は，開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお，実際に開講する時期については，毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

Ⅶ. 教養教育関係規則等

１．広島大学教養教育科目履修規則

平成23年２月15日規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は，広島大学通則（平成16年４月１日規則第２号）第19条第３項の規定に基づき，広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

（科目区分及び教育目標）

第２条　教養教育科目の科目区分及び教育目標は，次の表に掲げるとおりとする。

科目区分		教育目標
平和科目		戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深める。
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につける。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につける。
共通科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶ。
	外国語科目	グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深める。
	情報・データサイエンス科目	高度情報化社会の中でデータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につける。さらに，将来，新しく現れる技術にも対応しようとする態度を養う。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得する。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高める。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得する。

（授業科目及び単位数等）

第３条　教養教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。），単位数等は，別表のとおりとする。

２　授業時間割は，学年の始めに発表する。

（履修方法）
第４条　教養教育科目の履修方法については，各学部細則の定めるところによる。
（単位数の計算の基準）
第５条　授業科目の単位数は，授業の方法に応じ，次の基準により計算するものとする。
(1) 講義は，15時間の授業をもって１単位とする。
(2) 演習及び実習は，30時間の授業をもって１単位とする。
(3) 実験は，45時間の授業をもって１単位とする。
２　一の授業科目について，二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう，前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。
３　前２項の規定にかかわらず，次の各号に掲げるものについては，当該各号に定めるところによる。
(1) 教養ゼミは，15時間の授業をもって１単位とする。
(2) 情報・データサイエンス科目の情報・データ科学入門及び情報活用演習は，15時間の授業をもって１単位とする。
（履修手続）
第６条　学生は，授業科目を履修しようとするときは，毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならない。ただし，受講者数の制限等を行う授業科目にあっては，所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。
２　前項本文に規定する所定の手続をしなかった場合は，当該授業科目の履修を認めない。ただし，特別の事由がある場合に限り，当該授業科目担当教員の承認を経て，履修を認めることがある。
３　既に単位を修得した授業科目については，原則として履修することができない。
（試験）
第７条　試験は，原則としてターム末に行う。ただし，授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。
２　試験の方法及び期日は，あらかじめ発表する。
３　授業実施時数の３分の２以上の出席を満たさない場合は，受験を認めない。ただし，所定の手続を経て欠席した場合で，その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは，当該授業科目担当教員の判断によるものとする。
（追試験）
第８条　次の各号のいずれかの理由により試験を受けることができなかった者は，追試験を受けることができる。
(1) 配偶者又は３親等内の親族の死亡による忌引
(2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
(3) 天災その他の非常災害
(4) 交通機関の突発事故
(5) その他やむを得ない事情
２　追試験を受けようとする者は，原則として当該授業科目の試験実施後１週間以内に，所定の追試験受験願を所属学部長に願い出なければならない。

3　追試験受験を許可された者は，原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
4　追試験の実施期間は，当該授業科目の試験実施後３週間以内とする。
（雑則）
第９条　この規則に定めるもののほか，教養教育科目の履修等に関し必要な事項は，教育本部が定める。

（略）

附　則
1　この規則は，令和３年４月１日から施行する。
2　令和２年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については，この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。
3　前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，教育本部の定めるところにより，新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表（略）
※別表の内容は，「令和３(2021)年度教養教育科目開設授業科目一覧」(p. 教養19～p. 教養27）として掲載しています

２．外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

広島大学通則（以下「通則」という。）第30条第１項に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修のうち，実用英語技能検定，TOEFL(R)，TOEIC(R)及びIELTS の検定試験等による単位認定については，次のとおり取り扱うものとする。

(1) 認定の対象となる外国語技能検定試験等

① 実用英語技能検定試験（英検）
② TOEFL(R)テスト
③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R)IP テスト
④ IELTS

(2) 認定授業科目及び単位数

① 実用英語技能検定試験（英検）

級　　位	認 定 授 業 科 目	認定単位数
１　級	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	６単位以内
準１級	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	４単位以内

② TOEFL(R)テスト

得　　点		認定授業科目	認定単位数
Paper-Based	Internet-Based		
560点以上	83点以上	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	６単位以内
520点以上 560点未満	68点以上 83点未満	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	４単位以内

※本学で実施する TOEFL ITP(R)テストの得点は，表中の Paper-Based の得点に読み替えて認定する。

③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R) IP テスト

得　点	認 定 授 業 科 目	認定単位数
860点以上	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	６単位以内
730点以上 860点未満	コミュニケーション基礎・演習	２単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	４単位以内

(注)・TOEIC(R)は，TOEIC(R) Listening & Reading Test を示す。
・コミュニケーション基礎は，コミュニケーション基礎Ⅰ，コミュニケーション基礎Ⅱの授業科目を示す。
・コミュニケーション演習は，コミュニケーション演習Ⅰ，コミュニケーション演習Ⅱの授業科目を示す。
・コミュニケーションⅠ・Ⅱは，コミュニケーションⅠA，コミュニケーションⅠB，コミュニケーションⅡA，コミュニケーションⅡBの授業科目を示す。
・コミュニケーションⅢは，コミュニケーションⅢA，コミュニケーションⅢB，コミュニケーションⅢCの授業科目を示す。

④　IELTS

得　点	認 定 授 業 科 目	認定単位数
6.5点以上	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	6単位以内
5.5点以上 6.5点未満	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4単位以内

(3) 単位認定の申請方法及び範囲

①　入学後に所定の級位又は点数を得た者で，通則第30条第１項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは，各セメスターの授業開始後２週間以内に，外国語技能検定試験等による単位認定申請書に，原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて，所属する学部に申請する。

②　申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ，申請を認める。

③　認定は単位のみとし，成績評価は付さない。

④　各授業科目の認定単位数は，１単位を限度とする。

⑤　申請の際現に履修登録している授業科目の認定を希望する場合は，当該授業科目の登録内容の変更について,「単位不要」又は「履修取消」のいずれかから選択する。

(4) 適用

①　この取扱いは，平成29年度の入学生から適用する。

②　平成28年度以前に入学した学生の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについては，この取扱いの規定にかかわらず，なお従前の例による。

Ⅷ. 配置図等

1．東広島キャンパス配置図

（2021年３月現在）

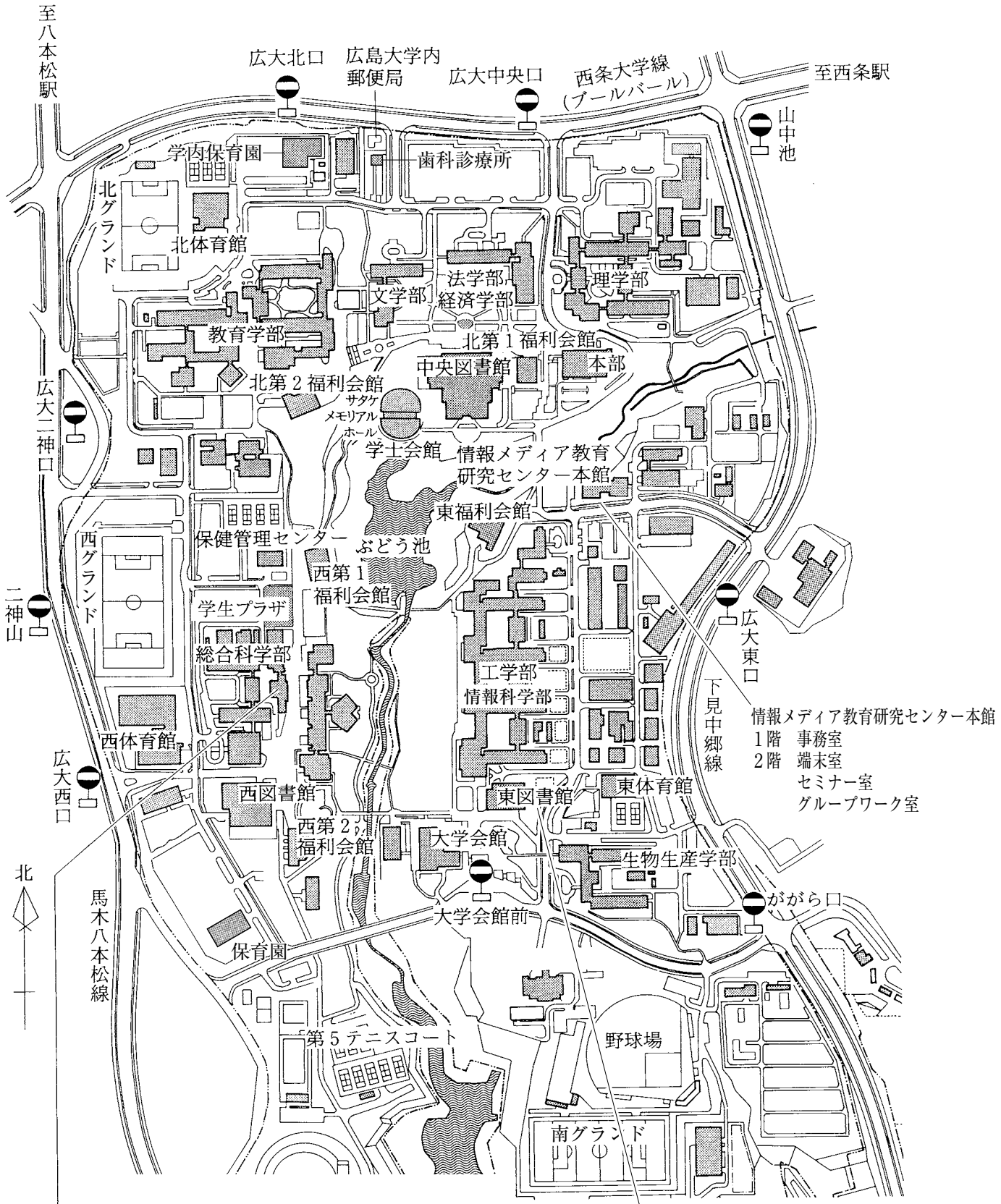

2．総合科学部付近配置図

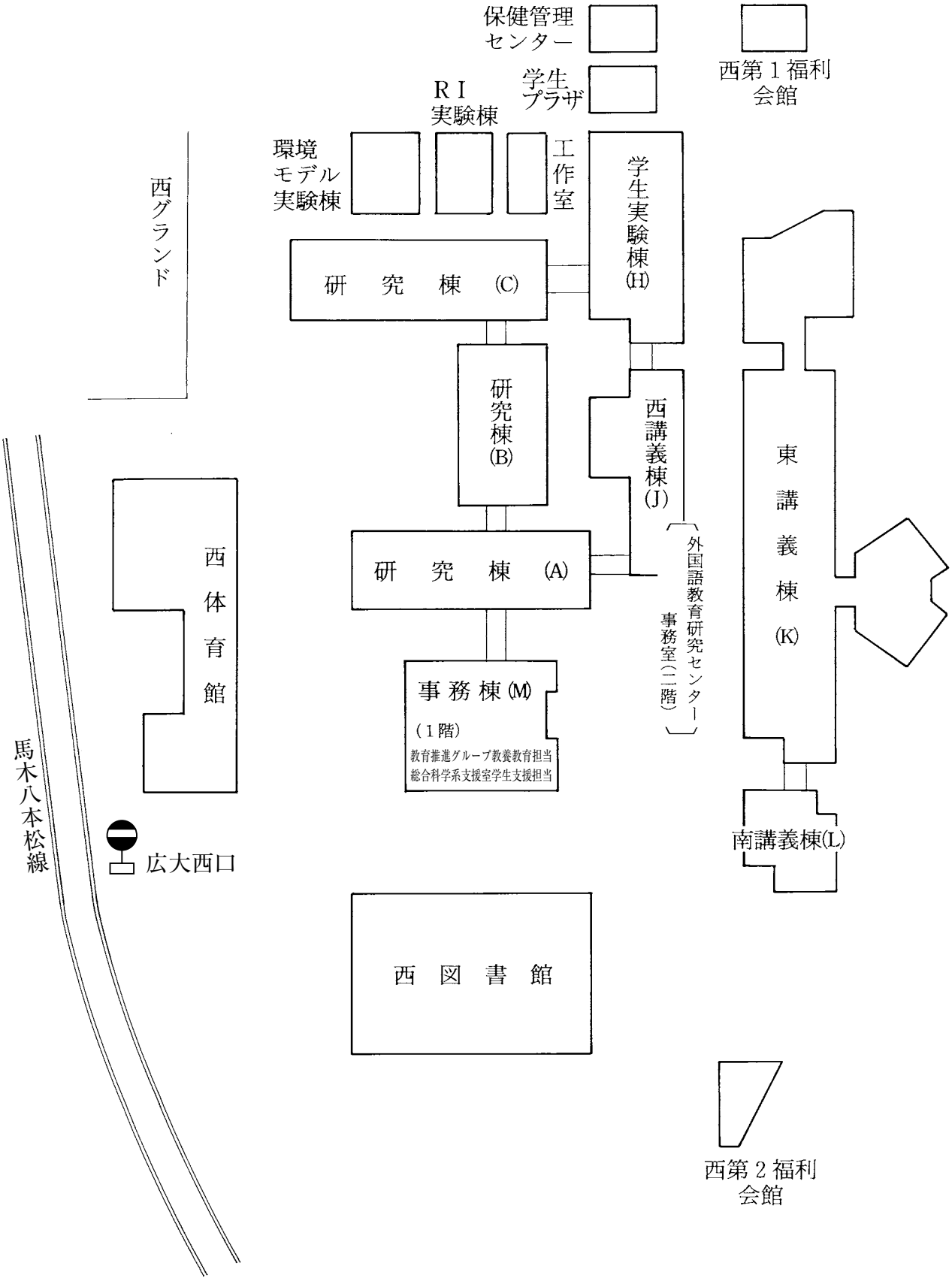

３．総合科学部講義室配置図

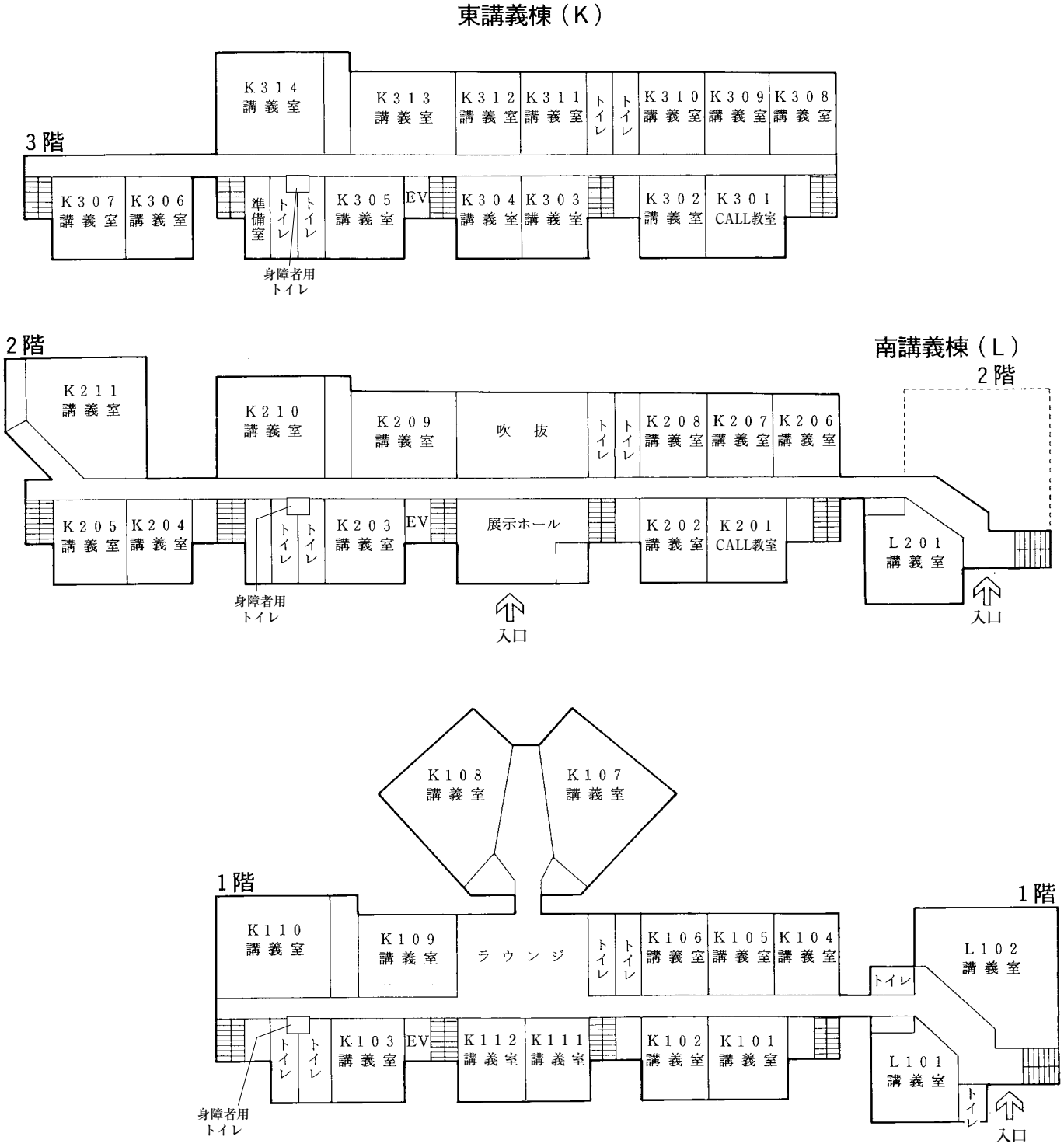

EV…エレベーター

西講義棟（J）

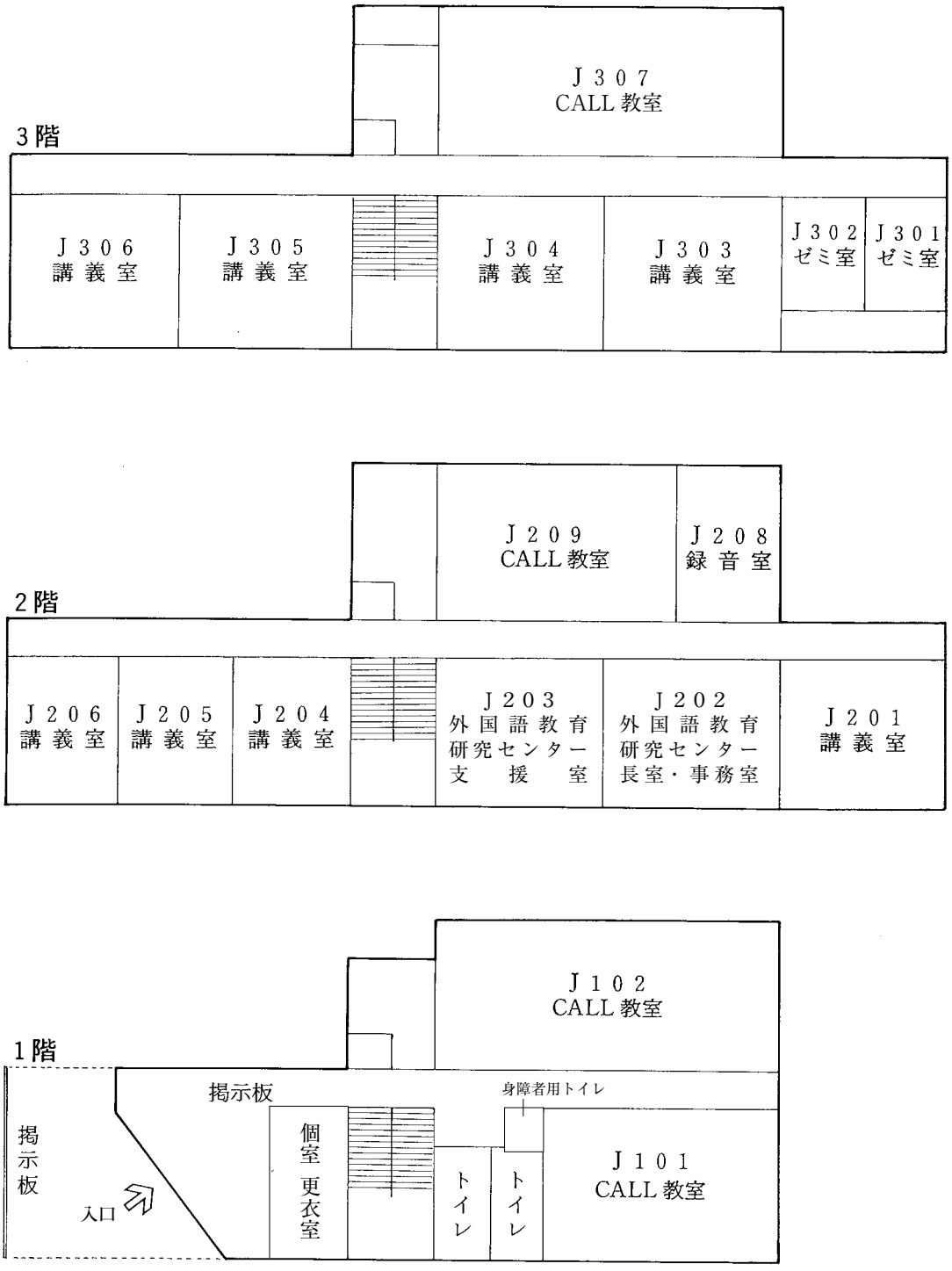
3階
J３０７
CALL教室
J３０６
講義室
J３０５
講義室
J３０４
講義室
J３０３
講義室
J３０２
ゼミ室
J３０１
ゼミ室
2階
J２０９
CALL教室
J２０８
録音室
J２０６
講義室
J２０５
講義室
J２０４
講義室
J２０３
外国語教育
研究センター
支援室
J２０２
外国語教育
研究センター
長室・事務室
J２０１
講義室
1階
J１０２
CALL教室
掲示板
身障者用トイレ
掲示板
入口
個室
更衣室
トイレ
トイレ
J１０１
CALL教室

学生実験棟（H）

3階

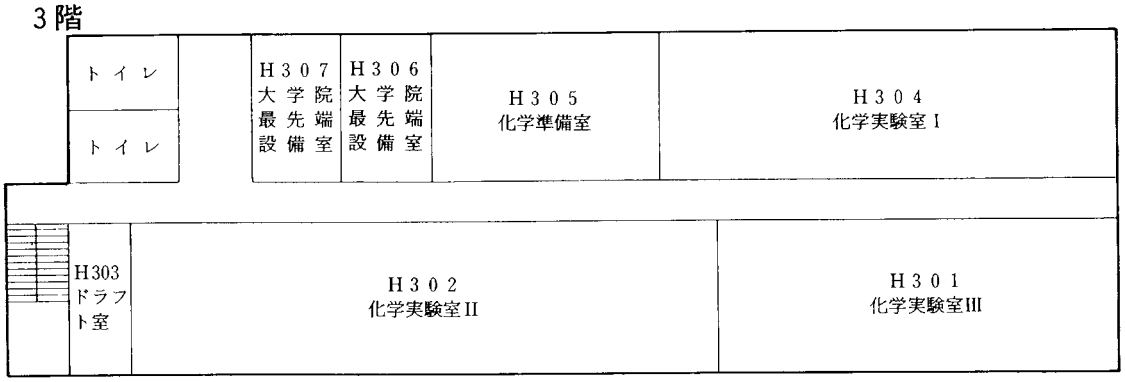

2階

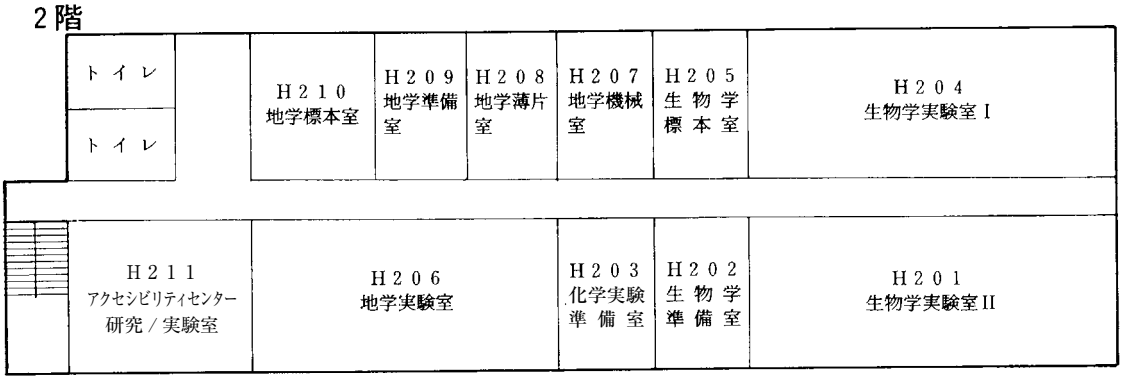

1階

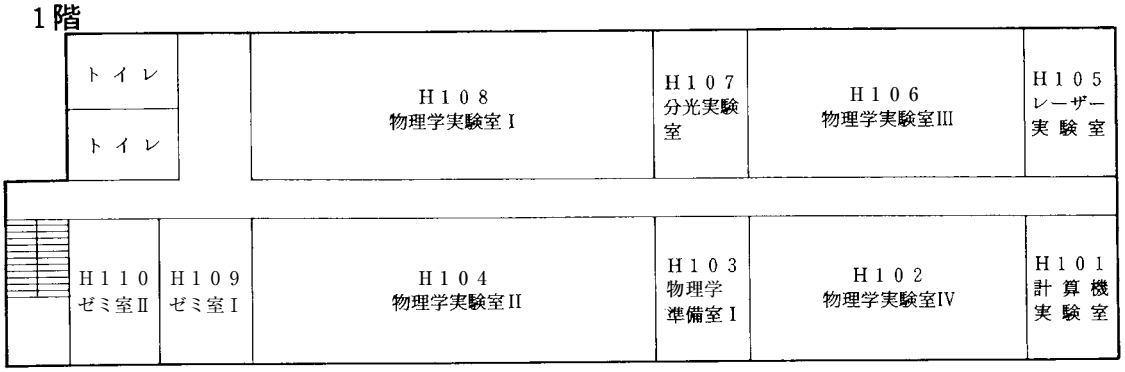

地階

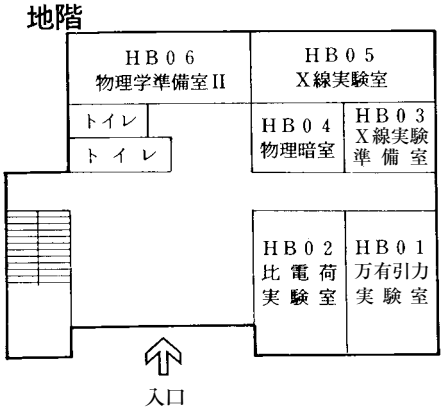

事務棟（M）

3階

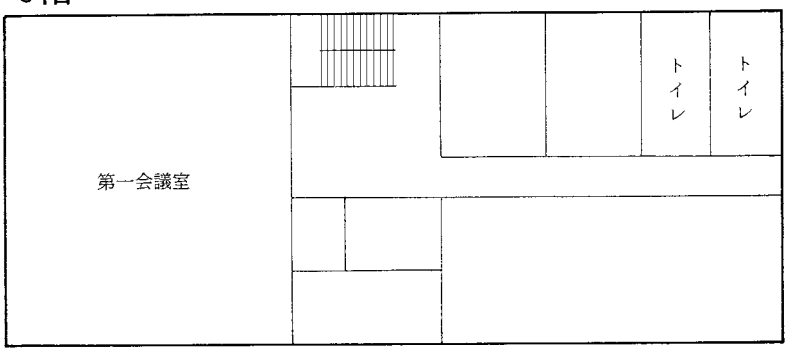
第一会議室
トイレ
トイレ

2階

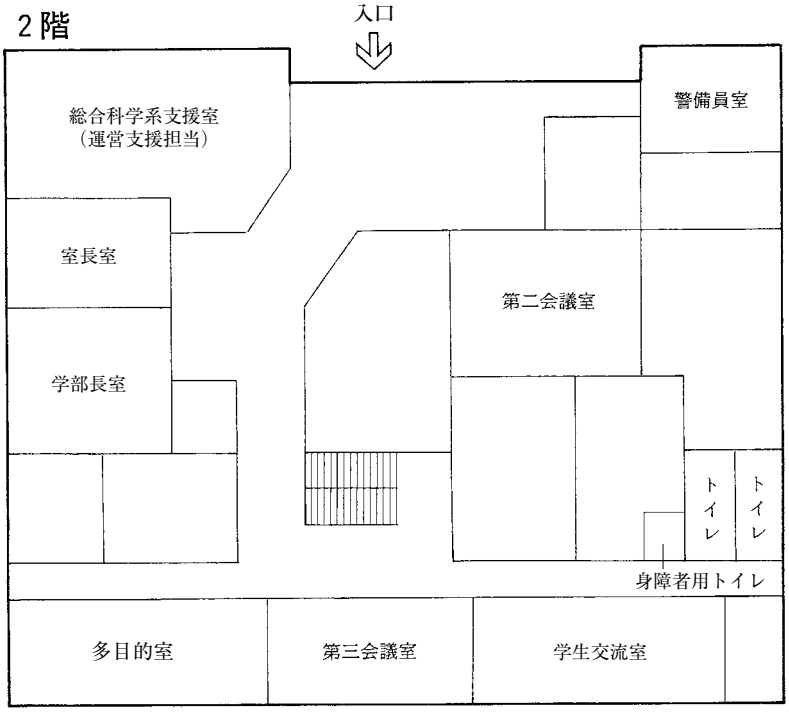
入口
総合科学系支援室
（運営支援担当）
警備員室
室長室
第二会議室
学部長室
トイレ
トイレ
身障者用トイレ
多目的室
第三会議室
学生交流室

1階

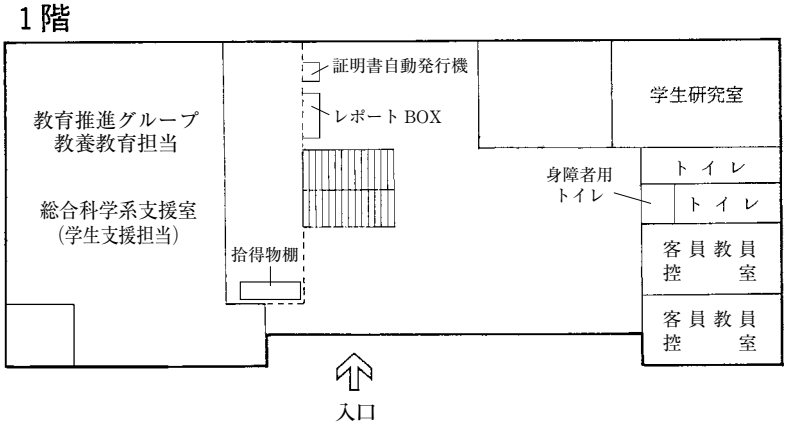
証明書自動発行機
レポートBOX
教育推進グループ
教養教育担当
総合科学系支援室
（学生支援担当）
学生研究室
身障者用
トイレ
トイレ
トイレ
拾得物棚
客員教員
控室
客員教員
控室
入口

４．教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）

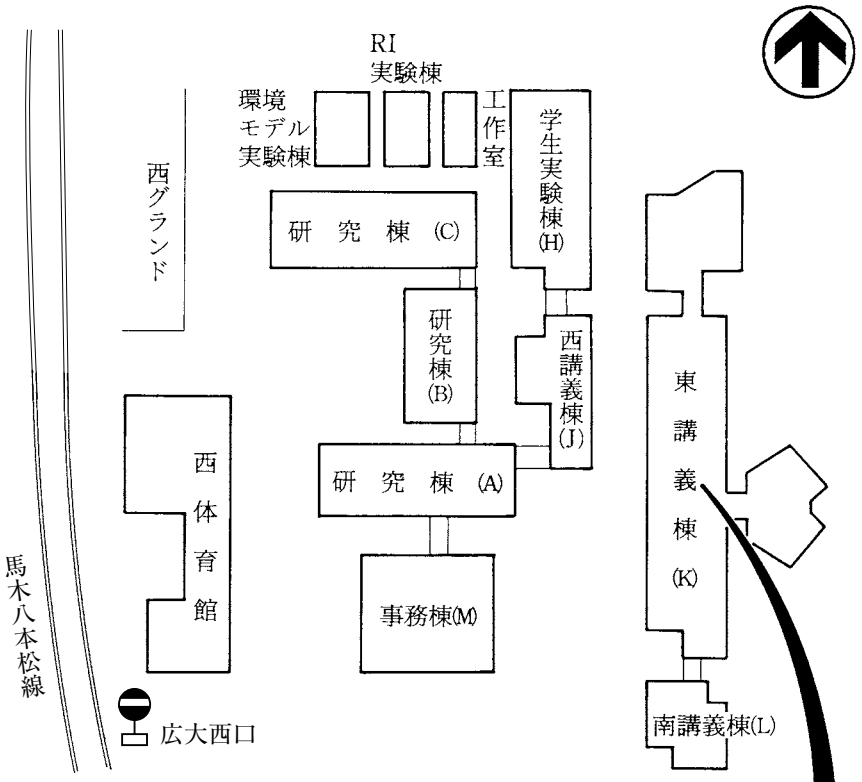

掲示板（東講義棟(K) 2階）拡大図

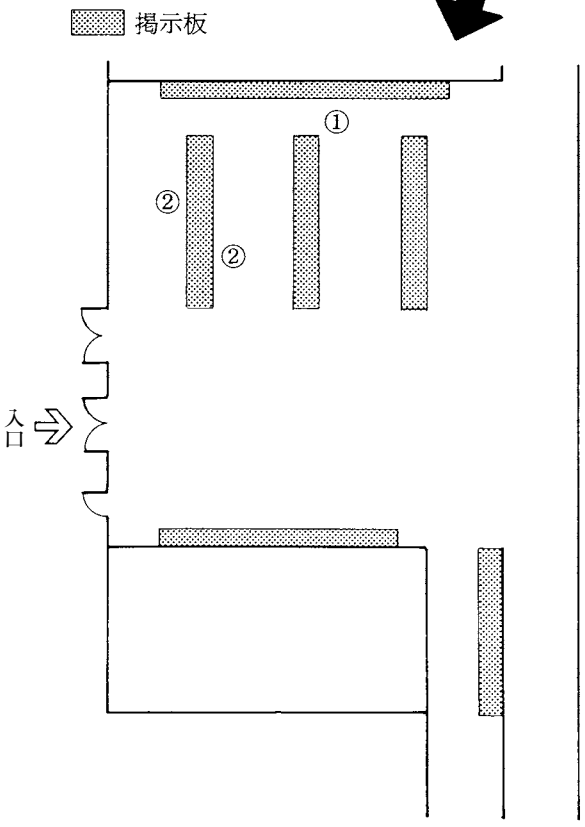

① 一般情報
② 講義情報

※なお，教養教育科目の休講・補講・期末試験日程等の講義情報は，掲示ではなく「My もみじ」で通知します。
詳しくは p. 教養15「学生情報の森もみじについて」を見てください。

５．東千田キャンパス配置図

東千田キャンパス配置図

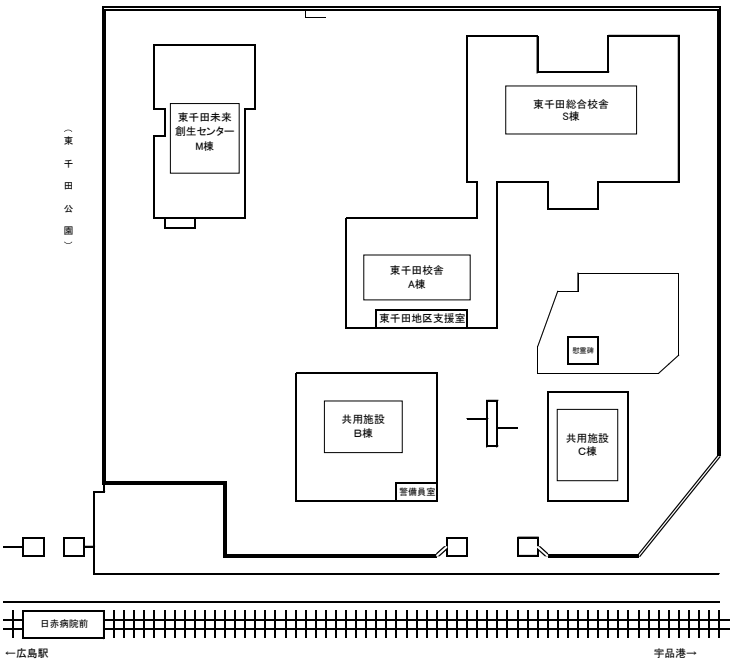

東千田地区共用施設

B棟

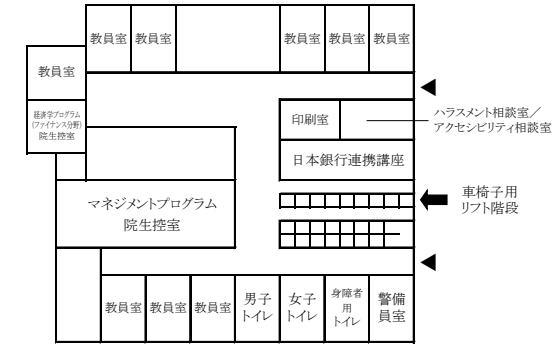

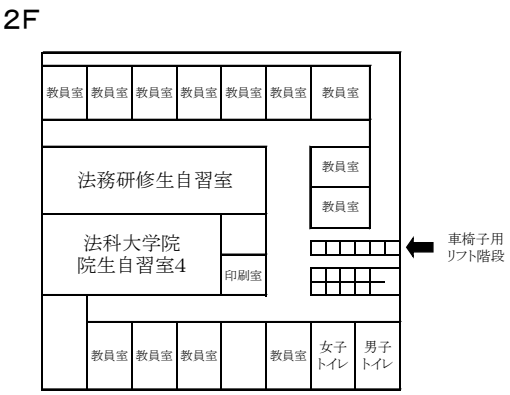

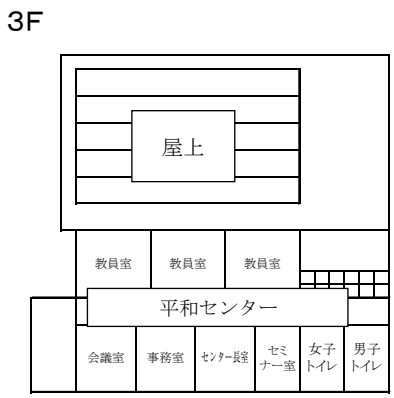

C棟

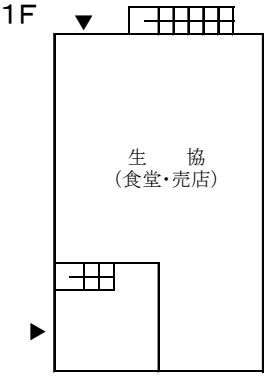

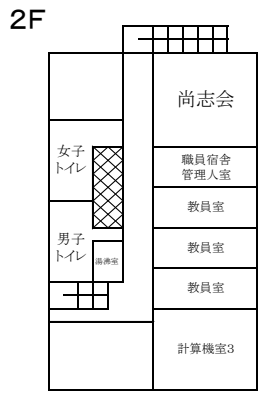

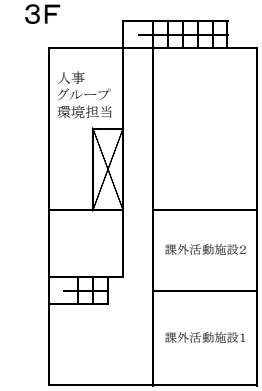

東千田総合校舎・東千田校舎（S棟・A棟）

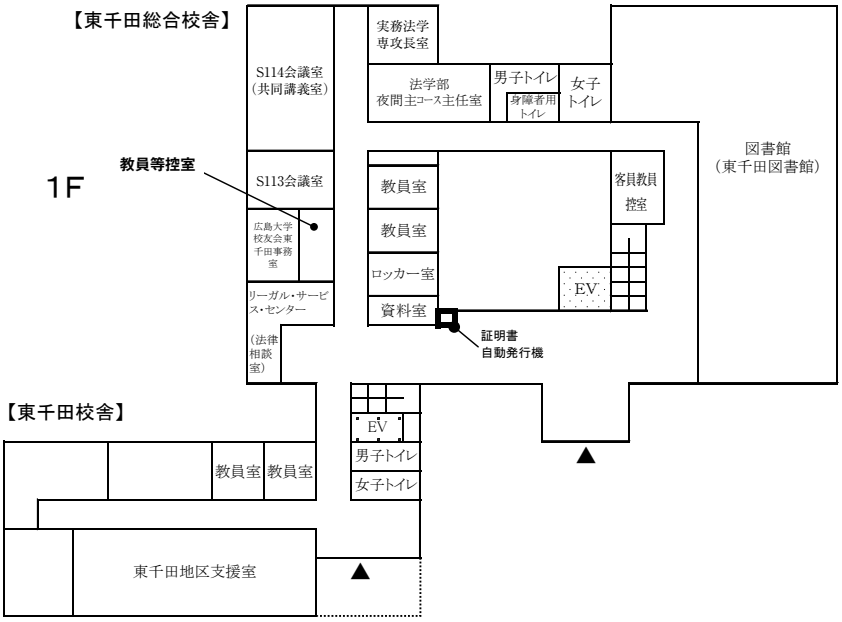

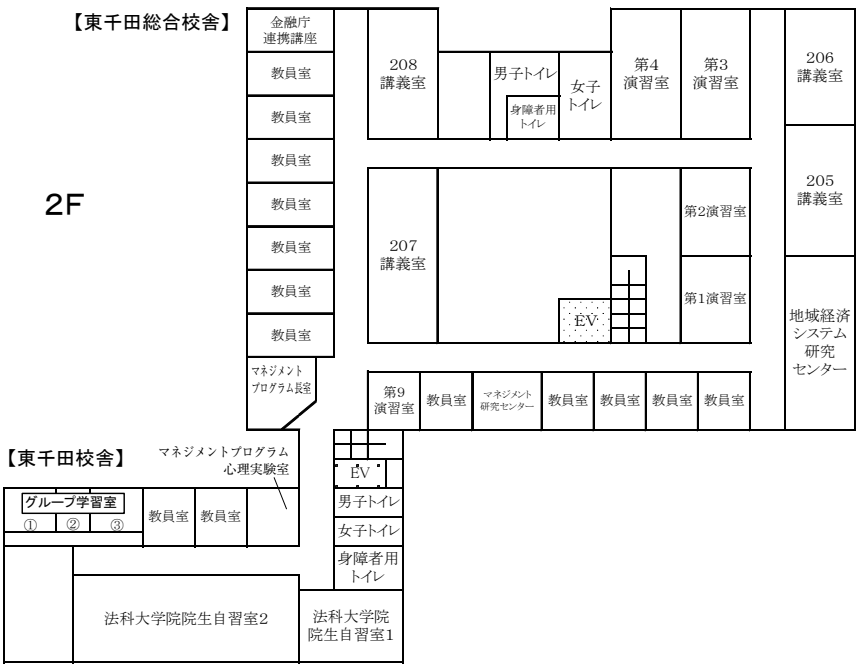

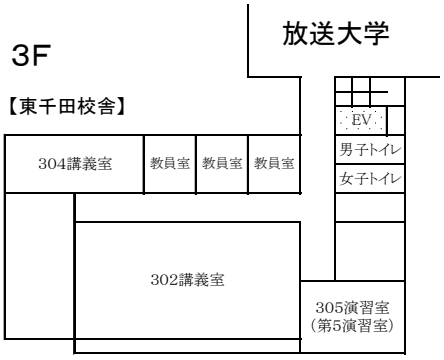

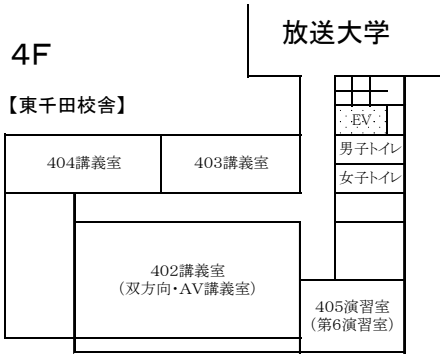

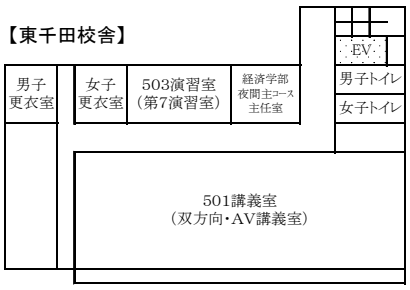

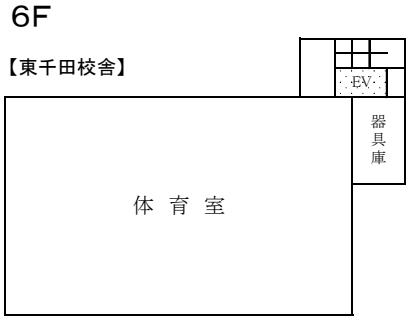

東千田未来創生センター（M棟）

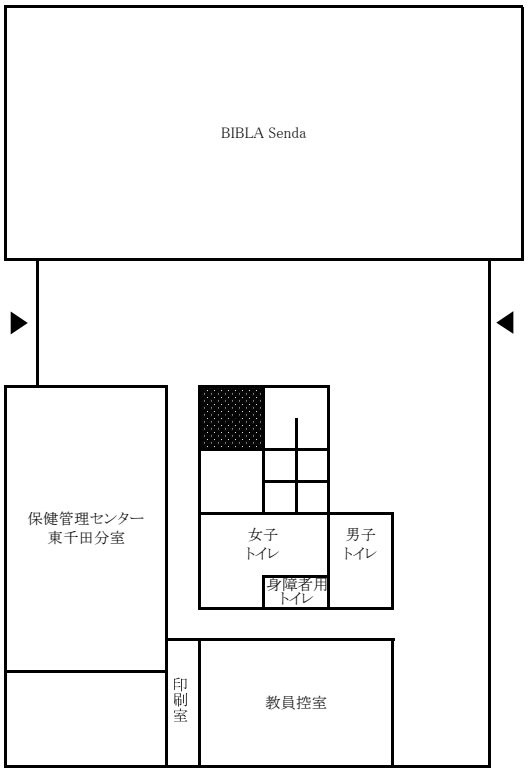

１Ｆ

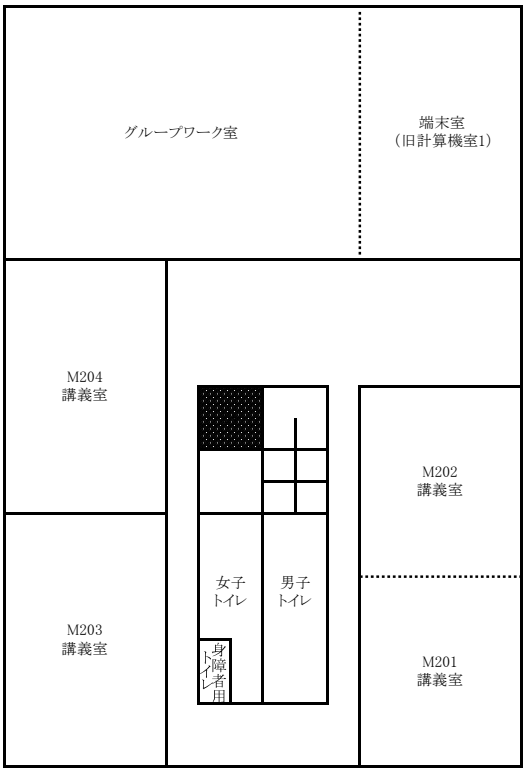

２Ｆ

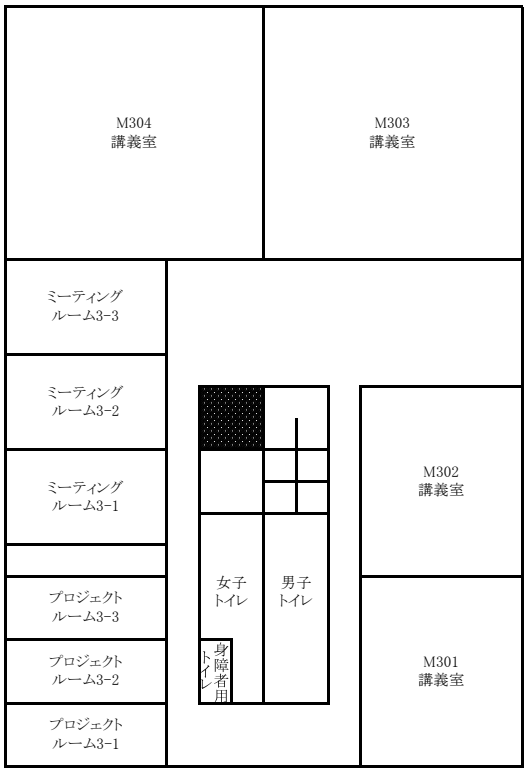

３Ｆ

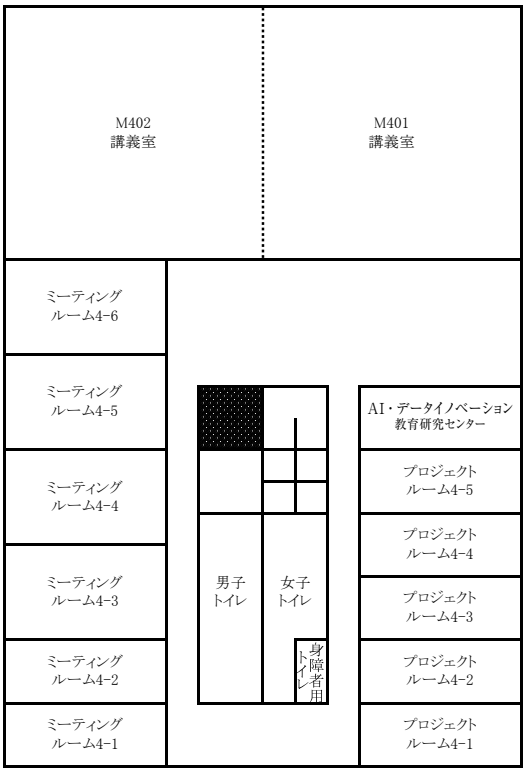

４Ｆ

６．教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先

教養教育科目の履修に関する質問・相談は，教育推進グループ教養教育担当及び東千田地区支援室で受け付けています。また，学部が定める履修基準などに関する質問・相談については，所属学部の学生支援担当に相談してください。

なお，E-mail を送るときには，必ず学生番号と名前を書いてください。

東広島キャンパス（東広島市）　　受付時間：（月～金）８時30分～17時15分

所属学部		電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学科	082-424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	国際共創学科	082-424-7988	
文学部		082-424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部		082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部 昼間コース		082-424-7215	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部 昼間コース		082-424-7217	
理学部		082-424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部		082-424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部		082-424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部		082-424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
教育推進グループ 教養教育担当		082-424-4218	gsyugaku-group@office.hiroshima-u.ac.jp

※教育推進グループ教養教育担当は総合科学部事務棟１階（場所は p. 教養38参照）にあります。

霞キャンパス（広島市）　　受付時間：（月～金）８時30分～17時15分

所属学部	電話番号	E-mail アドレス
医学部	082-257-5049	kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp
歯学部	082-257-5614	kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp
薬学部	082-257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス（広島市）　　受付時間：（月～金）12時30分～21時15分

所属学部	電話番号	E-mail アドレス
法学部 夜間主コース	082-542-6998	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部 夜間主コース	082-542-6961	

専門教育について

１．広島大学経済学部細則

（趣旨）

第１条　広島大学経済学部（以下「本学部」という。）における教育課程等については，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。），広島大学教育プログラム規則（平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号）及び広島大学教養教育科目履修規則（平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。）に定めるもののほか，この細則の定めるところによる。

2　この細則に定めるもののほか，必要な事項については，その都度本学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て別に定める。

（学科）

第２条　本学部に，次の学科を置く。

経済学科

（学科目）

第３条　経済学科に，次の学科目を置く。

理論・計量経済学　歴史経済科学　経済政策　応用経済学　経営・情報

（コース）

第４条　経済学科に，昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

2　学生は，前項に規定するコースのいずれかに所属するものとする。

（教育研究上の目的）

第 5 条　本学部の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次に掲げるとおりとする。

(1) 学問的専門性と豊かな人間性を併せ持つ指導的人材を育成し，社会の要請に応えること。

(2) 経済学の理論・応用，歴史，政策及び経営・情報の全般にわたる基礎展開能力，問題解決能力及び課題探索能力を持つ人材を育成し，社会の発展に貢献すること。

（教育課程）

第６条　本学部の教育課程は，教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により，主専攻プログラムとして，体系的に編成する。

2　本学部が開設する主専攻プログラムは，次のとおりとする。

コース名	主専攻プログラム名
昼間コース	現代経済プログラム
夜間主コース	経済・経営統合プログラム

（授業科目及び履修方法）

第７条　授業科目は，教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2　教養教育科目の授業科目及び履修方法は，教養教育科目履修規則及び別表のとおりとする。

3　専門教育科目の授業科目及び履修方法は，別表のとおりとする。ただし，教授会の議を経て学部長の決定により，別表に定める科目以外の科目を開講することができる。

第８条　授業科目は原則として 2 単位とする。

（単位数の計算の基準）

第９条　本学部で開設する授業科目の単位数は，15 時間の授業をもって 1 単位とする。

（第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第 10 条　広島大学既修得単位等の認定に関する細則（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）第 2 条第 1 項の規定に基づき定める第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は，60 単位とする。

2　前項の規定にかかわらず，広島大学での既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については，教授会の議を経て学部長が認めることとする。

（外国人留学生等に関する授業科目の特例）

第 11 条　外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で，外国において相当の期間中等教育

を受けたものが，日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目を履修して単位を修得した場合には，教授会の議を経て学部長の承認を得て，当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2　前項の単位数については，別に定める。

第 12 条　光り輝き入試総合型選抜による入学者のうち，入学した年度の 4 月 1 日現在満 60 歳以上の者は，教授会の議を経て学部長の承認を得て，別表に定める外国語科目（英語）の履修に代えて他の科目を履修することができる。

2　前項により履修する場合の卒業要件単位数については，別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 12 条の 2　長期にわたる教育課程の履修については，広島大学長期履修の取扱いに関する細則（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）の定めるところにより取り扱う。

2　長期履修の期間の最長年限は，6 年とする。

（履修登録手続）

第 13 条　学生は，ターム又は学期ごとの指定する期日までに当該ターム又は学期に履修しようとする授業科目について所定の手続をしなければならない。

（履修登録単位数の上限設定）

第 14 条　学生が 1 年間に履修登録することができる単位数は，44 単位を上限とする。ただし，特別講義，集中講義，他学部の授業科目及び本学の海外研修・留学プログラムに基づく授業科目の単位並びに放送大学及び教育ネットワーク中国単位互換制度による単位を除く。

2　前項本文の規定にかかわらず，4 年次の学生は，上限を定めない。

3　第 1 項の規定にかかわらず，2 年次末において 72 単位（特別講義及び他学部の授業科目で修得した単位並びに本学以外で修得した認定単位を除く。）以上を修得し，かつ，第 20 条の規定により算出した総登録単位の平均評価点が 85 点以上の者は成績優秀者と認定し，その者には，3 年次において第 1 項に規定する単位数の上限を超えて履修登録を認めるものとする。

4　成績優秀者の認定通知は 2 年次末に行う。

（履修指導）

第 15 条　前条第 3 項の規定により認定された成績優秀者が履修登録単位数の上限を超えて履修する場合には，指導教員は履修科目及び単位数について適切に指導を行うものとする。

2　指導教員は，履修単位数の少ない学生に対し，履修促進のための適切な指導を行うものとする。

（試験）

第 16 条　試験は，原則として当該授業の終了したターム末又は学期末に行う。

2　追試験は原則として行わない。ただし，病気その他やむを得ない事情により試験を受けられなかった場合に限り，願い出により，別に定めるところに従って追試験を行うことがある。

第 17 条　学生は，第 13 条に規定する手続をした授業科目に限り，そのターム又は学期の試験を受けることができる。

第 18 条　卒業論文を受けようとする者は，当該科目の終了する最終学期の指定の期日までに論文を提出しなければならない。

（成績評価基準）

第 19 条　成績評価基準は，授業担当教員がシラバスに明示するものとする。

（平均評価点）

第 20 条　学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は，次の算式で求める平均評価点（GPA：Grade Point Average）によって行う。

平均評価点＝((秀の単位数×4＋優の単位数×3＋良の単位数×2＋可の単位数×1)／(総登録単位数×4)) ×100

（到達度の評価）

第 21 条　前条に規定する達成度の測定のほか，教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。
2　前項の到達度の評価は，別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき，「極めて優秀」，「優秀」，及び「良好」の 3 段階で行う。
（卒業要件）
第 22 条　本学部を卒業するためには，教育課程に掲げる科目を履修し，その試験に合格しなければならない。
（早期卒業）
第 23 条　本学部に 3 年以上在学した者のうち，第 14 条第 3 項の規定により認定された成績優秀者が前条に規定する科目を履修し，かつ第 20 条の規定により算出した総登録単位の平均評価点が 85 点以上の場合には，本人の申請に基づき，3 年次末の卒業を認定することができる。
2　前項の卒業の認定を受けようとする者は，3 年次の 1 月 31 日までに所定の申請書を提出しなければならない。ただし，当日が休日の場合は，その翌日とする。
（教員免許）
第 24 条　削除
（副専攻プログラム及び特定プログラムの履修）
第 25 条　副専攻プログラムは，広島大学副専攻プログラム履修細則（平成 18 年 3 月 14 日副学長（教育・研究担当）決裁） の定めるところにより，履修することができる。
2　特定プログラムは，広島大学特定プログラム履修細則（平成 18 年 3 月 14 日副学長（教育・研究担当）決裁）の定めるところにより，履修することができる。
（転コース）
第 26 条　本学部学生で転コースを希望する者は，教授会の議を経て学部長が許可することがある。
2　転コースに関し必要な事項は，教授会の議を経て学部長が定める。
（主専攻プログラムの変更）
第 27 条　本学部の他のコースの主専攻プログラムに変更をしようとする者は，前条に規定する転コースの許可を得なければならない。
2　他の学部の主専攻プログラムに変更をしようとする者は，広島大学転学部の取扱いに関する細則（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）の規定に基づき，事前に転学部の許可を得なければならない。
（休学）
第 28 条　学生は，休学をしようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，許可を得なければならない。
第 29 条　学生は，休学期間の短縮をしようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，許可を得なければならない。
（退学）
第 30 条　学生は，退学をしようとするときは，所定の書類を学部長に提出し，学長の許可を得なければならない。
（学士入学）
第 31 条　通則第 14 条第 1 項の規定に基づき，本学部に学士入学を希望するものについては，選考の上，入学を許可することがある。
第 32 条　学士入学を許可された者の履修すべき授業科目及び単位については，教育課程によるものとする。
（再入学）
第 33 条　再入学は，欠員がある場合に限り，選考の上，許可することがある。
（編入学）
第 34 条　編入学については，広島大学編入学規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 5 号） によるものとする。

附　則

1　この細則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　平成 25 年度以前に入学した学生は，別表のうち経済・経営統合プログラム専門基礎科目・専門科目一覧の流通論を履修することができる。

（略）

附　則（令和 3 年 3 月 4 日一部改正）

1　この細則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　令和 2 年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学経済学部細則の規定（現代経済プログラム専門教育科目一覧の企業金融論 1 及び企業金融論 2 に係る部分を除く。）にかかわらず，なお従前の例による。

別表

現代経済プログラム履修表

区分	科目区分				要修得単位数		授業科目等	単位数	履修区分	履修開始年次（注１）			
										１年次	２年次	３年次	４年次
教養教育科目	大学教育基礎科目	大学教育入門			２	４４	大学教育入門	２	必修	○			
		教養ゼミ			２		教養ゼミ	２	必修	○			
	平和科目				２			２	選択必修	○			
	共通科目	外国語科目（注２）	英語（注３）	コミュニケーション基礎（注4）	（０）		コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ	各１	自由選択	○			
				コミュニケーションⅠ	４		コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB 上記４科目から２科目以上（注５）	各１	選択必修	○			
				コミュニケーションⅡ									
			初修外国語（ドイツ語，フランス語，スペイン語，ロシア語，中国語，韓国語，アラビア語のうちから1言語選択）		４		ベーシック外国語Ⅰ ベーシック外国語Ⅱ ベーシック外国語Ⅲ ベーシック外国語Ⅳ	各１	選択必修	○			
		情報・データサイエンス科目（注６）			４		情報・データ科学入門	２	必修	○			
								各２	選択必修	○			
		領域科目（注７）			２０		人文社会科学系科目群 自然科学系科目群	１又は２	選択必修	○			
		健康スポーツ科目（注７）						１又は２	自由選択	○			
		社会連携科目（注７）						１又は２	自由選択	○			
	基盤科目（注８）				６		微分積分通論 基礎線形代数学 ミクロ経済学入門 マクロ経済学入門 上記４科目から３科目	各２	選択必修	○			
専門教育科目	専門基礎科目				２６	６８	「現代経済プログラム専門教育科目一覧」の専門基礎科目から履修	各２	選択必修	○			
	専門科目				３０		「現代経済プログラム専門教育科目一覧」の専門科目から履修（注９）	各２	選択必修		○		
	演習				４			４	必修			○	
	卒業論文（注10）				８			８	自由選択				○
自由科目（注11）					１２	１２			自由選択	○			
合計					１２４								

注１：　○は履修開始年次を示す（○印がついた年次以降履修可能）。なお，実際に開講するターム等については，授業時間割表やシラバスを参照すること。

注２：　「コミュニケーション上級英語」「インテンシブ外国語」又は「海外語学演習」を修得した場合は，領域科目・健康スポーツ科目・社会連携科目（合計２０単位）に含めることができる。

注３：　短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を，卒業に必要な英語の単位（４単位）に代えることができる。また，外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については，経済学部ハンドブックに掲載の教養教育の英語に関連する頁を参照すること。

注４：　「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーション基礎Ⅱ」を修得した場合は，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。

注５：　英語のコミュニケーションⅠ及びⅡは，異なる記号（ＩＡ・ＩＢ・ⅡＡ・ⅡＢ）の４科目を履修することが望ましい。ただし，再履修となった場合は，特例として，同一記号（ＩＡ等）の科目を最大３単位まで履修することができる。

注６：　情報・データサイエンス科目の選択必修には，「データサイエンス基礎」又は「ゼロからはじめるプログラミング」を修得することを推奨する。なお，情報・データサイエンス科目について，４単位を超えて修得した単位は，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。

注７：　領域科目・健康スポーツ科目・社会連携科目の中から，合計２０単位を修得すること。ただし，領域科目は，人文社会科学系科目群から４単位以上，自然科学系科目群から４単位以上を修得すること。また，健康スポーツ科目は最大２単位までとし，これを超えて修得した単位は，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。

注８：　基盤科目について，「授業科目等」欄にて指定する基盤科目４科目のうち６単位を超えて修得した単位は，領域科目・健康スポーツ科目・社会連携科目（合計２０単位）の単位として卒業要件単位に含めることができる。また，指定以外の基盤科目を修得した場合は，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。

注９：　AIMS－HUプログラムにより修得した単位を１８単位まで卒業要件単位に含めることができる。（「派遣先で修得した専門科目：１６単位」，「国際課題研究：２単位」）

注10：　卒業論文を履修しない場合は，専門科目からさらに８単位履修すること（専門科目の要修得単位数は合計３８単位となる）。

注11：　本履修表で指定する教養教育科目及び専門教育科目の要修得単位数を超えて修得した単位は，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。また，他の教育プログラムで修得した専門教育科目の単位についても，自由科目の単位として卒業要件単位に含むことができる。ただし，科目区分「教職専門科目」及び副専攻プログラムで修得した単位を除く。

（１年間に履修登録可能な単位数）

第１４条に定める年間履修登録単位数の上限（４４単位）に注意すること。詳細は，経済学部ハンドブックに掲載の履修上の注意事項を参照すること。

現代経済プログラム専門教育科目一覧

科目区分	授業科目名	開設単位数	履修開始年次	科目区分	授業科目名	開設単位数	履修開始年次
専門基礎科目	経済数学	2	1	専門科目（経済政策）	公共経済学１	2	2
	統計学１	2	1		公共経済学２	2	3
	統計学２	2	1		医療経済学１	2	3
	経済史総論１	2	1		医療経済学２	2	3
	経済史総論２	2	1		国際経済政策論１	2	3
	ミクロ経済学１	2	2		国際経済政策論２	2	3
	ミクロ経済学２	2	2		国際金融論１	2	2
	マクロ経済学１	2	2		国際金融論２	2	3
	マクロ経済学２	2	2		市場と規制の経済学	2	3
	経済政策論１	2	2	専門科目（応用経済学）	地方財政論１	2	2
	経済政策論２	2	2		地方財政論２	2	2
	国際経済学１	2	2		金融論２	2	3
	国際経済学２	2	2		企業金融論２	2	3
	金融論１	2	2		ファイナンス１Ａ	2	2
	企業金融論１	2	2		ファイナンス１Ｂ	2	2
	財政学１	2	2		ファイナンス２	2	3
	財政学２	2	2		ファイナンス３	2	3
専門科目（理論・計量経済学）	計量経済学１	2	2		労働経済学	2	3
	計量経済学２	2	2		労使関係論	2	2
	経済統計学	2	2	専門科目学科目外	簿記概論	2	2
	応用ミクロ経済学１	2	3		特別講義（経営学）	2	3
	応用ミクロ経済学２	2	3		特別講義（会計学）	2	3
専門科目（歴史経済科学）	日本経済史１	2	3		特別講義（情報論）	2	3
	日本経済史２	2	3		特別講義(インターンシップ)	2	2
	政治経済学１	2	3		特別講義	－	－
	政治経済学２	2	3		各国経済論１	2	2
	経済学史１	2	3		各国経済論２	2	2
	経済学史２	2	3		国際課題研究	2	
				演習		4	3
				卒業論文		8	4

１．授業科目の履修開始年次は，学習上前もって必要なもの，あるいは授業内容の難易度から指定されたものであるので，必ず指定された年次以降に受講しなければならない。
２．国際課題研究については，ＡＩＭＳ－ＨＵプログラムに参加する学生のための授業科目である。
３．特別講義を開設する場合，その名称，単位数及び履修開始年次は，その都度教授会の議を経て学部長が定める。
４．開設単位数は，修得可能な上限単位数を示す。

経済・経営統合プログラム履修表

区分	科目区分				要修得単位数		授業科目等	単位数	履修区分	履修開始年次（注１）			
										１年次	２年次	３年次	４年次
教養教育科目	大学教育基礎科目	大学教育入門			2	38	大学教育入門	2	必　修	○			
		教養ゼミ			2		教養ゼミ	2	必　修	○			
	平和科目				2			2	選択必修	○			
	共通科目	外国語科目（注２）	英語（注３）	コミュニケーション基礎（注４）	(0)		コミュニケーションⅠ コミュニケーションⅡ	各１	自由選択	○			
				コミュニケーションⅠ	4		コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB 上記４科目から２科目以上（注５）	各１	選択必修	○			
				コミュニケーションⅡ									
			初修外国語（ドイツ語，フランス語，中国語のうちから１言語選択）（注６）		18		ベーシック外国語ⅠまたはⅡから２科目	1	自由選択	○			
							ベーシック外国語ⅢまたはⅣから２科目	1		○			
		領域科目（注６）					人文社会科学系科目群 自然科学系科目群	１又は２	選択必修	○			
		健康スポーツ科目（注６）						１又は２	自由選択	○			
		社会連携科目（注６）						１又は２	自由選択	○			
		情報・データサイエンス科目（注７）			4		情報活用概論	2	必　修	○			
								各２	選択必修	○			
	基盤科目（注８）				6		微分積分通論 基礎線形代数学 経済学入門 経営学入門 上記４科目から３科目	各２	選択必修	○			
専門教育科目	専門基礎科目（注９）				24	66	統計学入門 経済史総論	各２	選択必修	○			
		・経済基礎ユニット					ミクロ経済学 マクロ経済学 国際経済学 経済政策論 金融論 財政学				○		
		・経営基礎ユニット					簿記論１ 経営学総論１	各２	選択必修	○			
							経営学総論２ 経営組織論 原価計算論 財務会計論 基礎情報処理 税法総論				○		
	専門科目（注10） ・経済応用ユニット ・経営応用ユニット ・その他				38		「経済・経営統合プログラム専門教育科目一覧」の専門科目から履修（注11）	各２	選択必修		○		
	演　習				4			4	必　修			○	
自由科目（注12）					20	20			自由選択	○			
合　計					124								

注１：○は履修開始年次を示す（○印がついた年次以降履修可能）。
なお，実際に開講するターム等については，授業時間割表やシラバスを参照すること。

注２：「初修外国語（指定以外の科目）」「コミュニケーション上級英語」「インテンシブ外国語」又は「海外語学演習」を修得した場合は，自由科目に含めることができる。

注３：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を，卒業に必要な単位（４単位）に代えることが可能である。また，外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については，経済学部ハンドブックに掲載の教養教育の英語に関する頁を参照のこと。

注４：コミュニケーション基礎Ⅰ及びⅡを修得した場合は，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。

注５：コミュニケーションⅠ及びⅡは，異なる記号（ＩＡ・ＩＢ・ⅡＡ・ⅡＢ）の４科目を履修することが望ましい。

注６：初修外国語，領域科目，健康スポーツ科目，社会連携科目の中から，合計１８単位以上を修得すること。
ただし，領域科目は，人文社会科学系科目群から４単位以上，自然科学系科目群から４単位以上を修得すること。
また，健康スポーツ科目は，最大２単位までとし，これを超えて修得した単位は，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。

注７：情報・データサイエンス科目について，４単位を超えて修得した単位は自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。

注８：指定された基盤科目のうち６単位を超えて修得した単位は，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。また，指定以外の基盤科目を修得した場合も，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。

注９：経済基礎ユニットの科目から６単位以上，経営基礎ユニットの科目から６単位以上，合計２４単位以上を修得すること。

注10：経済応用ユニットの科目から４単位以上，経営応用ユニットの科目から４単位以上，合計３８単位以上を修得すること。

注11：ＡＩＭＳ－ＨＵプログラムにより修得した単位を１８単位まで卒業要件単位に含めることができる（「派遣先で修得した専門科目：１６単位」，「国際課題研究：２単位」）。

注12：上記，教養教育科目及び専門教育科目の要修得単位数を超えて修得した単位は，自由科目の単位として卒業要件単位に含めることができる。また，専門教育科目には，他教育プログラムの専門教育科目を含むことができる。ただし，教職専門科目及び副専攻プログラムで修得した単位を除く。

（昼間コース授業科目ほかの履修）
昼間コース授業科目，昼間に開講される他学部の授業科目（教養教育科目を含む），放送大学及び教育ネットワーク中国単位互換制度により他大学等で開講される授業科目は，４０単位を限度（編入学生は２０単位を限度）として履修区分に従い卒業要件に含めることができる。
ただし，昼間コース及び夜間主コースの双方において開講される専門科目で，同一とみなす授業科目の重複履修は認めない。詳細については，別途通知する。

（１年間に履修登録可能な単位数）
第１４条に定める履修登録単位数の上限（４４単位）に注意すること。詳細は，経済学部ハンドブックに掲載の履修上の注意事項を参照すること。

経済・経営統合プログラム専門教育科目一覧

科目区分	授業科目名	開設単位数	履修年次区分	科目区分	授業科目名	開設単位数	履修年次区分
専門基礎科目	統計学入門	2	1	専門科目（経営応用ユニット）	サービス経営論	2	2
	経済史総論	2	1		経営管理論	2	2
	ミクロ経済学	2	2		マーケティング論１	2	2
	マクロ経済学	2	2		マーケティング論２	2	2
	国際経済学	2	2		国際経営論	2	2
	経済政策論	2	2		国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ論	2	2
	金融論	2	2		人的資源管理論１	2	2
	財政学	2	2		人的資源管理論２	2	2
	簿記論１	2	1		経営システム科学１	2	2
	経営学総論１	2	1		経営システム科学２	2	2
	経営学総論２	2	2		簿記論２	2	2
	経営組織論	2	2		管理会計論	2	3
	原価計算論	2	2		会計政策論	2	3
	財務会計論	2	2		経営情報論	2	2
	基礎情報処理	2	2		プログラミング	2	2
	税法総論	2	2		国際関係論	2	2
専門科目（経済応用ユニット）	経済学史	2	2		地域協力論	2	2
	政治経済学	2	2		税法各論	2	2
	日本経済史	2	2		社会心理学	2	2
	公共経済学	2	2	専門科目（その他）	特別講義（インターンシップ）	2	2
	産業組織論	2	3				
	国際金融論	2	3		特別講義		
	経済事情論１	2	2		国際課題研究	2	
	経済事情論２	2	2	演習		4	3
	地方財政論	2	3				
	ファイナンス１	2	3				
	ファイナンス２	2	3				
	労働経済学	2	3				

１．授業科目の履修年次は，学習上前もって必要なもの，あるいは授業内容の難易度から指定されたものであるので，必ず指定された履修年次以降に受講しなければならない。

２．国際課題研究については，ＡＩＭＳ－ＨＵプログラムに参加する学生のための授業科目である。

３．特別講義を開設する場合，その名称，単位数及び履修年次は，その都度教授会で定める。

４．開設単位数は，修得可能な上限単位数を示す。

２．履修上の注意事項

１．履修相談について

身体等に障害のある学生で修学上の支援を受けることを希望する場合は，当該学部の支援室に相談すること。

２．年間の履修登録単位数の上限について

年間履修登録単位数は，特別講義，集中講義，本学の海外研修・留学プログラムに基づく授業科目及び他学部の授業科目で修得した単位並びに放送大学及び教育ネットワーク中国単位互換制度により他大学等で修得した認定単位を除き，昼間コース，夜間主コースとも 44 単位を上限とする。

ただし，広島大学経済学部細則第 14 条第 3 項に基づく成績優秀者及び４年次の者については上限設定を行わない。

３．昼間コース「演習」の受講資格について

「演習」を受講することができる者は，受講の前年度末までに以下（１）及び（２）を満たす者に限る。

（１）在学期間が２年以上である者（ただし，６カ月未満の休学期間を含むと２年以上在籍することとなる者を含む。）

（２）修得単位数が以下３つの条件を全て満たす者

①外国語科目（教養教育科目）７単位以上（ただし，広島大学ＨＵＳＡプログラム，ＡＩＭＳ-ＨＵプログラム等の長期交換留学プログラムによる派遣学生は６単位でも可。）

②経済学部専門教育科目 18 単位以上

③総修得単位数 36 単位以上

※「演習」申込条件として，経済学部が別途指定する研究倫理教育を受講することが求められます。

４．夜間主コース「演習」の受講資格について

「演習」を受講することができる者は，受講の前年度末までに以下（１）及び（２）を満たす者に限る。

（１）在学期間が２年以上である者（ただし，６カ月未満の休学期間を含むと２年以上在籍することとなる者を含む。）

（２）修得単位数が以下３つの条件を全て満たす者

①外国語科目（教養教育科目）３単位以上（ただし，広島大学ＨＵＳＡプログラム，ＡＩＭＳ-ＨＵプログラム等の長期交換留学プログラムによる派遣学生は２単位でも可。）

②経済学部専門教育科目 18 単位以上

③総修得単位数 36 単位以上

※「演習」申込条件として，経済学部が別途指定する研究倫理教育を受講することが求められます。

５．昼間コース「卒業論文」について

「卒業論文」は原則として，履修した「演習」の指導教員が継続して担当する。

ただし，特別な理由がある場合，関係教員の合意を得て，指導教員を変更することができる。

卒業論文は１年以上かけて作成するものとする。
なお，「演習」と「卒業論文」を同一年度で履修することはできない。

６．海外派遣学生の「演習」・「卒業論文」について

広島大学ＨＵＳＡプログラム，ＡＩＭＳ-ＨＵプログラム等の長期交換留学プログラムによる派遣学生は，指導教員の承認を得た場合には，派遣期間中の「演習」・「卒業論文」の受講について，年度をまたがっての履修を認める。

７．夜間主コースで開講される科目の履修について

昼間コースの学生は，夜間主コースで開講される経済学部専門教育科目のうち，指定した授業科目を履修することができる。
授業科目名，履修年次及び履修方法等は，別途掲示する。

８．放送大学及び教育ネットワーク中国との単位互換について

放送大学及び教育ネットワーク中国単位互換制度により他大学等で修得した単位を卒業要件単位として算入することができる。授業科目及び履修方法等については，「３．本学以外で修得した単位等の認定」を参照すること。

９．昼間コース卒業判定基準について

広島大学経済学部経済学科昼間コースでは，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，学士の学位審査を行い，適当と認められる者に対して，学士（経済学）の学位を授与する。
なお，卒業論文の評価は，次に定める評価基準に基づいて評価するとともに，関連する科目の成績評価基準に含める。
（卒業論文の評価基準）
論文の審査項目
(1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており，問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。
(2) テーマの設定が学士として妥当なものであり，論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
(3) 論文の記述（本文，図，表，引用など）が適切であり，結論に至るまで論理的な構成になっており，妥当な結論が導かれているか。
(4) 設定したテーマに際して，適切な調査・実験方法，あるいは論証方法を採用し，それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

10．夜間主コース卒業判定基準について

広島大学経済学部経済学科夜間主コースでは，学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，学士の学位審査を行い，適当と認められる者に対して，学士（経済学）の学位を授与する。

３．本学以外で修得した単位等の認定

１．放送大学との単位互換について

（１）履修できる授業科目の範囲について

放送大学で開講される「開設授業科目一覧」のうち，次の科目の履修を認める。
ただし，修業年限最終年（４年次）後期以降の履修分は認めない。

①教養教育科目として履修できる授業科目

導入科目，基盤科目の全科目。ただし，体育実技を除く。

②他学部の授業科目を履修したものとみなす授業科目

「社会と産業コース」の専門科目，総合科目の全科目。

（２）認定科目区分及び認定単位数について

上記で定めた授業科目について，次のとおり単位を認定する。

なお，外国語科目（放送大学の開設単位は２単位）については，１単位として認定し，その他の科目については，放送大学が開設している単位を認定する。

①教養教育科目の認定について

昼間コースの学生は８単位まで，夜間主コースの学生は 12 単位までを「自由科目」として算入する。

②他学部の授業科目を履修したものとみなす授業科目の認定について

８単位までを「自由科目」として算入する。

２．教育ネットワーク中国単位互換制度による単位の認定について

（１）単位互換制度の対象学生について

夜間主コースの学生を対象とする。
ただし，修業年限最終年（４年次）後期以降の履修分は認めない。

（２）単位認定の対象となる授業科目について

他大学等が提供する全科目を対象とする。

（３）認定単位の科目区分及び単位数について

①科目区分は，自由科目とする。

②認定単位は，16 単位までを卒業要件単位に算入する。

（４）単位の認定について

教授会の議を経て，単位を認定する。

３．外国の大学等にて修得した単位の認定について

留学により，外国の大学等において単位を修得した者は，帰国した学期の翌学期末までに申請することにより，教授会の議を経て経済学部の卒業要件単位として認定する。詳細については，広島大学通則第 29 条を参照すること。

４．外国語技能検定試験等による単位認定について

英検，ＴＯＥＦＬ等で所定の級位又は点数を得た者には，申請により単位を認定する。詳細については，前述の教養「外国語技能検定試験等による単位認定の取り扱いについて」を参照すること。ただし，認定する範囲は，履修表に記載の科目に限る。

５．インターンシップによる単位認定について

「広島大学グローバルキャリアデザインセンターで運営するインターンシップ」

（広島大学全学インターンシップ・ひろしまジョブサイトインターンシップ・広島県社会教育施設インターンシップ・文部科学省インターンシップ・企業等インターンシップ）に参加し，所定の評価を得た学生には，専門科目「特別講義（インターンシップ)」を修得したものとして２単位認定する。

ただし，実習時間が 30 時間以上のものに限る。

なお，募集は掲示等により行う。

６．認定単位の取扱いについて

上記１～５及び１年次に入学した者の既修得単位の認定単位の取扱いは次のとおりとする。

（１）認定単位は，経済学部細則第 14 条に定める履修登録単位数に含めない。

（２）上記３及び４について，認定は単位のみとし，成績評価は付さない。

（３）認定単位のうち成績評価を付さない科目は，経済学部細則第 14 条第３項に定める成績優秀者認定のための算式に含めない。

（４）認定単位のうち成績評価を付さない科目は，経済学部細則第 23 条に定める早期卒業者認定のための算式には含めない。

４．履修登録・試験及び成績

東広島キャンパスで開講される授業は法学部・経済学部支援室，東千田キャンパスで開講される授業は東千田地区支援室が担当窓口となります。

１．履修登録期間

（１）学生情報システム「もみじ」にて履修登録期間を確認のうえ，各自で履修登録期間内に登録してください。

（２）履修登録・修正期間後の授業科目の追加・訂正は一切認めないので注意してください。

２．期末試験

（１）試験は経済学部細則第 16 条及び第 17 条により行います。事前に告示「専門教育科目における期末試験について」等を掲示しますので，内容を確認したうえで受験してください。

（２）試験等における特別措置

身体等に障害のある学生で，試験等における特別措置を希望する者は，原則として試験日の３週間前までに申請してください。

３．不正行為

期末試験等において不正行為を行った者は，その期に履修している専門教育科目の評価を全て「不可」とするとともに，「広島大学学生懲戒規則」により懲戒処分を行います。

また，父母等へ処分内容を通知します。

４．追試験

（１）次の各号により学期末試験を受けられなかった場合に限り，所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて経済学部長に願い出ることができます。

①３親等以内の親族の死亡による忌引

②負傷又は疾病（入院及びそれに準じる場合に限る。）

③天災その他の非常災害

④交通機関の突発事故

⑤その他やむを得ない事情

（２）追試験受験願は，原則として当該科目の定期試験終了日から４日以内（試験終了日，休日及び支援室閉室期間は除く。）に昼間コースの学生は法学部・経済学部支援室，夜間主コースの学生は東千田地区支援室へ提出するものとします。

（３）経済学部長は，追試験受験願とその理由証明書を審査のうえ，受験資格があると認められた場合に限り，受験を許可することがあります。

（４）追試験受験願提出者の受験許可及び試験実施の期日・時間帯については，掲示をもって告知します。

（５）追試験の実施期間は，原則として当該試験終了後２週間以内（支援室閉室期間は除く。）とします。

５．成績

（１）学期末試験の成績発表日は，掲示により通知しますので，各自「もみじ」により参照してください。

（２）成績について異議のある場合は，申し立てをすることができます。
詳細は，後述の規則「成績評価に対する異議申立制度について」を参照してください。

６．その他

（１）伝達・連絡事項は，「もみじ」の電子掲示板（場合によっては学部の掲示板）により行いますので，**掲示板を１日に１度は必ず確認してください。**掲示板を確認しなかったために思いもかけぬ不利益が生ずる場合がありますので注意してください。

また，急を要する場合は，電話又はメールで連絡することがありますので，電話番号又はメールアドレスを変更した場合は，速やかに「もみじ」の「学籍情報変更」にて情報を変更してください。

なお，住居を変更した場合は，支援室に「住所等変更届」を提出してください。

これらの変更がされていないと，緊急時の連絡ができず不利益が生ずる場合があります。

（２）記載事項等で不明確なことや質問があれば，昼間コースの学生は法学部・経済学部支援室，夜間主コースの学生は東千田地区支援室へ問い合わせてください。

５．「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修（早期履修）制度について

○早期履修制度について

早期履修は，本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに，大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また，修得した単位については，早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り，10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができます。

なお，2021年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは，2023年度に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科（2021年4月現在）

人間社会科学研究科（※），先進理工系科学研究科，統合生命科学研究科，医系科学研究科

○履修資格

(1)　履修時に，所属する学部の卒業予定年次に在籍する者

(2)　本学大学院に進学を志望する者

(3)　履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが，進学を志望する研究科（専攻・プログラム）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」 － 「学びのサポート」 － 「学士課程」のページに掲載しています。

（※）経済学部は，大学院人間社会科学研究科（博士課程前期 人文社会科学専攻経済学プログラム）とともに，上記の早期履修制度をもとに，「学部・修士５年一貫教育」を実施しています。

履修資格については，以下のとおりです。

【審査時期】３年次２，３月

【審査資格】・GPA　60以上

・（夜間主コースのみ）経済学関連科目群から20単位以上修得

【資格内容】・学業成績　・指導教員からの推薦　・志望教員等による面接試験

諸　規　則

○広島大学通則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）

広島大学通則

目次

第 1 章　総則(第 1 条－第 9 条)
第 2 章　入学(第 10 条－第 18 条)
第 3 章　教育課程(第 19 条－第 27 条)
第 4 章　他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
第 5 章　休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
第 6 章　転学部，転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
第 7 章　賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
第 8 章　卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
第 9 章　授業料(第 47 条－第 51 条)
第 10 章　研究生，科目等履修生，短期国際交流学生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
第 11 章　厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
附則

第 1 章　総則

(趣旨)

第 1 条　この通則は，広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科，類及びコース)

第 2 条　本学の学部に，次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
	国際共創学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理学科
	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科

歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
	第二類(電気電子・システム情報系)
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
	第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科
情報科学部	情報科学科

2　法学部及び経済学部は昼夜開講制とし，昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2　学部は，本学の理念に立脚し，それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに，その目標を達成するための教育研究を通じて，基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2　学部，学科，類等ごとの教育研究上の目的については，各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条　本学の修業年限は，4年とする。ただし，医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては，6年とする。

第5条　第52条の2に規定する本学の科目等履修生として，一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において，当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは，修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は，当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条　本学の学部(医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は，8年とする。

2　医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は，12年とする。

3　工学部の在学年限は，6年とする。

(学年)

第7条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条　学年は，前期及び後期の2期に分け，前期を4月1日から9月30日まで，後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2　前項に定める各学期は，前半及び後半に分けることができる。

3　前期の前半を第1ターム，後半を第2ターム，後期の前半を第3ターム，後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条　学年中の定期休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日
(2)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
(3)　春季休業　4 月 1 日から 4 月 7 日まで
(4)　夏季休業　8 月 11 日から 9 月 30 日まで
(5)　冬季休業　12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2　学長は，特別の事情があるときは，前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。

3　臨時の休業日は，その都度別に定める。

4　特別の事情があるときは，前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第 2 章　入学

(入学の時期)

第 10 条　入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 11 条　本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2)　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
(3)　外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4)　専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(5)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(6)　文部科学大臣の指定した者
(7)　高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
(8)　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(9)　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18 歳に達したもの

(入学出願手続)

第 12 条　本学に入学を志願する者は，所定の期間内に，検定料 17,000 円(夜間主コースにあっては 10,000 円)を納付の上，別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2　第 13 条に規定する入学試験において，出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は，前項の規定にかかわらず，第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主

コースにあっては2,200円)とし，第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。

3　第1項の規定は，第14条，第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし，検定料の額は，30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(検定料の免除)

第12条の2　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，検定料を免除することができる。

2　検定料の免除に関し必要な事項は，別に定める。

(入学試験)

第13条　入学志願者に対しては，入学試験を行う。

2　前項の入学試験については，別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条　本学は，次の各号のいずれかに該当する者については，前条の規定にかかわらず，選考の上，学士入学として入学を許可することができる。

(1)　本学の一の学部を卒業して，更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出た者

(2)　他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者

(3)　学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者

2　本学は，前条及び前項の規定にかかわらず，本学を退学し同一学部に入学を願い出た者については，選考の上，再入学として入学を許可することができる。

3　前2項による入学者の既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会の議を経て，学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条　入学を許可すべき者は，各学部の教授会の議を経て，学長が決定する。

(入学手続)

第16条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに，別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに，入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，入学料の全額又は半額を免除し，又はその徴収を猶予することができる。

2　前条の規定にかかわらず，別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には，入学料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(入学許可)

第16条の3　学長は，第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条　既納の検定料及び入学料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する額を返還する。

(1)　第 13 条の入学試験において，第 1 段階目の選抜を行い，第 2 段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき　13,000 円(夜間主コースにあっては 7,800 円)

(2)　第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に，検定料を納付した者が大学入学共通テストの受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき　13,000 円(夜間主コースにあっては 7,800 円)

(3)　検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき　その検定料相当額

(4)　入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき　その入学料相当額

(編入学)

第 18 条　本学は，第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず，本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については，試験の上，編入学を許可することができる。

2　編入学の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第 3 章　教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条　本学の教育課程は，本学の理念に基づき，学部及び学科又は類等の特色を生かして，教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し，教育プログラムとして，体系的に編成するものとする。

2　授業科目は，教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3　前項に規定する授業科目及びその履修方法は，教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4　教育課程の履修上の区分として，細目の区分を設ける必要があるときは，教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5　教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

(授業の方法)

第 19 条の 2　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　第 1 項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則，専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3)　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4　一の授業科目を履修した者に対しては，試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし，前条第 2 項の授業科目については，各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5　授業科目の成績の評価は，秀，優，良，可及び不可の 5 段階とし，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は，各学部細則の定めるところによる。

2　各学部細則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条　外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために，日本語科目及び日本事情に関する科目を置き，これらに関する授業科目を開設することができる。

2　前項の授業科目は，森戸国際高等教育学院において開設するものとする。

3　前項の規定により履修して単位を修得するときに，卒業の要件として修得すべき単位数のうち，当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については，各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，当該学部において支障のない場合に限り，その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2　長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条　学生は，在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2　教育課程の修了は，所定の授業科目を履修の上，単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条　学生は，第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか，他の学部，研究科，附置研究所，教育本部，全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設（以下この条において「他学部等」という。）の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは，所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条　学生が，本学大学院に進学を志望し，所属学部が教育上有益と認めるときは，学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て，当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が，本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は，別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章　他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条　学生は，学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2　学部が教育上有益と認めるときは，学生が前項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，次条第 3 項及び第 4 項，第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4　他の大学又は短期大学の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5　学生交流に関し必要な事項は，別に定める。

(留学等)

第 29 条　学生は，外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは，学長の許可を得て留学することができる。

2　前項の留学の期間は，本学の在学期間に算入する。

3　学部が教育上有益と認めるときは，学生が第 1 項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4　前項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5　前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第2項，次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
6　外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
7　留学等に関し必要な事項は，別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条　学部が教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該学部の教授会の議を経て，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
2　前項の規定により与えることができる単位数は，第28条第2項，前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
3　短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
4　大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は，別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
3　前2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数は，本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き，第28条第2項，第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
4　前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は，別に定める。

第5章　休学及び退学

(休学)

第32条　学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。
2　休学の期間は，引き続き1年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に1年以内の休学を許可することがある。
3　前2項の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第10号に該当する者が，大学院医系科学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。

4　前項の休学期間は，引き続き 4 年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に 1 年以内の休学を許可することがある。

5　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず，文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。

6　前項の休学期間は，兵役に服する期間とする。

7　休学期間内であっても，その事由が消滅したときは，当該学部長の許可を得て，復学することができる。

第 33 条　休学期間(前条第 4 項及び第 6 項に規定する休学期間を除く。)は，通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条　休学期間は，在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条　学生が退学しようとするときは，学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章　転学部，転学科及び転学

(転学部)

第 36 条　学生が他の学部に移ることを志望するときは，所属学部及び志望学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

2　転学部の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(転学科等)

第 37 条　学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。

2　法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条　他の大学から転学を志願する者については，当該学部の教授会の議を経て，学長が許可する。この場合，既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会の議を経て，学部長が行う。

2　学生が他の大学に転学しようとするときは，所属学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

第 7 章　賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条　学生に表彰に値する行為があるときは，学長は，これを表彰することができる。

2　表彰に関し必要な事項は，別に定める。

(懲戒)

第 40 条　学生が本学の諸規則に違反し，学内の秩序を乱し，その他学生の本分に反する行為をしたときは，学長は，これを懲戒する。

2　懲戒の種類は，訓告，停学及び退学とする。

3　懲戒に関し必要な事項は，別に定める。

第 41 条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，懲戒により退学を命ずることができる。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3)　正当の理由がなくて出席常でない者
(4)　学内の秩序を著しく乱した者
(5)　学生の本分に著しく反した者

第 42 条　停学が 3 月以上にわたるときは，その期間は，修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。
(1)　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者，半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって，納付すべき入学料を納付しないもの
(2)　所定の在学年限に達して，なお卒業の認定を得られない者
(3)　授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章　卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条　第 4 条に規定する修業年限以上在学し，かつ，所定の授業科目を履修し，各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位以上，薬学部薬学科にあっては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には，当該学部の教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。

2　前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち，第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。
(1)　卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 188 単位，薬学部薬学科にあっては 186 単位。以下同じ。)の場合は，60 単位を超えないものとする。
(2)　卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は，第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては 128 単位，薬学部薬学科にあっては 126 単位)以上の修得がなされていれば，60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条　本学の学生(医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が，卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ，かつ，当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には，第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て，学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条　卒業の認定を受けた者には，学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2　学士の学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

第 9 章　授業料

(授業料)

第 47 条　授業料の年額は，535,800 円(夜間主コースにあっては 267,900 円)とする。ただし，第 22 条により長期履修を認められた者については，長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

2　前項に定める授業料は，前期及び後期に区分し，各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし，前期にあっては 4 月，後期にあっては 10 月に納付しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，前 2 項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

5　第 2 項及び前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者は，当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1)　特別の事情により期の中途において入学，復学，転学，編入学又は再入学した者　月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2)　学年の中途で卒業する者　月割計算によるその期の額を，第 2 項に定める各期の納付期日

(3)　月割分納を許可された者　その月の末日。ただし，末日が休業期間中にある場合は，当該休業期間の開始する日の前日

(4)　免除，徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され，又は猶予期間満了の者　許可の取消し，又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6　前項各号に定める月割の計算による額は，第 1 項に定める授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

7　既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは，当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数があるときは，これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては，当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を，長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし，当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは，第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8　所定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条　経済的理由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては，授業料の全額若しくは半額を免除し，又はその徴収を猶予し，若しくは月割分納を許可することができる。

2　前項に定めるもののほか，フェニックス奨学生に対しては，授業料の全額を免除することができる。

3　前 2 項に定めるもののほか，別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては，授業料の全額を免除することができる。

4　前 3 項に定めるもののほか，授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条　休学中は，授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条　退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は，納付しなければならない。

2　停学を命ぜられた者は，その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条　既納の授業料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1)　入学の時期までに入学を辞退したとき　授業料の全額

(2)　納付期限までに休学を許可されたとき　その許可された期間の授業料に相当する額

(3)　9 月 30 日以前に退学を許可されたとき　後期分の授業料に相当する額

第 10 章　研究生，科目等履修生，短期国際交流学生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条　本学の学生以外の者で，本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2　本学の学生以外の者で，本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(短期国際交流学生)

第 52 条の 3　外国の大学等の学生で，外国の大学等の教育課程の一環として，本学が実施する研修を受けることを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，短期国際交流学生として入学を許可することができる。

2　外国の大学等とは，次の各号に掲げるものとする。

(1)　外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)

(2)　外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの

(3)　国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立されたものをいう。)

3　短期国際交流学生に関し必要な事項は，別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条　第 13 条，第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は，外国人特別学生として選考の上，入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2　本学の教育研究上の資源を活かし，社会人等への学習の機会を積極的に提供するため，本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2　履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（公開講座）

第 54 条　本学の教育研究を広く社会に開放し，地域住民への学習の機会を積極的に提供するため，本学に公開講座を開設することができる。

2　公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第 11 章　厚生施設等

（厚生施設）

第 55 条　本学に，学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2　前項の施設に関し必要な事項は，別に定める。

（雑則）

第 56 条　学部長は，学部細則を改正したときは，学長に報告するものとする。

2　この通則に定めるもののほか，学部の学生の修学に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この通則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成 16 年度から平成 18 年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総　計		9,840	9,790	9,760

3　経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成 16 年度にあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総　　計		9,840

4　平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則（昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。）については，この通則の施行後もなおその効力を有する。

6　この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。

7　医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，別表の規定にかかわらず，令和 2 年度から令和 8 年度までにあっては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員

	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
令和２年度	118	238	2,336	718	1,198	9,922
令和３年度	118	238	2,336	716	1,196	9,930
令和４年度				701	1,181	9,915
令和５年度				686	1,166	9,900
令和６年度				671	1,151	9,885
令和７年度				656	1,136	9,870
令和８年度				643	1,123	9,857

（略）

附　則（令和２年７月21日規則第185号）

この規則は，令和２年７月21日から施行する。

別表（第３条関係）

収容定員

学部名	学科等名		入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科		120		480
	国際共創学科		40		160
	計		160		640
文学部	人文学科		130	10	540
	計		130	10	540
教育学部	第一類（学校教育系）		157		628
	第二類（科学文化教育系）		82		328
	第三類（言語文化教育系）		73		292
	第四類（生涯活動教育系）		81		324
	第五類（人間形成基礎系）		52		208
	計		445		1,780
法学部	法学科	昼間コース	140	10	580
		夜間主コース	30	10	140
		計	170	20	720
経済学部	経済学科	昼間コース	150	5	610
		夜間主コース	45	5	190
		計	195	10	800
理学部					
	数学科		47	10	188
	物理学科		66		264
	化学科		59		236
	生物科学科		34		136
	地球惑星システム学科		24		96

	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部				
	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)	150	5	610
	第二類(電気電子・システム情報系)	90	3	366
	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)	115	4	468
	第四類(建設・環境系)	90	3	366
	計	445	15	1,810
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
情報科学部	情報科学科	80	5	330
総　　計		2,323	80	9,844

○広島大学学生交流規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号）

広島大学学生交流規則

目次

第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章　派遣学生（第 3 条－第 10 条）
第 3 章　特別聴講学生（第 11 条－第 18 条）
第 4 章　雑則（第 19 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 28 条第 5 項，第 29 条第 7 項，第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この規則において「派遣学生」とは，本学に在学中の学生で，本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの（外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。）へ留学するもの，外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修するものを含む。）をいう。

2　この規則において「特別聴講学生」とは，他の大学等に在学中の学生で，その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3　この規則において「他の大学等」とは，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　本学と学生の交流を行う大学，短期大学（専攻科を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（専攻科を含む。以下同じ。）

(2)　外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの

(3)　国際連合大学

4　この規則において「大学間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定

方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5　この規則において「部局間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章　派遣学生

(取扱いの要件)

第3条　派遣学生の取扱いは，原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2　前項の大学間協議は，学部にあっては学部の教授会，研究科にあっては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て，学長が行う。

3　第1項の部局間協議は，当該教授会の議を経て，当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条　派遣学生を志願する者は，所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて，学長に願い出なければならない。

2　出願の時期は，大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条　派遣学生の願い出があったときは，当該教授会の議を経て，学長が派遣を許可する。

2　学長は，他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは，当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし，部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条　派遣学生の履修期間は，1学期又は1学年間とする。

2　前項の規定にかかわらず，学長が事情やむを得ないと認めたときは，当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)，履修期間を変更することができる。ただし，履修期間は，通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条　前条に規定する履修期間は，本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条　派遣学生は，履修期間が終了したときは，直ちに(外国の大学等へ留学する学生については，帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て，学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条　派遣学生は，本学に正規の授業料を納付するものとする。

2　派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは，大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3　前項の規定により，派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は，第1項の規定にかかわらず，当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(グローバル化戦略担当)が定める期間，本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条　学長は，派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき，その本分に反する行為があると認められるとき，又は授業料等の納付の義務を怠ったときは，当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)，派遣の許可を取り消すことがある。

第3章　特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条　第3条，第5条第1項，第6条及び第10条の規定は，特別聴講学生に準用する。この場合において，第3条，第5条第1項，第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と，第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と，第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2　前項の場合において，特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは，第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と，同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条　特別聴講学生を志願する者(広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムに志願する者を除く。)は，次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあっては第4号を除く。)に掲げる書類を，履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は，原則として6月前。ただし，外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は，その期日)までに，所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

(1)　本学所定の特別聴講学生願
(2)　在学証明書及び成績証明書
(3)　所属大学等の長の推薦書
(4)　医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条　学長は，特別聴講学生の受入れを許可したときは，その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条　削除

(学業成績証明書の交付)

第15条　学部等の長は，特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条　特別聴講学生は，所定の学生証の交付を受け，常に携帯しなければならない。

(検定料，入学料及び授業料)

第17条　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

2　特別聴講学生が国立の大学，短期大学又は高等専門学校の学生であるときは，本学での授業料は，徴収しない。
3　特別聴講学生が公立若しくは私立の大学，短期大学若しくは高等専門学校，外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは，履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，授業料の納付を要しない。
(1)　公立又は私立の大学，短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
(2)　外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
4　前項の規定にかかわらず，特別聴講学生が広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは，履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
(1)　3ターム　399,600円
(2)　4ターム　532,800円
5　既納の授業料は，返還しない。

(費用の負担)

第18条　実験，実習に要する費用は，必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章　雑則

(雑則)

第19条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，学部等が定める。
2　この規則に定めるもののほか，広島大学森戸国際高等教育学院3＋1プログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については，この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附　則(令和2年4月1日規則第93号)

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

○広島大学学位規則

（平成16年4月1日規則第8号）

広島大学学位規則

目次

第1章　総則（第1条）
第2章　学位授与の要件及び専攻分野（第2条・第3条）
第3章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等（第4条－第10条）
第4章　博士の学位授与等（第11条－第14条）
第5章　雑則（第15条－第17条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は，学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第46条第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第46条第3項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　学位授与の要件及び専攻分野

（学位授与の要件）

第2条　本学を卒業した者には，学士の学位を授与する。

2　本学大学院の課程を修了した者には，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3　前2項に定めるもののほか，博士の学位は，本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し，かつ，試問に合格したときにも授与する。

（専攻分野の名称）

第3条　学士の学位を授与するに当たっては，別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2　修士及び博士の学位を授与するに当たっては，別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3　専門職学位を授与するに当たっては，別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

（博士の学位授与の申請及び受理）

第4条　博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし，2通を提出するものとする。ただし，別に参考論文を添付することができる。

2　前項の学位論文の審査のため必要があるときは，論文の訳文，模型及び標本等を提出させることができる。

3　第2条第3項に該当する者が，博士の学位の授与を申請する場合は，学位申請書に学位論文，論文目録，論文の要旨，履歴書及び審査手数料57,000円を添え，学位に付記

する専攻分野の名称を指定し，当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし，本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は，単位の修得を要しない。)，かつ，学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が，再入学しないで，退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは，審査手数料を免除することができる。

4　前項により学位論文の提出があったときは，学長は，学位に付記する専攻分野の名称により，適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5　受理した学位論文及び審査手数料は，いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条　教授会は，博士の学位論文の審査及び試験を行うため，審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2　教授会は，第2条第3項に定める試問を行うため，試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条　試験は，博士の学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

2　試問は，筆答試問及び口頭試問により，専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3　前項の試問については，外国語は2種類を課することを原則とする。ただし，教授会が特別な事由があると認めたときは，1種類のみとすることができる。

4　本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは，第2条第3項の規定にかかわらず，試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条　博士の学位論文の審査及び試験又は試問は，学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし，特別の事由があるときは，教授会の議を経て，その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条　審査委員会は，学位論文の審査及び試験を終了したときは，直ちに論文の内容の要旨，論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

2　試問委員会は，試問を終了したときは，直ちにその結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条　教授会は，前条の報告に基づいて審議の上，博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2　前項の議決をするには，教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし，かつ，出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，この審議に出席させることができる。ただし，その出席者は，議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条　教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは，研究科の長は，学位論文とともに論文の内容の要旨，論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を，文書をもって学長に報告しなければならない。

2　教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは，研究科の長は，その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章　博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条　学長は，前条の報告を踏まえ，博士の学位を授与すべき者には，学位記を授与し，博士の学位を授与できない者には，その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条　本学が博士の学位を授与したときは，学長は，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条　本学が博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から3月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条　本学において博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から1年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，学長の承認を受けて，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，学長は，その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は，本学の協力を得て，インターネットの利用により行うものとする。

4　前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは，「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章　雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条　本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，教育研究評議会(以下「評議会」とい

う。)の議を経て，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し，学位記を返還させるものとする。

(1)　不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2)　その名誉を汚辱する行為があったとき。

2　評議会において，前項の議決を行う場合は，評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし，かつ，出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3　学位の授与を取り消したときは，その旨の理由を付して公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条　学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は，別記様式第1号から別記様式第9号までのとおりとする。

(その他)

第17条　この規則に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，各学部又は各研究科が定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

4　第2条第3項の規定による博士の学位の授与は，本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附　則(令和2年9月15日規則第199号)

この規則は，令和2年10月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	

理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人間社会科学研究科	文学	文学
	心理学	心理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	マネジメント	マネジメント
	経営学	経営学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
	教育学	教育学
	教育心理学	教育心理学
先進理工系科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	情報科学	情報科学
	国際協力学	国際協力学
	学術	学術
統合生命科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	農学	農学
	学術	学術
医系科学研究科	医科学	医学
	歯科学	歯学
	公衆衛生学	薬学
	薬科学	学術

	看護学	医科学
	保健学	歯科学
	口腔健康科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
		口腔健康科学

別表第 3(第 3 条第 3 項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
人間社会科学研究科	教職修士(専門職)
	法務博士(専門職)

別記様式　略

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号）

広島大学授業料等免除及び猶予規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 4 項（広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 49 条第 5 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号）第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに広島大学大学院規則第 22 条第 5 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

（高等教育の修学支援新制度による授業料の免除等）

第 1 条の 2　本学の学部に学生として入学する者に対する入学料の免除及び学部の学生に対する授業料の免除は，大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）その他関係法令の定めるところによる。

第 1 条の 3　本学の学部に学生として入学する者及び学部の学生には，第 2 条から第 9 条まで（第 3 条の 2，第 5 条の 3 及び第 5 条の 5 を除く。）の規定は，適用しない。ただし，大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 9 条第 3 項の規定により本学が授業料等減免対象者としての認定を行うことができない者については，この限りでない。

（経済的理由等に基づく入学料の免除，徴収猶予等）

第 2 条　次の各号のいずれかに該当する者には，入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1)　本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められるもの

(2)　本学の学部，研究科又は専攻科（以下「学部等」という。）に学生として入学する者であって，入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

(3)　学部等に学生として入学する者であって，入学前において本人又は学資負担者が災害を受け（前号に該当する場合を除く。），当該災害により居住する地域が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受け，かつ，本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合（当該地域が災害救助法の適用日から 5 年を経過する日までの期間にある場合に限る。）で納付が著しく困難であると認められる者

2　前項の免除を受けようとする者は，入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

第 3 条　本学の学部等に学生として入学する者であって，次の各号のいずれかに該当するものには，入学料の徴収を猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められる者
(2)　入学前1年以内において，学資負担者が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者
(3)　入学前において本人又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)，当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け，かつ，本人又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付期限までに納付が困難であると認められる者

2　前項による徴収猶予を受けようとする者は，入学手続終了の日までに所定の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。ただし，入学料免除を申請し，免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。

3　第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
(1)　4月入学者　当該年度の8月末日
(2)　10月入学者　当該年度の2月末日

4　免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は，免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に，納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)

第3条の2　広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については，広島大学奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条　入学料の徴収猶予を申請した者について，第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

2　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について，第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

3　免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について，第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

4　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって，納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は，その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

（経済的理由に基づく授業料免除）

第5条　学資の支弁が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合は，各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2　前項の免除を受けようとする者は，納付期限までに所定の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

（成績優秀学生に対する授業料免除）

第5条の2　成績優秀学生の授業料免除については，広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則（平成18年4月18日規則第91号）の定めるところによる。

（フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除）

第5条の3　フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については，広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

（入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除）

第5条の4　広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については，広島大学入学前奨学制度規則（平成29年2月21日規則第6号）の定めるところによる。

（給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除）

第5条の5　独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については，全額免除とする。

（卓越大学院プログラム履修生に対する授業料免除）

第5条の6　卓越大学院プログラム履修生の授業料免除については，広島大学卓越大学院プログラム規則（平成31年3月29日規則第30号）の定めるところによる。

（博士課程リーダー育成プログラム履修生に対する授業料免除）

第5条の7　博士課程リーダー育成プログラム履修生の授業料免除については，広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則（平成24年9月18日規則第122号）の定めるところによる。

（やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除）

第6条　死亡，行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は，次のとおり授業料を免除することができる。

(1)　死亡，行方不明のため学籍を除いた場合は，未納の授業料の全額

(2)　授業料の各期ごとの納付月前6月以内（入学した日の属する期分の免除に係る場合は，入学前1年以内）において，学資負担者が死亡した場合，学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は，当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし，当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり，かつ，当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては，翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3)　学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)，当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け，かつ，学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が著しく困難であると認められる場合は，各期ごとの授業料の全額又は半額

(4)　授業料又は入学料未納のため除籍した場合は，未納の授業料の全額

(5)　授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し，その願出により退学を許可した場合は，月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2　休学を許可した場合は，休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし，授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は，その期の授業料は免除しない。

3　第1項第2号及び第3号の取扱手続については，第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条　学生が次の各号のいずれかに該当する場合は，各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合

(2)　行方不明の場合

(3)　授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において，学生又は学資負担者が災害を受け，納付が困難であると認められる場合

(4)　学生又は学資負担者が災害を受け(前号に該当する場合を除く。)，当該災害により居住する地域が災害救助法の適用を受け，かつ，学生又は学資負担者が引き続き当該地域に居住している場合(当該地域が災害救助法の適用日から5年を経過する日までの期間にある場合に限る。)で納付が困難であると認められる場合

(5)　その他やむを得ない事情があると認められる場合

2　前項の取扱手続については，第5条第2項の規定を準用する。

3　第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1)　前期分　当該年度の8月末日

(2)　後期分　当該年度の2月末日

(授業料の月割分納)

第8条　第7条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する特別の事情があると認められる場合は，授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は，年額の12分の1に相当する額とする。

2　前項の月割分納の許可を受けようとする者は，納付期限までに所定の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条　免除，徴収猶予及び月割分納を許可された者は，当該期間の中途においてその事由が消滅したときは，直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2　前項の者に対する許可は，届出の日からその効力を失う。

3　許可された事由について虚偽の事実が判明したときは，その許可を取り消す。

（雑則）

第10条　この規則に定めるもののほか，学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（令和2年10月1日規則第209号）

この規則は，令和2年10月1日から施行する。

○広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第22条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第32条第2項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第2条　長期履修を願い出できる者は，次の各号のいずれかに該当する者で，修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて，一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

(1)　職業を有し，かつ，就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で，学修時間の確保が著しく困難であるもの

(2)　家庭において家事，育児及び介護を行う者で，学修時間の確保が著しく困難であるもの

(3)　本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第3条　長期履修の期間の最長年限は，通則第6条又は大学院規則第10条に規定する在学年限の範囲内で，各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第4条　長期履修を希望する者は，前期は4月1日から4月15日までに，後期は10月1日から10月15日までに，所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て，学長に願い出なければならない。

2　前項の規定による願い出があったときは，当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て，学長が許可する。

3　学長は，前項の規定により許可したときは，所属学部等の長へ通知するとともに，本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第5条　在学途中における長期履修への変更は，所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし，卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2　既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし，履修期間の延長は認めないものとする。

3　在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は1回に限るものとする。

4　履修形態の変更に係る手続は，前条に準じて行うものとする。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附　則(平成26年2月28日　一部改正)

この細則は，平成26年4月1日から施行する。

○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

（平成21年3月31日理事(教育担当)決裁）

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第1条　この細則は，広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第26条第2項の規定に基づき，広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条　早期履修は，本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに，大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第3条　早期履修を実施する研究科，授業科目等は，別表のとおりとする。

(履修資格)

第4条　早期履修ができる者は，次に該当する者とする。

(1)　履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者

(2)　本学大学院に進学を志望する者

(3)　進学を志望する研究科が定めるGPAの値を上回る者

(申請手続)

第5条　早期履修を希望する者は，履修しようとする年度の始めの1月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第1号)により，研究科が指定する授業科目を記載の上，所属学部の長に申請するものとする。

2　前項により申請できる研究科は，一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第6条　所属学部の長は，本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは，大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて，当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第7条　研究科の長は，前条の推薦に基づき審査の上，当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし，大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第2号)により，所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第8条　履修科目として申請することができる単位数は，10単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第9条　早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は，履修手続期間内に，大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により，当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2　前項に規定する授業科目の取消しは，早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等，特別の事情がある場合に限り，認めることができるものとする。

3　第1項に規定する授業科目の変更は，前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り，その取消しを行う単位数の範囲内において，認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条　授業科目の成績評価及び単位の授与については，広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条　第6条の規定により履修を許可された者（以下「早期履修者」という。）が修得した単位については，早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り，10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2　前項に規定する研究科が定める単位数を，広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等に含めるかどうかは，各研究科が定める。

3　早期履修者が修得した単位は，所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第12条　早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は，徴収しないものとする。

附　則

この細則は，平成21年4月1日から施行する。

(略)

附　則(令和3年2月16日　一部改正)

1　この細則は，令和3年4月1日から施行する。

2　この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は，平成30年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

(略)

別記様式　略

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第31条第4項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第36条第4項の規定に基づき，新たに広島大学（以下「本学」という。）の学部の第1年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定単位数等）

第2条　通則第31条第1項及び第2項の規定による既修得単位等の認定単位数等については，通則第31条第3項又は大学院規則第36条第2項に規定する範囲内で，学部又は研究科がそれぞれ定める。

2　本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等については，学部又は研究科がそれぞれ定める。

3　副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については，広島大学副専攻プログラム履修細則（平成18年3月14日副学長（教育・研究担当）決裁）又は広島大学特定プログラム履修細則（平成18年3月14日副学長（教育・研究担当）決裁）の定めるところによる。

（手続）

第3条　既修得単位等の認定を受けようとする者は，4月入学者にあっては入学した年度の6月30日までに，10月入学者にあっては入学した年度の12月28日までに，副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の6月30日までに，別記様式第1号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて，所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）の長に申請しなければならない。

第4条　所属学部等の長は，前条の規定による申請があったときは，所属学部等の教授会の審査を経て，第2条第1項及び第2項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2　前項の場合において，認定を希望する本学の授業科目（教養教育科目を除く。）のうち，所属学部等以外が開設するものについては，原則として関係する学部又は研究科等（研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）と事前に協議するものとする。

第5条　所属学部等の長は，前条第1項の審査の結果について，既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通知書により，認定を行わなかったときは適宜な方法により，速やかに申請した者に通知するものとする。

2　所属学部等の長は，所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは，その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条　既修得単位等の認定を行ったときは，認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど，所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附　則(令和2年10月1日　一部改正)

この細則は，令和2年10月1日から施行する。

別記様式　略

○広島大学転学部の取扱いに関する細則

（平成 16 年 4 月 1 日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学転学部の取扱いに関する細則

（趣旨）

第 1 条　この細則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 36 条第 2 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第 2 条　転学部は，本学に在学する学生で，所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに，許可することがある。

（公示）

第 3 条　各学部長は，転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し，12 月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2　学長は，1 月 10 日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

（手続）

第 4 条　転学部を志望する者は，転学部願（別記様式第 1 号）を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2　前項により出願できる学部は，一の学部に限るものとする。

3　所属学部のチューターは，転学部を志望する者から志望理由を聴取の上，調査書（別記様式第 2 号）を作成するものとする。

4　転学部の志望を認めた所属学部の長は，2 月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

（選考方法）

第 5 条　転学部願を受理した志望学部は，志望の動機，入学試験の成績，学業成績，面接，小論文，筆記試験，実技検査等を組み合わせて総合的に判定し，受入れの可否を決定するものとする。

2　志望学部の長は，学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

（許可の時期）

第 6 条　転学部の許可の時期は，4 月 1 日とする。

（配属年次）

第 7 条　転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は，原則として 2 年次とする。

（在学年限）

第 8 条　転学部を許可された者の残りの在学年限は，転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

（転学部の制限）

第 9 条　転学部を許可された者は，原則として再び転学部を願い出ることはできない。

附　則

この細則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附　則(令和 3 年 1 月 29 日　一部改正)

この細則は，令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

別記様式　略

○広島大学科目等履修生規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号）

広島大学科目等履修生規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。）第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。）第 54 条第 2 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（履修期間）

第 2 条　科目等履修生の履修の期間は，1 学年又は 1 学期（前期又は後期）とする。

（入学資格）

第 3 条　科目等履修生として入学することができる者は，学部にあっては通則第 11 条各号に規定する者，大学院にあっては大学院規則第 15 条各号に規定する者で，本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2　前項の規定にかかわらず，本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

第 3 条の 2　前条に定める者のほか，学部生を対象に開設する授業科目の履修を希望する高等学校又は中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）の生徒で，本学が適当と認めたものは，科目等履修生として学部に入学することができる。

2　高等学校等の生徒の履修に関し必要な事項は，別に定める。

（出願手続）

第 4 条　科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は，学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え，履修を希望する学部又は研究科を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　科目等履修生許可願（別記様式）

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承諾書

(5)　外国人で，既に日本に在住している者（永住者及び特別永住者は除く。）は，在留カードの写し

2　前項の規定にかかわらず，入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者（以下「現職教育職員」という。）であるときは，前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第 5 条　前条の入学志願者に対しては，当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により，選考を行う。

2　前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は，指定の期日までに誓約書を提出するとともに，入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3　学長は，前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（履修期間の更新）

第6条　前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは，第2条の規定にかかわらず，その期間を更新することができる。

2　前項の更新手続は，前2条の規定を準用する。この場合において，入学料は，納付を要しない。

（授業料）

第7条　科目等履修生は，履修するそれぞれの学期（前期又は後期）ごとに，指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2　指定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

3　第1項の規定にかかわらず，科目等履修生が，広島大学履修証明プログラム規則（平成20年12月16日規則第172号）に定める履修証明プログラム履修生であり，当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は，当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

（現職教育職員の検定料等）

第8条　現職教育職員については，第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず，検定料及び入学料は，納付を要しない。

2　現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては，前項に定めるもののほか，前条の規定にかかわらず，授業料は，納付を要しない。

（既納の検定料，入学料及び授業料の返還）

第9条　既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

（実験，実習等の費用）

第10条　実験，実習等に要する費用は，必要に応じ科目等履修生の負担とする。

（単位の授与）

第11条　履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は，当該授業科目の試験を受けなければならない。

2　前項の試験及び出席状況により，所定の単位を与える。

（証明書の交付）

第12条　前条により授与された単位については，本人の請求により，単位を修得した旨の証明書を交付する。

（大学の命ずる退学）

第13条　学長は，科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは，退学を命ずることができる。

（履修許可の取消し）

第14条　学長は，科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき，又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは，当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

（雑則）

第 15 条　この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附　則（令和 2 年 3 月 10 日規則第 20 号）

この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式　略

○広島大学学生表彰規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号）

広島大学学生表彰規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 39 条第 2 項（広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号）第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第 2 条　表彰は，次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

(1)　学術研究活動において，特に顕著な業績を挙げたと認められる者

(2)　課外活動において，特に優秀な成績をおさめ，課外活動の振興に功績があったと認められる者

(3)　社会活動において，特に顕著な功績を残し，社会的に高い評価を受けたと認められる者

(4)　その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

（表彰対象者の推薦）

第 3 条　理事（教育担当），副学長（学生支援担当），学部長及び研究科長は，前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは，学長に推薦することができる。

（表彰の審議）

第 4 条　学長は，前条の推薦があったときは，審査会を設置する。

2　審査会の構成員は，別に定める。

3　表彰は，審査会の意見を聴き，教育研究評議会の議を経て行う。

（表彰の方法）

第 5 条　表彰は，学長が表彰状を授与することにより行う。

（表彰の時期）

第 6 条　表彰は，原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2　前項の規定にかかわらず，表彰する必要があると判断されるときは，その都度行う。

（公表）

第 7 条　被表彰者は，学内外に公表する。

（事務）

第 8 条　学生の表彰に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

（雑則）

第 9 条　この規則に定めるもののほか，学生の表彰に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則(令和2年4月1日規則第97号)

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

○広島大学学生懲戒規則

（平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号）

広島大学学生懲戒規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 40 条第 3 項（広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 41 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき，学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の種類）

第 2 条　懲戒の内容は，次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

(1)　訓告　文書により注意を与え，将来を戒めること。

(2)　停学　一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ　有期の停学　3 月未満の停学で，確定期限を付すもの

ロ　無期の停学　3 月以上の停学で，確定期限を付さず，指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

(3)　退学　学生としての身分を失わせること。

（懲戒の要否等の決定）

第 3 条　懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は，学生による事件事故に係る原因行為の悪質性，結果の重大性等を踏まえて，総合的に勘案して決定するものとする。

2　原因行為の悪質性の認否に当たっては，学生の主観的態様，行為の性質，当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において，過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は，より悪質性が高いものとみなす。

3　結果の重大性の認否に当たっては，精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度，物的損害の有無及びその程度，当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

（学部等の長の指導）

第 4 条　学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は，学部又は研究科（以下「学部等」という。）の長は，学生に対し，厳重注意その他の指導（以下「学部等の長の指導」という。）を行うことができる。

（懲戒の処分量定の標準例）

第 5 条　懲戒の処分量定の標準例は，別表のとおりとする。

（事件事故の報告）

第 6 条　学生による事件事故（ハラスメント及び不正受験を除く。）が発生した場合は，当該学生が所属する学部等の長は，速やかに学長に通報するとともに，事実関係の調査を行い，その調査の結果を学長に報告するものとする。

（事実関係の調査）

第 7 条　学部等の長は，事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては，原則として，学生から事情聴取を行わなければならない。

2　学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより，事情聴取を行うことができない場合で，かつ，学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは，事情聴取が可能となるまでの間，前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。

3　事実を認定するための証拠が伝聞であり，かつ，学生が異議を述べている場合は，当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など，特別な情況があるときに限り，当該事実があったと認定できるものとする。

（審査会）

第 8 条　学長は，第 6 条の規定により報告があった事件事故について，懲戒を検討する必要があると認めるとき（ハラスメントにあっては，広島大学ハラスメントの防止等に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき教育研究評議会（以下「評議会」という。）に付議した事案において，評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき）は，学生懲戒審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2　審査会は，副学長（学生支援担当），当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし，事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。

3　審査会は，第 6 条の報告（次項の規定により追加の調査を行った場合は，当該調査の結果の報告を含む。）に基づき，学生への懲戒の要否，懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において，審査会は，当該学生に対して，口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

4　審査会は，必要に応じて，学部等の長に対して，当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め，又は追加の調査を求めることができる。

5　審査会は，審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

（審査の結果の通知）

第 9 条　学長は，前条第 5 項の報告を受けたときは，審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

（学部等における審議）

第 10 条　学部等の長は，前条の通知があったときは，学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において，教授会は，当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

（評議会への諮問）

第 11 条　学長は，審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは，学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において，評議会は，当該学生に対して，口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

（懲戒の決定）

第 12 条　学長は，評議会の審議を踏まえ，学生の懲戒について決定する。

（不正受験の取扱い）

第 13 条　学部等の長は，学生による不正受験が発覚した場合は，学長に通報するとともに，当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において，教授会は，当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

2　学長は，前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは，学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において，評議会は，当該学生に対して，口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3　学長は，評議会の審議を踏まえ，学生の懲戒について決定する。

(懲戒の手続)

第 14 条　懲戒処分は，学生に処分通知書(別記様式第 1 号)を交付し，又は口頭により通知して行わなければならない。

2　処分通知書の交付を行う際に，これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は，当該学生の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法(明治 29 年法律第 89 号)に定める公示の手続を行い，公示された日から 2 週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の効力)

第 15 条　懲戒処分の効力は，処分通知書を学生に交付したとき，又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第 16 条　停学の期間の計算は，暦に従って計算するものとし，懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第 17 条　無期の停学の解除は，学生が所属する学部等の長からの申出により，学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第 18 条　停学中の学生に対する指導は，学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第 19 条　停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし，受験資格を満たしていないときは，この限りでない。

(2)　停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第 20 条　学長は，学生の懲戒を行ったときは，当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き，原則として，事案の概要，懲戒の種類，処分年月日を懲戒告示(別記様式第 2 号)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第 21 条　本学が作成する成績証明書その他の証明書類に，懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2　学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に，懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第22条　学生の懲戒に関する事項に関わった職員は，学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第23条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成28年4月1日から施行する。

2　広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成22年9月21日学長決裁)は，廃止する。

3　この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については，なお従前の例による。

(略)

附　則(令和元年5月1日規則第100号)

この規則は，令和元年5月1日から施行する。

別表(第5条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人，強盗，強制性交等，誘拐，放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行，傷害，万引きその他の窃盗，横領，恐喝又は詐欺行為	退学，停学又は訓告
	麻薬，覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培，売買，不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為(痴漢行為，のぞき見，盗撮行為等)，わいせつ行為(公然わいせつ，わいせつ物頒布等)，性暴力行為(強制わいせつ等)又はストーカー行為	退学，停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ，又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ，	退学又は停学

	又は人身事故を起こした場合	(無期)
	飲酒運転，暴走運転又は無免許運転	停学
不正受験	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造，改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告
ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為，アカデミック・ハラスメント行為，パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学，停学又は訓告
非違行為等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学，停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁又は拘束	退学，停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学，停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊，汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
	飲酒を強要し，死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業，実習，研修等で知り得た個人情報の漏えい，紛失等の不適切な取扱い	停学又は訓告
	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幇助した場合	退学，停学又は訓告
	その他，本学の信用を著しく失墜させる行為	退学，停学又は訓告

別記様式　略

○広島大学学生生活に関する規則

（平成16年4月1日規則第15号）

広島大学学生生活に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則2号）第56条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学生（以下「学生」という。）が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

（学生証）

第2条　学生は，学生証の交付を受け，常に携帯するものとする。

2　学生証の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（住所届）

第3条　学生は，入学後速やかに，本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先（以下「住所等」という。）を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには，速やかにその旨を届け出るものとする。

（健康診断）

第4条　学生は，本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし，やむを得ない理由のため受診することができないときは，所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

（学生団体の届出）

第5条　学生が，単一の学部の学生をもって団体を結成するときは，代表責任者は，その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2　団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは，代表責任者は，学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3　結成された団体の活動が継続する場合は，毎年5月末日までに，第1項に基づく学生団体の代表責任者にあってはその所属学部の長に，前項に基づく学生団体の代表責任者にあっては学長に，所定の更新届を提出するものとする。

4　前3項に規定する届には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　団体の名称

(2)　団体の目的

(3)　連絡先

(4)　代表責任者の氏名

(5)　所属学部別の構成員数

(6)　団体の構成員の氏名及び連絡先

（学生又は学生団体の施設使用）

第6条　学生又は学生団体が学内施設（運動場及び道路等を含む。）を使用するとき（ちらし・ビラ等の文書を配付する場合を含む。）は，責任者は，原則として3日前までに，学部の施設の場合にあっては当該学部の長に，その他の施設の場合にあっては学長に，所定の施設使用願を提出し，その承認を受けるものとする。

2　前項に規定する施設使用願には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　使用目的
(2)　日時及び場所
(3)　責任者の氏名
(4)　参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板)

第7条　前条の規定にかかわらず，学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示又は立看板の掲出については，次に定めるところにより行うものとする。
(1)　掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。
(2)　立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。
(3)　掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
(4)　掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，撤去すること。

(行事及び集会)

第8条　学生又は学生団体は，学内において行事又は集会を行う場合は，授業，研究，診療，試験実施等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(遵守事項)

第9条　学生又は学生団体は，法令及び本学の諸規則を遵守するものとし，本学の秩序又は風紀を乱すことがあってはならない。

(準用)

第10条　この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生について準用する。
2　第2条の規定は，研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)，科目等履修生，短期国際交流学生，特別研究学生，特別聴講学生及び日本語等予備教育生について準用し，第3条及び第4条の規定は，研究生及び科目等履修生について準用する。

(雑則)

第11条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。
2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。
3　この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
4　この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

(略)

附　則(令和２年７月21日規則第189号)

この規則は，令和２年７月21日から施行する。

○広島大学学生証取扱細則

（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学学生証取扱細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学学生生活に関する規則（平成16年4月1日規則第15号）第2条第2項の規定に基づき，学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付）

第2条　学生は，入学，転学部若しくは転学科をしたとき，又はその有効期間が経過したときには，所属の学部又は研究科で，所定の学生証（別記様式）の交付を受け，常にこれを携帯しなければならない。

第3条　学生証には，本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

（有効期間）

第4条　学生証の有効期間は，発行の日から学部にあっては広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第4条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2　修業年限又は標準修業年限を超えて在学し，前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は，次のとおりとする。

(1)　通則第22条第1項又は大学院規則第32条第1項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は，発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2)　前号以外の者は，発行の日から1年間とする。ただし，発行時において休学を許可されている者にあっては，発行の日から当該許可された休学期間の終了後1年を経過する日までとする。

（提示）

第5条　学生証は，本学職員の要求があれば，いつでもこれを提示しなければならない。

（取扱い）

第6条　学生証は，他人に貸与してはならない。

第7条　学生証は，学生が学籍を離れたとき，又は有効期間を経過したとき，速やかに発行者に返さなければならない。

（再交付）

第8条　学生は，学生証を紛失したとき，若しくは著しく損傷したとき，若しくは記載事項に変更があったとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは，速やかに再交付を願い出なければならない。

（準用）

第9条　この細則（第4条第2項を除く。）の規定は，研究生（外国人研究生を含む。以下同じ。），科目等履修生，短期国際交流学生，特別研究学生，特別聴講学生及び日本語等予備教育生に準用する。この場合において，第2条中「入学，転学部若しくは転学

科をしたとき」とあるのは特別研究学生にあっては「受入れを認められたとき」と，特別聴講学生及び日本語等予備教育生にあっては「受入れを許可されたとき」と，「所属の学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「所属の学部，研究科，原爆放射線医科学研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と，短期国際交流学生にあっては「所属の学部，研究科，原爆放射線医科学研究所，病院，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と，日本語等予備教育生にあっては「森戸国際高等教育学院」と，第4条第1項中「学部にあっては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第4条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあっては「許可された研究期間」と，科目等履修生及び特別聴講学生にあっては「許可された履修期間」と，短期国際交流学生及び特別研究学生にあっては「受入れ期間」と，日本語等予備教育生にあっては「許可された研修期間」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により，研究生，科目等履修生，短期国際交流学生，特別研究学生，特別聴講学生及び日本語等予備教育生に対して学生証を交付するときは，それぞれ研究生，科目等履修生，短期国際交流学生，特別研究学生，特別聴講学生又は日本語等予備教育生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条　この細則に定めるもののほか，この細則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては，第4条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

(略)

附　則(令和2年7月21日　一部改正)

この細則は，令和2年7月21日から施行する。

別記様式　略

○広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号）

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 56 条（広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号）第 24 条において準用する場合を含む。）の規定及び広島大学（以下「本学」という。）が身体等に障害のある者を受け入れ，修学等の支援（以下「支援」という。）を積極的に行うという理念に基づき，本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し，その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この規則において「障害学生」とは，身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり，障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で，本人が修学上の支援を受けることを希望し，かつ，その必要性が認められたものをいう。

（支援の申出）

第 3 条　支援は，入学前，入学後のいずれの時期においても，障害学生本人から申し出ることができる。

2　支援の必要性の有無及び支援の範囲については，その都度協議するものとする。

（支援体制）

第 4 条　支援は，障害学生が志望又は所属する学部，研究科又は専攻科（以下「所属学部等」という。）が主たる責任を持つものとする。

2　所属学部等は，教養教育に関しては教育本部と緊密な協力関係を持つなど，相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3　前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため，教育室アクセシビリティセンター会議は，関係部局間の調整を行うものとする。

（入学試験等に関する相談体制）

第 5 条　学長は，本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し，入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2　前項の指針は，別に定める。

（試験等に関する特別措置）

第 6 条　学長は，障害学生に対し，試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため，試験等に関して特別措置を講ずる。

2　前項の特別措置に関し必要な事項は，別に定める。

（事務）

第 7 条　支援に関する事務は，学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

（雑則）

第8条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（令和2年4月1日規則第99号）

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

A　理念

この特別措置は，広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき，障害のある学生に対して，試験等の評価基準は変更しないが，その伝達方法及び回答方法等について，当該学生の障害に応じて変更を加え，その学生の不利益にならないようにするために定める。

B　特別措置の対象者

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号）第 3 条に定める支援の申し出を行い，当該学生が志望する，若しくは所属する学部，研究科又は専攻科が試験等における特別措置の必要性を認めた者

C　特別措置の内容・方法等

1　教育室アクセシビリティセンター会議は，障害の有無に関係なく公平な評価を可能とするために大学入学共通テストにおける特別措置等を基準として，試験の特別措置の内容・方法についてガイドラインを定め学生及び教職員に公開する。

2　入学試験における特別措置の内容・方法については，前項に定めるガイドラインを基準として，当該学生と志望学部，研究科又は専攻科（以下「志望学部等」という．）が協議して決める。

3　授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の内容・方法については，第 1 項に定めるガイドラインを基準として，当該学生及びチューター（指導教員）又はアクセシビリティセンター会議委員と授業担当教員が協議して決める。

D　特別措置の申請

1　入学試験における特別措置を希望する者は，原則として，出願受付開始日の１週間前までに，点字受験等，準備に時間を要する特別措置を希望する者は，出願受付開始日の４週間前までに，志望学部等に対して特別措置を申請することとする。

2　授業の成績・評価に関わる試験における特別措置を希望する者は，特別措置を受けようとする試験科目の開設学部，研究科又は専攻科（以下，「開設学部等」という．）に，原則として履修登録確定後から２週間以内に特別措置を申請することとする。

なお，不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には，上述の期間にかかわらず速やかに申請する.

3　入学試験における特別措置の申請を受けた志望学部等は，速やかに当該入試担当者に連絡する。

4　授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の申請を受けた開設学部等は，速やかに当該授業の担当教員に連絡する。

5　特別措置の申請を受けた志望学部等又は開設学部等は，必要に応じて，特別措置の内容・方法について教育室アクセシビリティセンター会議に助言を求めることとする.

E　特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は，特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため，各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ，アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

附　則(平成 17 年 11 月 1 日　一部改正)

この申合せは，平成 17 年 11 月 1 日から施行し，この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は，平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

(略)

附　則(令和 2 年 4 月 1 日　一部改正)

この申合せは，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

（趣旨）

第 1　この要項は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）第 56 条（広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号）第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号）第 24 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき，社会貢献活動を行った広島大学の学生（以下「学生」という。）に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2　この要項は，ボランティア活動，人命救助，犯罪防止，災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して，証明書を発行することにより，学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

（証明できる活動）

第 3　本学の学部，大学院又は専攻科（以下「学部等」という。）に在籍する学生が，次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は，所属する学部等の長（以下「所属長」という。）に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

(1)　身体に障害のある学生への勉学等支援活動

(2)　ピアサポーターによる学生相談支援活動

(3)　学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表に掲げる活動

(4)　その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

（所属長の推薦）

第 4　所属長は，第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は，その内容を検討の上，別記様式第 1 号により，学長に推薦するものとする。

（証明書の発行）

第 5　学長は，所属長の推薦により，別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

（取消し）

第 6　学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は，学長は，発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

（事務）

第 7　証明書の発行に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

（準用）

第 8　この要項の規定は，研究生（外国人研究生を含む。）及び科目等履修生に準用する。

附　則

この要項は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附　則(令和２年４月１日　一部改正)

この要項は，令和２年４月１日から施行する。

別記様式　略

○課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

（平成28年3月2日学長決裁）

課外活動を行ったことに関する証明書発行要項

（趣旨）

第1　この要項は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第56条第2項（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第56条第2項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第24条において準用する場合を含む。）の規定に基づき，課外活動を行った広島大学（以下「本学」という。）の学生に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2　この要項は，体育活動，芸術・文化活動，ボランティア活動等の課外活動を行った者に対して，証明書を発行することにより，学生が行う課外活動を支援することを目的とする。

（証明書の発行の願い出）

第3　本学の学部，大学院又は専攻科に在籍する学生であって，本学の学生団体に所属し，課外活動を行ったものは，証明書発行願（課外活動）（別記様式第1号。以下「発行願」という。）により学長に証明書の発行を願い出ることができる。

2　前項に規定する学生団体は，広島大学学生生活に関する規則（平成16年4月1日規則第15号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づく学生団体の届出がなされ，かつ，証明書の発行を願い出た学生が課外活動を行った時期又は証明書の発行を願い出た日において，本学の職員が部長又は顧問である学生団体でなければならない。

（証明書の発行）

第4　学長は，第3第1項の願い出があった場合は，その内容を検討の上，規則第5条第1項から第3項までに規定する学生団体結成届若しくは更新届又は他の書類等により当該学生が学生団体に所属していた事実を確認できる場合は，証明書（別記様式第2号）を発行するものとする。

（取消し）

第5　学生が発行願に虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載を行ったことが明らかな場合は，学長は，発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

（事務）

第6　証明書の発行に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

（準用）

第7　この要項の規定は，研究生（外国人研究生を含む。）及び科目等履修生に準用する。

附　則

この要項は，平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和元年5月1日　一部改正）

この要項は，令和元年5月1日から施行する。

別記様式　略

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

（平成16年4月1日学長決裁）

改正　平成18年3月14日　一部改正　平成28年3月10日　一部改正

平成30年3月9日　一部改正

1　期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては，次のとおりとする。

(1)　教養教育科目の試験において不正行為を行った者は，すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし，教養ゼミを除く。

(2)　専門教育科目の試験において不正行為を行った者は，すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。

2　期末試験等において不正行為を行った者は，広島大学学生懲戒規則(平成28年3月7日規則第20号)により懲戒処分を行う。

3　大学院及び専攻科の期末試験等については，1及び2に準じて取り扱う。

(注)(平成18年3月14日　一部改正)

1　この改正は，平成18年4月1日から適用する。

2　教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては，この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず，なお従前の例による。

（略）

附　則(平成30年3月9日　一部改正)

この改正は，平成30年4月1日から適用する。

○広島大学研究生規則

（平成16年4月1日規則第10号）

広島大学研究生規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第52条第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第53条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究の願い出及び検定料）

第2条　研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2　研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第3条　研究生を志願する者は，学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え，研究を希望する学部等を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　研究生許可願（別記様式）

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は，前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし，検定料は，徴収しない。

（受入れの許可）

第4条　研究生の受入れは，当該学部等の教授会（全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。）の議を経て，学長が許可する。

（研究期間及び願い出期限の特例）

第5条　学長は，特別な事情があると認める場合は，第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず，研究期間及び願い出期限の特例を，当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

（研究継続）

第6条　研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受け

なければならない。この場合において，研究期間については，第1条の規定を準用する。

(1)　研究生研究継続許可願

(2)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。

(入学料)

第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

(研究料)

第8条　研究生は，1月につき29,700円の研究料を，研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

2　指定の期日までに研究料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条　当該学部等の長は，研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条　研究に要する費用は，必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条　学長は，研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。

(1)　研究の実があがらないと認められるとき。

(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。

(3)　研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料，入学料及び研究料の返還)

第12条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

(雑則)

第13条　この規則に定めるもののほか，研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は，この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3　本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が，履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し，当該者の受入れを許可する場合は，第3条第1項，第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

（略）

附　則（平成 24 年 5 月 15 日規則第 103 号）

この規則は，平成 24 年 5 月 15 日から施行し，この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第 3 項の規定は，平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式　略

○広島大学外国人研究生規則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号）

広島大学外国人研究生規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は，広島大学通則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。）第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則（平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）において特定の事項を研究する外国人の研究生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づく研究留学生（以下「研究留学生」という。）を含む。以下「外国人研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究の願い出及び検定料）

第 2 条　外国人研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における 14 年の課程を修了した者

(2)　外国において，学校教育における 12 年の課程を修了し，日本の大学又は短期大学を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2　外国人研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における 16 年の課程を修了した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第 3 条　外国人研究生を志願する者で，日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに，外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに，次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて，研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

(1)　外国人研究生許可願

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書及び成績証明書

(4)　住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書（日本に居住している者の場合に限る。）

(5)　出身学校の所属学科長以上の長又は指導教員の発行する推薦書

(6)　医師の健康診断書

2　外国人研究生として志願する者が，志願する学部若しくは研究科に特別聴講学生として在学中の場合又は広島大学森戸国際高等教育学院 3＋1 プログラムの特別聴講学生として在学中の場合は，前項の規定にかかわらず，次に掲げる書類により願い出ることができる。

(1)　外国人研究生許可願

(2)　履歴書
(3)　在留カードの写し
(受入れの許可)
第4条　外国人研究生の受入れは，当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て，学長が許可する。
2　学長は，前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には，あらかじめ承諾書を交付するものとする。
(研究期間)
第5条　外国人研究生の研究期間は，原則として1学期又は1学年間とする。ただし，学長が特別の事情があると認めた場合は，この限りでない。
(研究継続)
第6条　外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において，研究期間については，前条の規定を準用する。
(1)　外国人研究生研究継続許可願
(2)　自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書
2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。
(入学料)
第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。
(研究料)
第8条　外国人研究生は，1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
2　指定の期日までに納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。
(指導教員)
第9条　当該学部等の長は，外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。
(費用の負担)
第10条　研究，実験及び実習に要する費用は，必要に応じ外国人研究生の負担とする。
(研究許可の取消し)
第11条　学長は，外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。
(1)　研究の実があがらないと認められるとき。
(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。
2　学長は，研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について，本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは，研究の許可を取り消す。
第12条　削除
(既納の検定料，入学料及び研究料の返還)

第 13 条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

（研究留学生等に対する特例）

第 14 条　研究留学生については，第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類及び第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を要しない。

2　本学と外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。）との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料，入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生（以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。）については，第 3 条の規定にかかわらず，検定料の納付を要しない。

3　研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については，第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

第 14 条の 2　次の各号のいずれかに該当する特別聴講学生（広島大学学生交流規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特別聴講学生をいう。）が，履修期間終了後から当該学期末まで，外国人の研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し，受入れを許可された場合は，当該者に係る検定料，入学料及び研究料は，第 3 条，第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず，徴収しない。

(1)　履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し，学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ていない者

(2)　履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者

(3)　履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者（研究期間終了後，本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。）

2　前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは，研究の許可を取り消す。

(1)　本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。

(2)　本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。

(3)　本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。

(4)　本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。

3　前項の規定にかかわらず，同項第 3 号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは，研究許可の取消しは行わない。

（雑則）

第 15 条　この規則に定めるもののほか，外国人研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

1　この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程（昭和 47 年広島大学規程第 5 号）により外国人研究生として受入れを許可されている者は，この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3　本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が，履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し，当該者の受入れを許可する場合は，第3条，第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

（略）

附　則(平成30年10月1日規則第126号)

この規則は，平成30年10月1日から施行する。

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

（平成16年4月1日規則第111号）

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第28条の規定に基づき，広島大学（以下「大学」という。）におけるハラスメントが職員，学生，生徒，児童及び園児並びにその関係者（以下「構成員」という。）の人権を侵害し，又は就学，就労，教育若しくは研究（以下「就学・就労」という。）の権利等を侵害するものであるという認識にたち，大学においてその発生を防止するとともに，事後，適切に対応するため，ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条　この規則において「ハラスメント」とは，セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2　この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3　この規則において「そのほかのハラスメント」とは，セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，相手の意に反する不適切な言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又はそのようなおそれがあることをいう。

4　ハラスメントの行為者とされた者（以下「行為者とされた者」という。）の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は，ハラスメントがあると認めるものとする。

(1)　行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2)　当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

（防止及び啓発）

第3条　大学は，職員及び学生等に対し，ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

（相談体制）

第4条　大学におけるハラスメントに関する相談への対応は，広島大学ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）が行う。

2　相談室は，前項の相談に際し，ハラスメントの被害を受けたとする者（以下「被害を受けたとする者」という。）のプライバシーを保護し，人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

（調査体制）

第5条　学長は，ハラスメントの事実関係を調査するため，及び必要な措置を講じるため，当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。
2　前項の調査会に関し必要な事項は，別に定める。
3　調査会は，被害を受けたとする者，行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い，調査結果を速やかに学長に報告する。
4　前項の事情聴取においては，事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
5　調査会は，調査の過程で，被害を受けたとする者の緊急避難措置，被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは，これを行う。
6　前項の勧告に基づき，部局等に調査会を置くことができる。
(調査結果の告知及び不服申立て)
第6条　学長は，調査会からの調査結果の報告を受け，被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対して，速やかに書面により調査結果を告知するものとする。
2　前項の告知を受けた者は，当該告知内容について不服がある場合は，告知を受けた日の翌日から2週間以内に，書面により学長に不服を申し立てることができるものとする。ただし，当該事案に関して，広島大学職員懲戒規則(平成16年4月1日規則第97号)に基づく懲戒に係る審査を受ける者は，不服を申し立てることはできない。
3　学長は，前項本文の不服申立てがあった場合は，不服を申し立てた者に対して，申立て内容の検討結果について書面により通知するものとする。
4　前項の通知内容に対する不服申立ては，認めない。
(措置の決定及び実施)
第7条　学長は，調査会からの調査結果の報告を受け，被害を受けたとする者の不利益の回復，環境の改善及び行為者とされた者に対する指導等の必要な措置を決定し，実施する。
2　学長は，前項の決定に当たり，さらに審議が必要と認められる事項については，教育研究評議会に付議する。
(雑則)
第8条　この規則に定めるもののほか，ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。
2　旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は，この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

3　旧規程により設置されたハラスメント調査会については，この規則に基づき設置されたものとみなす。

附　則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 2 号)

この規則は，平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

(略)

附　則(平成 31 年 3 月 27 日規則第 46 号)

この規則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

（平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁）

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条　この細則は，広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき，広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条　この細則において「自動車」とは，道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい，「二輪車」とは，同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(入構制限)

第 3 条　構内に自動車により入構しようとする者は，理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)の許可を受けなければならない。

2　入構の許可を受けた者は，広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証，学生証，利用登録証又は構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条　前条第 2 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は，次に掲げる者とする。

(1)　東広島キャンパスに通勤する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり，かつ，自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし，次に該当する者は除く。

イ　下見職員宿舎又はががら職員宿舎に居住している者

ロ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2)　東広島キャンパスに通学する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし，この号において，障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし，次に該当する者は除く。

イ　学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ　池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3)　商用等のため構内を訪れる業者

(4)　東広島キャンパスに通勤する職員又は通学する学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で，次に該当するもの。

イ　職員にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ　学生にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，安全教育を受講しているもの

(5)　本学における教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6)　その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条　次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は，当該各号に掲げる期間とする。

(1)　前条第1号から第3号までに該当する者　理事が定める期間

(2)　前条第4号から第6号までに該当する者　随時

2　構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は，別紙第1のとおりとする。

3　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は，理事は，当該各号に規定する期間を限度として，当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1)　業務上自動車を使用する必要があると認められる者　1週間

(2)　本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者　1月

(3)　疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者　3月

4　前条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者が自動車により臨時に入構する必要がある場合は，当該各号に定めるところにより入構させることができる。

(1)　本学の職員又は学生　職員証又は学生証を提示の上，臨時構内駐車証を交付する。

(2)　外来者　用務先を申し出の上，臨時構内駐車証を交付する。

(経費等)

第6条　自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については，自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし，その負担金(以下「利用者負担金」という。)は，自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2　前項の規定にかかわらず，本学は，午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3　第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし，日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1　第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1)　駐車場を利用する期間1年	6，000円
(2)　駐車場を利用する期間半年	3，000円
2　第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

4　特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって，理事が認めたものは，駐車場を利用する期間に応じた構内

駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は，駐車場を利用する月数に 500 円を乗じた額とする。

5　利用者負担金は，本学が指定する金融機関の口座への振込，給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6　次の各号のいずれかに該当する場合で，利用者から所定の様式により，納付した利用者負担金の返還の請求があったときは，当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。

(1)　構内駐車証等の交付までに，申請者が当該申請を取下げた場合　納付した額

(2)　第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合　納付した額

(3)　構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため，利用者が，当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合　納付した額

(4)　錯誤による納付があった場合　第 3 項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額

(5)　職員が東広島キャンパスから本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合　入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額

(6)　学生が休学又は卒業した場合　入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額

(7)　その他理事が認めた場合　納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第 7 条　構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は，構内駐車証等を他人に貸与し，若しくは譲渡し，又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第 8 条　構内駐車証等の有効期間は，4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間を限度とする。ただし，臨時構内駐車証にあっては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第 9 条　自動車により入出構できるゲート及び時間等については，別紙第 2 のとおりとする。

(遵守事項)

第 10 条　構内において車両を運転する者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2)　構内駐車証の交付を受けている場合は，運転席前面に置くこと。

(3)　構内では，時速 20 キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。

(4)　駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5)　外来者用駐車場には，外来者以外駐車しないこと。

(6)　身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。

（指導及び取締り）
第 11 条　構内の車両の交通指導及び取締りは，理事が指定する者（以下「交通指導員」という。）が行うものとする。
（違反者に対する措置）
第 12 条　車両を運転して入構した者が，この規定に違反した場合は，次に掲げる措置を採ることができる。
(1)　違反車両については，告知書を当該車両に掲示した上，車両番号を記録する。
(2)　違反回数が 3 回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。ただし，構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。
（放置車両に対する措置）
第 13 条　長期間にわたり構内に放置された車両については，1 月間警告措置を採った上，撤去するものとする。ただし，撤去に要した費用は，当該放置車両所有者の負担とする。
（事故処理等）
第 14 条　この細則に定めるもののほか，構内における車両の通行方法及び事故処理等については，関係法令の定めるところによる。
2　駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については，本学は一切責任を負わない。
（臨時の規制）
第 15 条　緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は，この細則にかかわらず，臨時の構内交通規制等を行うことができる。
（雑則）
第 16 条　この細則に定めるもののほか，東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は，理事が定める。

附　則
1　この細則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2　この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項（平成 11 年 3 月 9 日全部改正）に基づいて許可されている者は，この細則に基づき許可された者とみなす。

（略）

附　則（令和 2 年 8 月 31 日　一部改正）
この細則は，令和 2 年 8 月 31 日から施行し，この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別紙及び別記様式　略

○広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

（平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁）

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条　この細則は，広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき，広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条　この細則において「自動車」とは，道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい，「二輪車」とは，同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2　この細則において「部局等」とは，構内に所在する学部，研究科，図書館，学内共同教育研究施設及び東広島地区運営支援部東千田地区支援室(以下「支援室」という。)をいう。

(入構制限)

第 3 条　構内に自動車により入構しようとする者は，入構の許可を受け，広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証，学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2　前項に定める入構の許可は，部局等に配属又は所属する者にあっては当該部局等の長，その他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

3　前項の許可を受けた者以外で，自動車により入構しようとするときは，臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上，業務先の確認印及び駐車券とともに支援室へ提示し，関係の部局等の長の許可を得なければならない。

4　支援室は，前項の許可を受けた者に対して，駐車券の無料認証を行うこととする。

(構内駐車証等の交付申請資格等)

第 4 条　前条第 1 項に定める構内駐車証等交付申請資格者は，次に掲げる者とする。

(1)　部局等に配属又は所属する職員(第 7 号イに該当する者を除く。)で自動車による通勤届出があり，かつ，自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(2)　本学の学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし，この号において第 7 号ロに該当する者を除く。)で，特別な事情により自動車を利用しなければ構内への通学が困難であり，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者。ただし，次に該当する者を除く。

イ　学部学生の 1 年次生

ロ　広島市内(中区，南区，西区及び東区に限る。)在住者。ただし，勤務先が遠隔地である者又は公共の交通機関が極端に少ない地域に居住している者と認められるときは，この限りでない。

(3)　放送大学広島学習センターの職員(第8号に該当する者を除く。)
(4)　放送大学広島学習センターの学生(第8号に該当する者を除く。)で，特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
(5)　構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員
(6)　商用等のため構内を訪れる業者
(7)　部局等に配属又は所属する職員及び本学の学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で，次に該当するもの
イ　職員にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
ロ　本学の学生にあっては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，安全教育を受講しているもの
(8)　放送大学広島学習センターの職員及び学生のうち障害者手帳の交付を受けている者
(9)　本学における教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者
(10)　その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が認めた者

(構内駐車証等の申請期間等)

第5条　構内駐車証等交付申請期間は，次に掲げるとおりとする。
(1)　前条第1号から第6号までに該当する者にあっては，毎年4月1日から4月15日まで，又は10月1日から10月15日までとし，それ以外の期間は，駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
(2)　前条第7号から第10号までに該当する者にあっては，随時申請できるものとする。

2　構内駐車証等の様式及び交付申請手続の方法等は，別紙第1のとおりとする。

(整理業務等)

第6条　車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については，本学が管理の必要から支弁するもののほか，車両による入構及び駐車の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

2　本学が支弁する経費及び利用者の負担金については，次に掲げるとおりとする。
(1)　本学が支弁する経費は，利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので，本学が管理の必要から支弁する経費とする。
(2)　利用者の負担金の額は，車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。
(3)　前号に規定する利用者(第4条第1号から第6号までのいずれか又は第10号に該当する者に限る。)の負担金の額は次の表のとおりとし，日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
イ　駐車場を利用する期間１年	10,000 円
ロ　駐車場を利用する期間半年	5,000 円
ハ　駐車場を利用する期間１月	1,000 円

3　利用者の負担金については，次に掲げる者にあっては，これを免除することができる。
(1)　第 4 条第 7 号，第 8 号又は第 9 号に該当する者
(2)　二輪車により入構する者

4　第 3 条第 3 項の許可を受けずに入構した者(以下この項において「一般外来者」という。)が負担する経費に関し必要な事項は，理事が定める。。

5　特別の事情により第 2 項第 3 号の表に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって，部局等の長が認めたものは，駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。

6　利用者の負担金は，現金により納付するものとする。

7　次の各号のいずれかに該当する場合で，利用者から所定の様式により，納付した利用者の負担金の返還の請求があったときは，当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし，当該返還の請求の対象となる事実が発生した日の属する年度の 3 月末日までに，当該返還の請求が受理されなかった場合は，この限りでない。
(1)　構内駐車証等の交付までに，申請者が当該申請を取下げた場合　納付した額
(2)　第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合　納付した額
(3)　構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため，利用者が，当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合　納付した額
(4)　錯誤による納付があった場合　第 2 項第 3 号の表に規定する利用者の負担金の額を超えて納付した額
(5)　職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合　第 2 項第 3 号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については，期間半年の額
(6)　本学の学生が休学又は卒業した場合　第 2 項第 3 号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については，期間半年の額
(7)　放送大学広島学習センターの職員及び学生並びに構内において食堂，売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員が構内への入構を要しなくなった場合　第 2 項第 3 号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については，期間半年の額
(8)　その他理事が認めた場合　第 2 項第 3 号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については，期間半年の額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第 7 条　構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は，構内駐車証等を他人に貸与し，若しくは譲渡し，又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

（構内駐車証等の有効期間）

第8条　構内駐車証等の有効期間は，5月1日から翌年の4月30日までの間とする。

（ゲートの運用）

第9条　車両により入出構できる時間等については，原則として午前7時から午後11時までとする。ただし，特別の理由がある場合は，理事が指定する者（以下「警備員」という。）に申し出て入出構することができるものとする。

（遵守事項）

第10条　構内において車両を運転する者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2)　構内駐車証は，運転席前面に置くこと。

(3)　構内では，時速20キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。

(4)　駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5)　身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。

（指導及び取締り）

第11条　構内の車両の交通指導及び取締りは，警備員が行うものとする。

（違反者に対する措置）

第12条　車両を運転して入構した者が，第10条の規定に違反した場合は，次に掲げる措置を採ることができる。

(1)　違反車両については，別紙第2の告知書をのり付けした上，当該車両を固定する。

(2)　違反回数が3回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。ただし，構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。

2　前項第1号の規定により車両を固定された者は，本学の学生にあっては指導教員又はチューター，職員にあっては部局等の長，学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上，固定解除を受けるものとする。

（放置車両に対する措置）

第13条　長期間にわたり構内に放置された車両については，1月間警告措置を採った上，撤去するものとする。ただし，撤去に要した費用は，当該放置車両所有者の負担とする。

（適用除外）

第14条　次の各号のいずれかに該当する車両で，一時的に入構し駐車しようとする者については，第3条第1項の規定は，適用しないものとする。

(1)　清掃車

(2)　消防車等の緊急自動車

(3)　郵便物，電報及び新聞等の配達車両

(4)　その他学長が特別に認めた車両

（事故処理等）

第15条　この細則に定めるもののほか，構内における車両の事故処理等については，関係法令の定めるところによる。

2　駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については，本学は一切責任を負わない。

（臨時の規制）

第16条　緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は，この細則の規定にかかわらず，臨時の構内交通規制等を行うことができる。

（雑則）

第17条　この細則に定めるもののほか，東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は，理事が定める。

附　則

1　この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項（平成13年11月13日制定）に基づいて許可されている者は，この細則に基づき許可された者とみなす。

（略）

附　則（令和2年8月31日　一部改正）

この細則は，令和2年8月31日から施行する。

別紙及び別記様式　略

○学業に関する評価の取扱いについて

平成 18 年 4 月 1 日
副学長(教育・研究担当)決裁

Ⅰ 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

① 秀，優，良，可及び不可の 5 段階評価とする。なお，不可については，その評価が出席回数不足，期末試験未受験等の理由による場合，学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は，100 点満点で採点した場合に，90 点以上を秀，80～89 点を優，70～79 点を良，60～69 点を可とし，60 点未満は不可（不合格）とする。

② 0～100 点の点数評価とする。

60 点未満は不合格とする。

③ただし，特別な理由により，5 段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

④③の特別な理由については，プログラム担当教員会等で判断する。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき，到達度の評価は，「極めて優秀」，「優秀」及び「良好」の 3 段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA：Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA：Grade Point Average)の算出方法等については，以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(1) 平均評価点は，小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。

(2) 各学期（直前の期）及び通年（入学後から直前の期）で計算するものとする。

(3) 5 段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

Ⅱ 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い，その評価は，次のいずれかによるものとする。

1. 秀，優，良，可及び不可の 5 段階評価とする。なお，不可については，その評価が出席回数不足，期末試験未受験等の理由による場合，学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は，100 点満点で採点した場合に，90 点以上を秀，80～89 点を優，70～

79 点を良，60～69 点を可とし，60 点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし，特別な理由により，5 段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

3.2. の特別な理由については，プログラム担当教員会等で判断する。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，原則として成績評価は付さない。ただし，協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は，認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは，令和 2 度から適用する。
2. 令和元年 10 月 1 日以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては，

Ⅰ1. (1)の③，④及びⅡの 3. の取扱いを除き，なお従前の例による。

(注)（平成 22 年 3 月 16 日 一部改正）

この改正は，平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(注)（平成 23 年 3 月 10 日 一部改正）

この改正は，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(注)（平成 27 年 1 月 7 日 一部改正）

この改正は，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(注)（令和 2 年 5 月 26 日 一部改正）

この改正は，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

○気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日
理事(教育担当)決裁

気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1　授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育・東千田担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講

広島地方気象台から，特別警報が広島市又は東広島市に対して発表された場合は，その地域に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

ただし，東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は，一斉休講は行わない。

2　理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で，各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお，霞キャンパス(東千田キャンパス)において(1)から(3)までの場合により一斉休講とするときは，東千田キャンパス(霞キャンパス)においても同様に一斉休講とする。

一斉休講とする授業時限の範囲とその判断時刻の目安は 3.のとおりとする。

(1) 広島地方気象台から，大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市又は東広島市に対して発表された場合

(2) 台風の接近等によりあらかじめ広島市又は東広島市に対して大雨，洪水，大雪，暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合

(3)　JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4)　学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5)　その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

3　一斉休講する授業時限の範囲と判断時刻の目安

一斉休講とする授業時限の範囲	判断時刻
8:45 から 12:10 までに開始される授業	06:45 頃まで
12:50 から 17:05 までに開始される授業	10:50 頃まで
17:30 から 19:40 までに開始される授業	16:00 頃まで

4　一斉休講時における授業実施の特例

一斉休講時において授業を実施できる特例は，次のとおりとする。

(1)　インターンシップや野外実習，ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパ

ス内で開講されない授業で，受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合は，当該授業を実施できる。

(2) 双方向システムによる授業で，配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は，配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付，レポート提出等により当日の授業を補完し，受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に，配信元の授業を実施できる。

(3) オンラインによる授業で，以下のいずれかに該当する場合は，開設部局の長等の判断により当該授業を実施できる。なお，授業担当教員は，受講者の不利益とならないよう，授業実施について必要な連絡を行うものとする。

・同時双方向型の授業で，受講者全員が自宅等で受講可能なことが予め確認できる場合
・オンデマンド型の授業の場合

第２　第１以外の取扱い

第１ の取扱いに基づき，開設部局等の長は授業を休講とするかどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第３　その他

第２にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

第４　適用

この取扱いは，令和２年６月 23 日から適用する。

成績評価に対する異議申立制度について

本学では，厳正な成績評価に努めていますが，学生への説明責任を果たすことを通じて，成績評価の厳正さを高めるため，成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は，次の手順に従ってください。ただし，理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

１．申立手続

別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し，学業成績証明書を添付の上，該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「４．担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。

２．申立期間

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

３．申立への回答

原則 My もみじの掲示板で回答しますので，確認を怠らないようにしてください。なお，申立日から 2 週間以内に回答がない場合は，担当事務にご連絡ください。

４．担当事務窓口一覧

(1)　**教養教育科目**：
- 教育推進グループ【総合科学部事務棟１F】
- 東千田地区支援室（学生支援担当）

※法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

(2)　**大学院共通科目**：教育推進グループ【総合科学部事務棟１F】

(3)　**専門教育科目**

該当科目の開講学部／研究科／学位プログラム等		担当事務窓口
総合科学部		総合科学系支援室（学士課程担当）
文学部		人文社会科学系支援室（文学事務室）（学士課程担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科		教育学系総括支援室（学士課程担当）
法学部 昼間コース／経済学部 昼間コース		人文社会科学系支援室（法学・経済学事務室）（法学部・経済学部担当）
法学部 夜間主コース／経済学部 夜間主コース		東千田地区支援室（夜間主コース担当）
理学部		理学系支援室（学士課程担当）
医学部 ※2／歯学部／薬学部／医系科学研究科		霞地区学生支援グループ（医学部担当・歯学部担当・薬学部担当・大学院課程担当）
工学部／情報科学部		工学系総括支援室（工学部担当・情報科学部担当）
生物生産学部		生物学系総括支援室（学士課程担当）
人間社会科学研究科	人文学プログラム	人文社会科学系支援室（文学事務室）（大学院課程担当）
	法学・政治学プログラム 経済学プログラム	人文社会科学系支援室（法学・経済学事務室）（大学院課程担当）
	マネジメントプログラム	東千田地区支援室（夜間大学院担当）
	国際平和共生プログラム 国際経済開発プログラム 国際教育開発プログラム	国際協力学系支援室
	人間総合科学プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	心理学プログラム 教師教育デザイン学プログラム 教育学プログラム 日本語教育学プログラム 教職開発プログラム	教育学系総括支援室（大学院課程担当）
	実務法学プログラム ※2	東千田地区支援室（法科大学院担当）
先進理工系科学研究科	数学プログラム 物理学プログラム 地球惑星システム学プログラム 基礎化学プログラム	理学系支援室（大学院課程担当）
	量子物質科学プログラム	理学系支援室（先端）（学生支援担当）
	理工学融合プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	情報科学プログラム 応用化学プログラム 化学工学プログラム 電気システム制御プログラム 機械工学プログラム 輸送・環境システムプログラム 建築学プログラム 社会基盤環境工学プログラム	工学系総括支援室（大学院課程担当）
統合生命科学研究科 ※3	生物工学プログラム	理学系支援室（先端）（学生支援担当）
	食品生命科学プログラム 生物資源科学プログラム	生物学系総括支援室（大学院課程担当）
	生命環境総合科学プログラム	総合科学系支援室（大学院課程担当）
	基礎生物学プログラム 数理生命科学プログラム 生命医科学プログラム	理学系支援室（大学院課程担当）
森戸国際高等教育学院		グローバル化推進グループ【学生プラザ３F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1		教育推進グループ【学生プラザ３F】

※1　特定プログラムなど，森戸国際高等教育学院以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。
※2　別途申立制度を定めている学部・研究科等を示す。
※3　プログラム専門科目の場合，統合生命科学研究科学生便覧に掲載されている履修基準表で，当該科目が属する学位プログラムを確認し，上表の対応する担当事務窓口へ提出すること。研究科共通科目の場合は担当事務窓口のいずれかへ提出すること。

広島大学経済学会会則

第１条　本会は，広島大学経済学会と称し，事務所を広島大学大学院人間社会科学研究科経済学プログラムに置く。

第２条　本会は，経済現象に関する諸問題を研究調査すること及び学生への教育活動に対する支援を目的とする。

第３条　本会は，前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　機関紙「広島大学経済論叢」の発行

（２）　研究報告，叢書等の刊行

（３）　研究資料の収集

（４）　講演会・研究会・学会等の開催

（５）　研究活動支援

（６）　教育活動支援

第４条　本会は，次の会員をもって組織する。

（１）　普通会員　経済学プログラム及び研究科附属地域経済システム研究センターの教員及び経済学部在学生，卒業生（政経学部経済学科，政経学部第二部経済学科及び経済学部第二部卒業生を含む。），経済学プログラム及び社会経済システム専攻在学生，修了生（大学院経済学研究科及び大学院社会科学研究科経済学専攻及び社会経済システム専攻修了生を含む）並びに本会に対し特別に入会を希望する者で評議員会の承認を得たもの

（２）　賛助会員　本会のために特別に援助を与えるもの

第５条　本会の事業を遂行するために次の役員を置く。

（１）　会　長　経済学プログラム長をもって充て，本会を代表して会務を統括する。

（２）　評議員　経済学プログラム及び研究科附属地域経済システム研究センターの教員をもって充て，評議員会を組織し本会の運営を行う。

（３）　幹　事　評議員会において，３名を互選し，本会の事業の直接運営にあたる。任期は、２年とする。

第６条　会費の年額は次のとおりとする。

普通会員		4,000 円
賛助会員	１口	10,000 円

第７条　会員は，機関紙の配布を受け，経済学会が主催する講演会，研究会，学会等に出席することができるほか，研究調査の活動を行うに必要な便宜を与えられる。

第８条　事業及び会計の年次報告のため評議員会を毎年１回開くものとする。

第９条　本会則の改正は評議員会の決議による。

附則　本会則は昭和 52 年 5 月 2 日から施行する。

附則　本会則は平成 11 年 9 月 28 日から施行する。

附則　本会則は平成 14 年 3 月 6 日から施行する。

附則　本会則は平成 25 年 7 月 18 日から施行する。

附則　本会則は令和 2 年 12 月 15 日から施行する。

広島大学東広島キャンパス法学部・経済学部講義室等使用要領

令和３年３月１９日
人文社会科学系支援室長

（趣旨）

第１　この要領は，広島大学東広島キャンパス法学部・経済学部の講義室及び演習室（以下「講義室等」という。）を授業以外の目的での使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第２　講義室等は次の各号に掲げる目的に使用することができる。

(1) 広島大学大学院人間社会科学研究科人文社会科学専攻法学・政治学プログラム及び経済学プログラム並びに法学部及び経済学部の学生が行う研究会及び課外活動等

(2) その他広島大学東広島地区運営支援部人文社会科学系支援室長（以下「支援室長」という。）が適当と認めた行事等

（使用できる日及び時間）

第３　講義室等を使用できる日及び時間は，次の各号に掲げるとおりとする。ただし，支援室長が特に必要と認めた場合は，この限りでない。

(1) 使用できる日は，月曜日から金曜日までとする。ただし，国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの期間に該当する日を除く。

(2) 使用できる時間は，授業又は演習に使用する場合を除き次の表のとおりとする。

授業期間中	授業期間以外の日
午後 4 時 30 分～午後 9 時	午前 9 時～午後 7 時 30 分

（使用手続及び使用許可）

第４　講義室等を使用する者は，使用する日の 3 日前（土日祝日は除く）までに別記様式による広島大学東広島キャンパス法学部・経済学部講義室等使用願を支援室長に提出し，その使用の許可を受けなければならない。ただし，第 2 第 2 号に規定するその他支援室長が適当と認めた行事等で広島大学財務会計処理細則 7－1 の規定の適用を受ける場合は，別に定めるところによる。

（使用の中止）

第５　第 4 の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，使用を中止するときは，遅滞なく支援室長に届け出るものとする。

（使用者の遵守事項）

第６　使用者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された使用目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 使用者以外の者に，その全部又は一部を転貸しないこと。

(3) 使用の許可を受けた日時を厳守すること。

(4) 火気を使用しないこと。

(5) 飲食又は喫煙しないこと。

(6) 掲示又ははり紙をしないこと。

(7) 施設，設備又は備品を破損した場合等は，速やかに支援室に連絡し，その指示に従うこと。

(8) 使用後は，清掃するとともに備品を整理･整頓し，消灯及び戸締まりを行うこと。

(9) その他支援室の指示事項を遵守すること。

（使用許可の取消し）

第 7　支援室長は使用者が第 6 各号の一に違反したときは，使用の許可を取り消すことができる。

2　支援室長は，前項に定めるもののほか，業務上必要と認めたときは，講義室等の使用許可を取り消すことができる。

（損害の賠償）

第 8　使用者は，故意又は重大な過失により，施設，設備又は備品に滅失又はき損等の障害を与えたときは，その現状を回復し，又はその損害を賠償しなければならない。

（事務）

第 9　講義室等の使用に関する事務は，人文社会科学系支援室（法・経）において処理する。

（雑則）

第 10　この要領に定めるもののほか，講義室等の使用に関し必要な事項は，支援室長が別に定める。

附　則

この要領は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

建 物 配 置 図 等

東広島キャンパス建物配置図

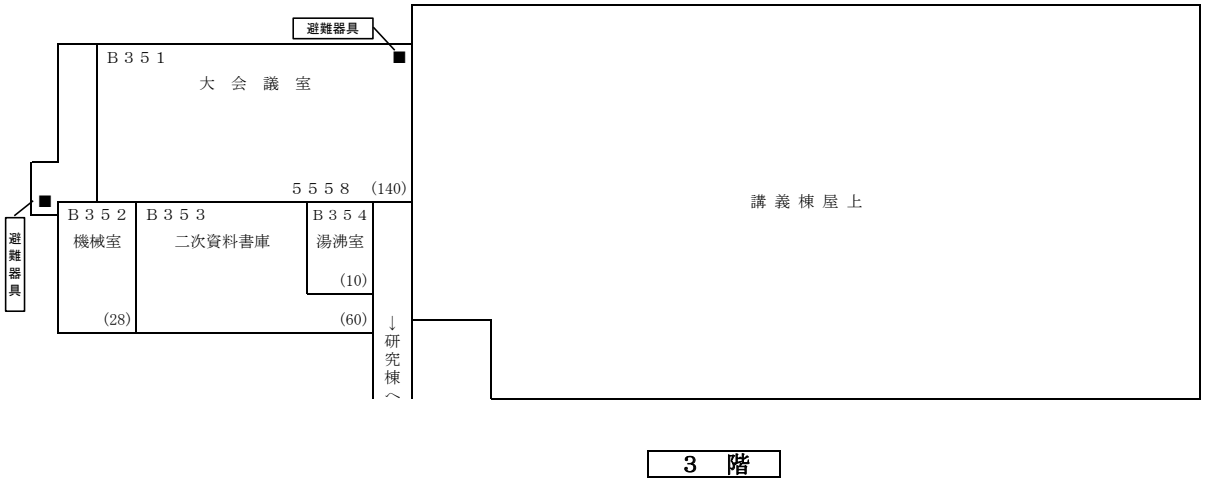

３ 階

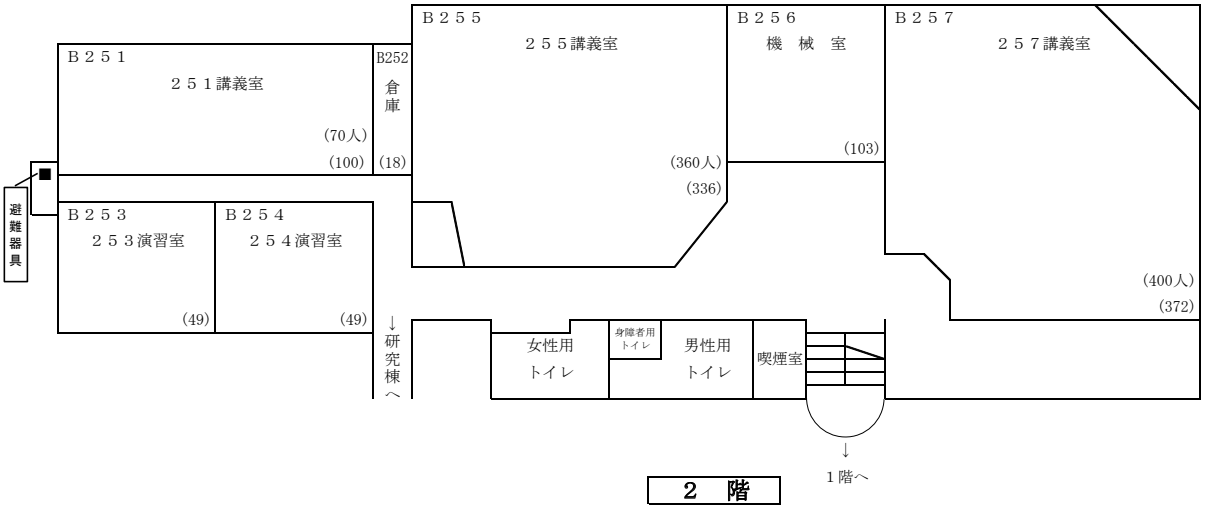

２ 階

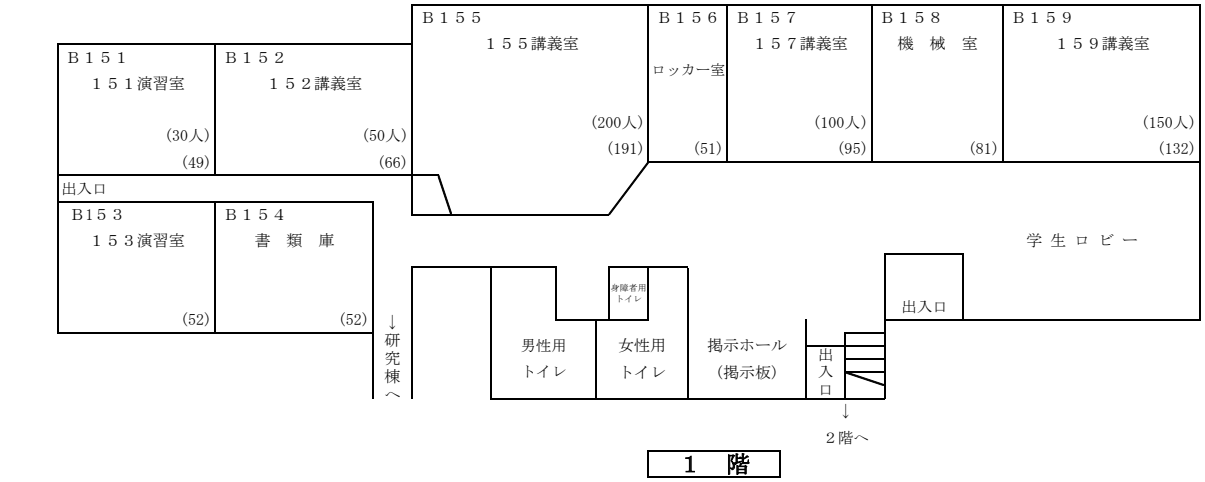

１ 階

法 学 部・経 済 学 部 講 義 棟

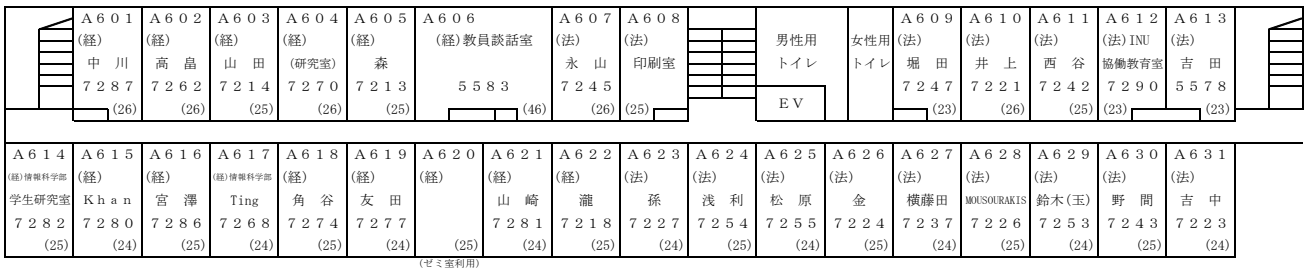

6 階

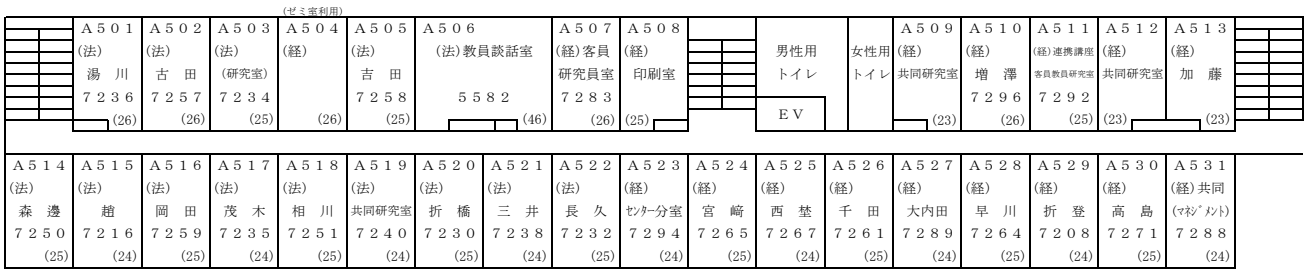

5 階

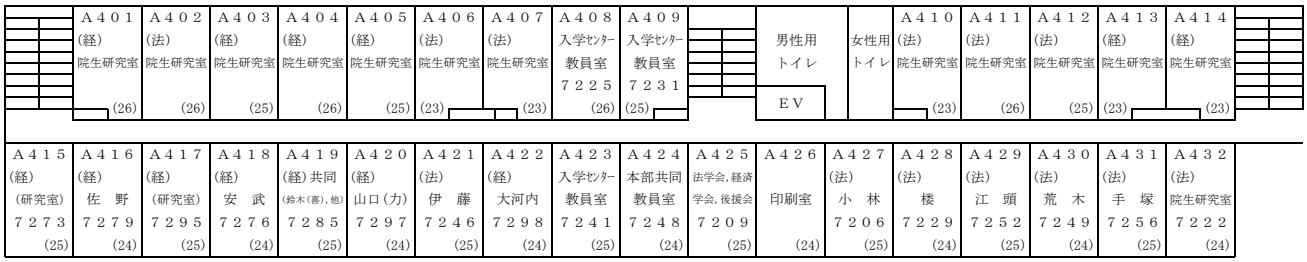

4 階

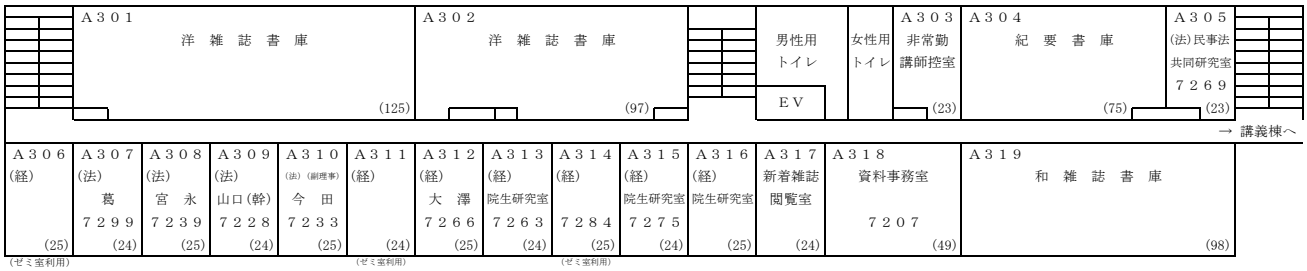

3 階

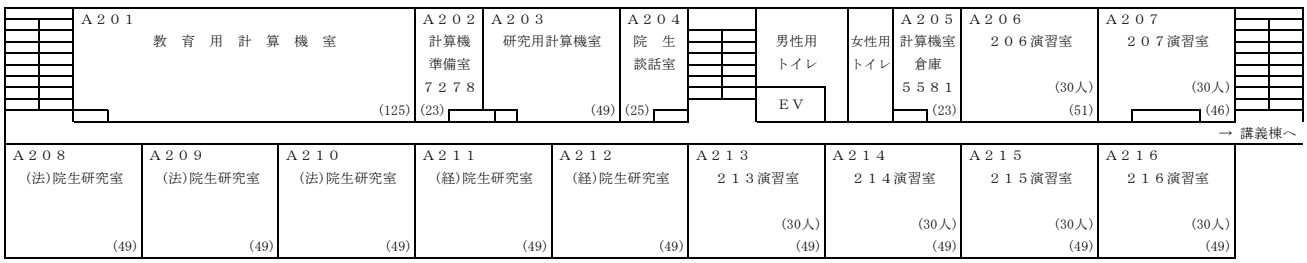

2 階

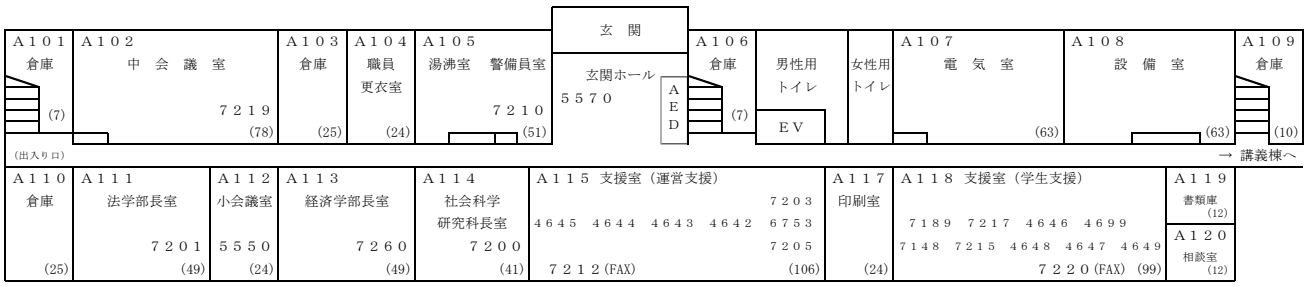

1 階

法学部・経済学部研究棟

東千田キャンパス構内配置図

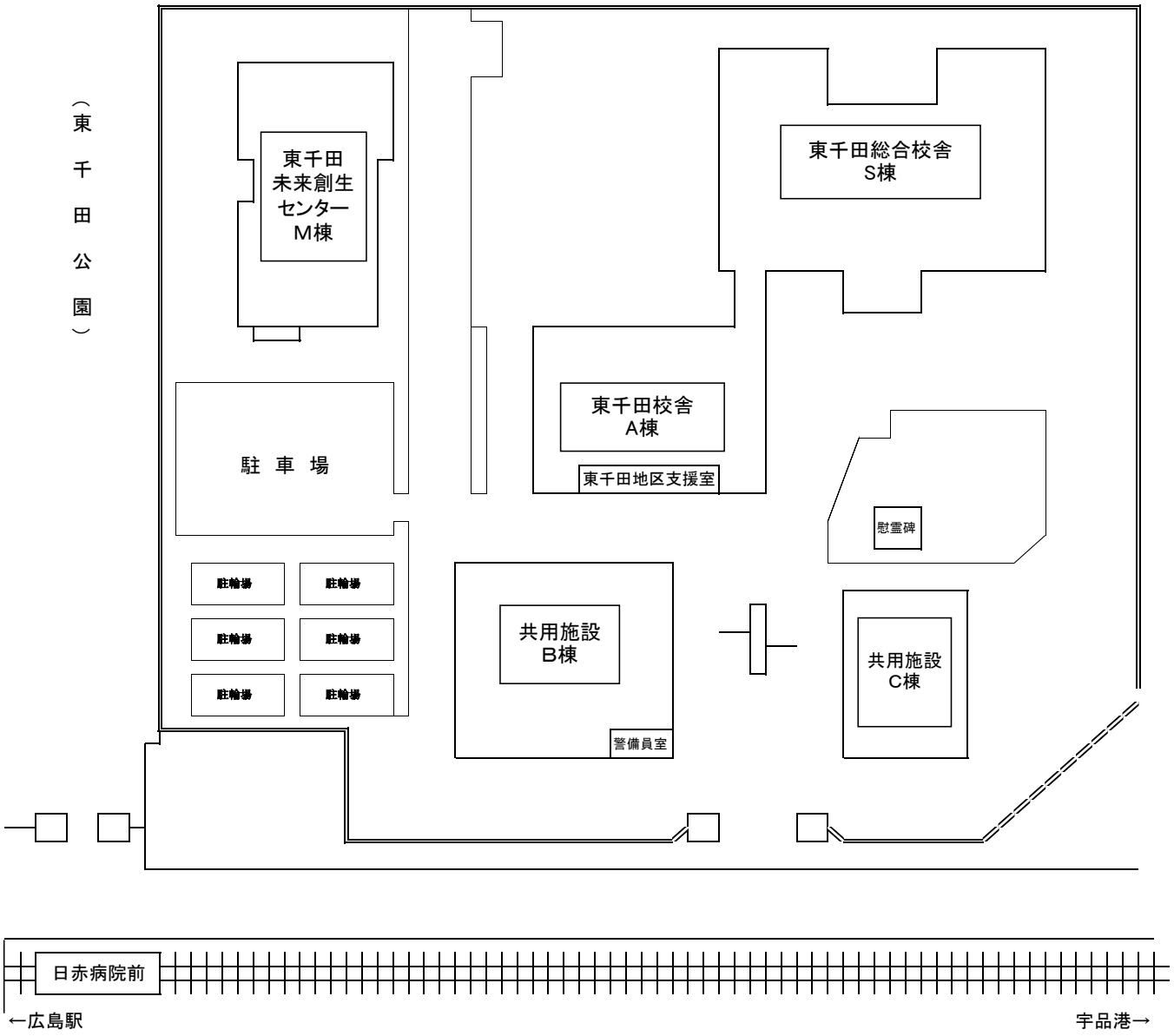

東千田総合校舎・東千田校舎

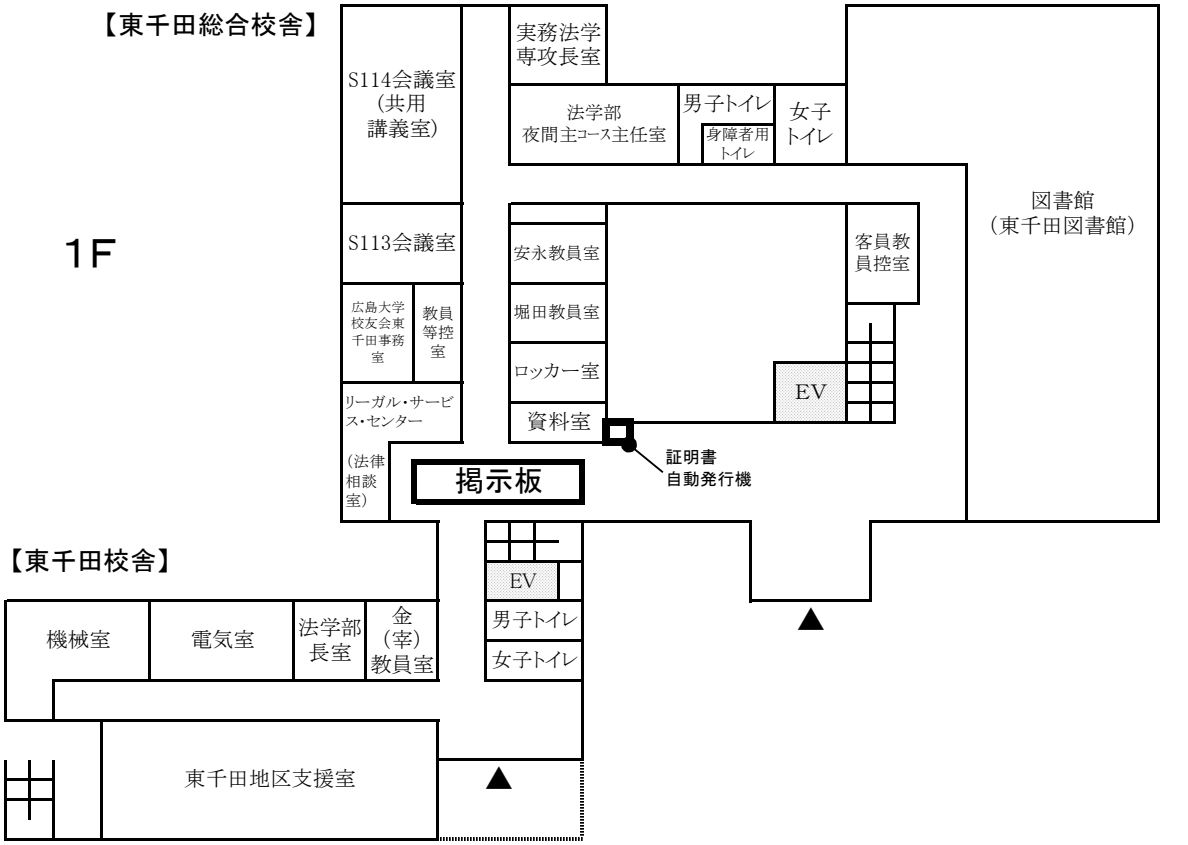

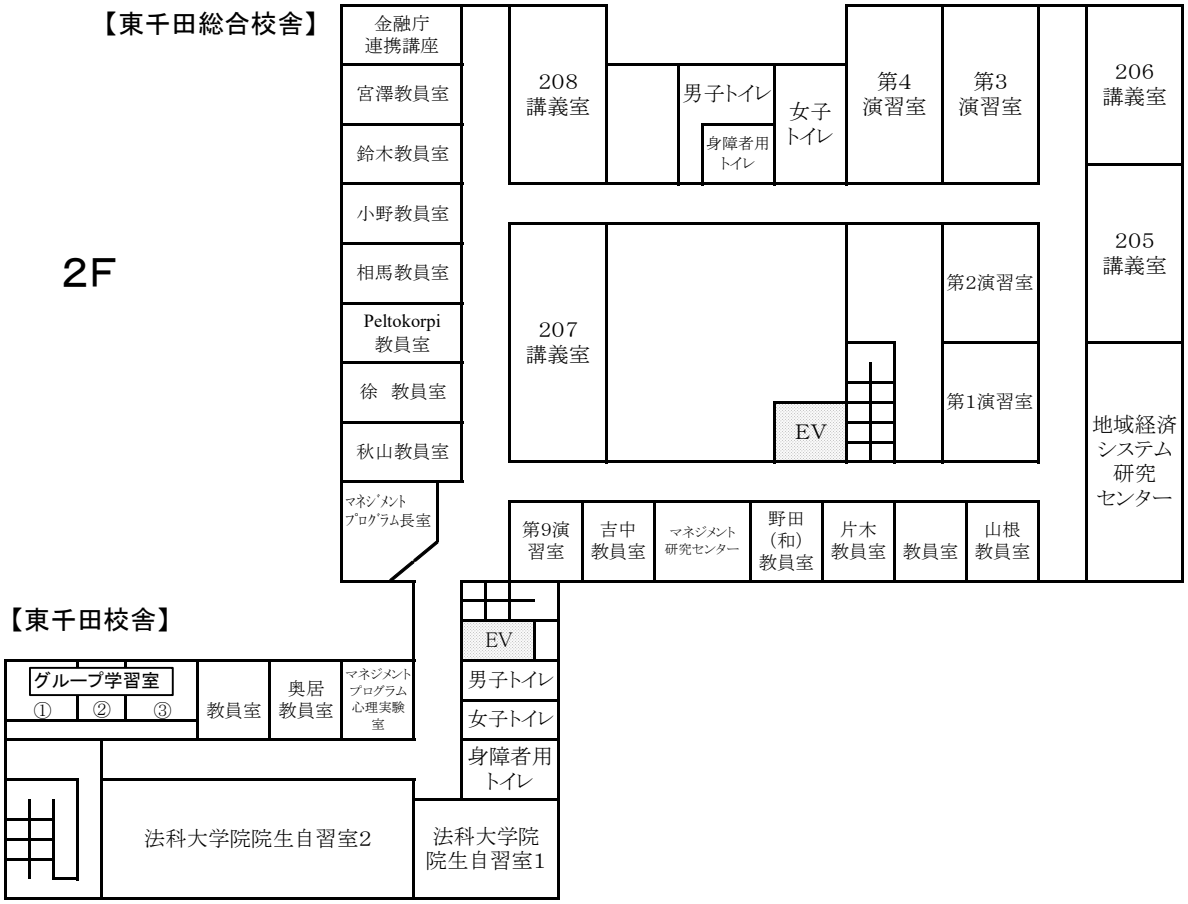

3F

【東千田校舎】

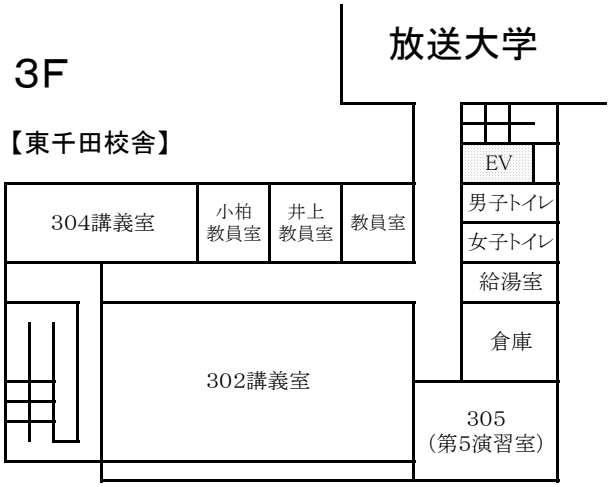

4F

【東千田校舎】

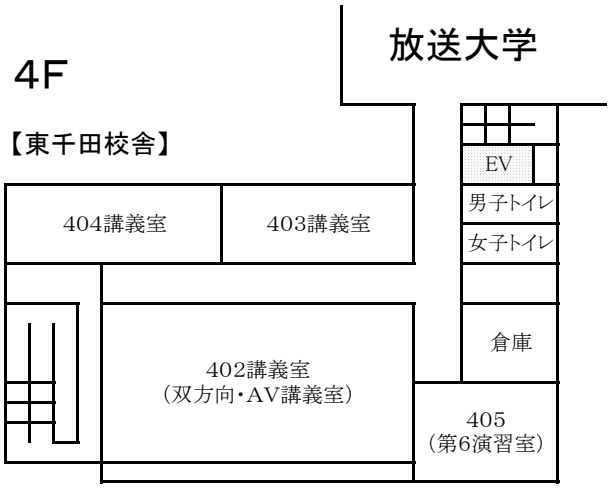

5F

【東千田校舎】

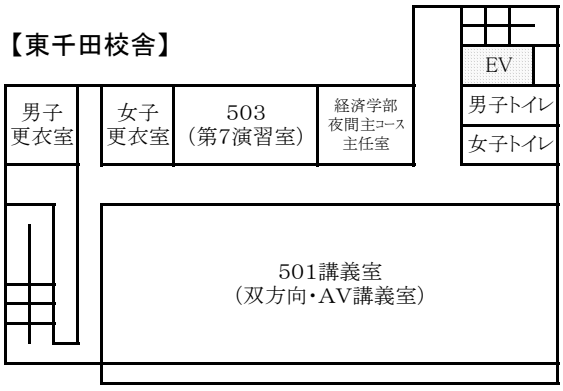

6F

【東千田校舎】

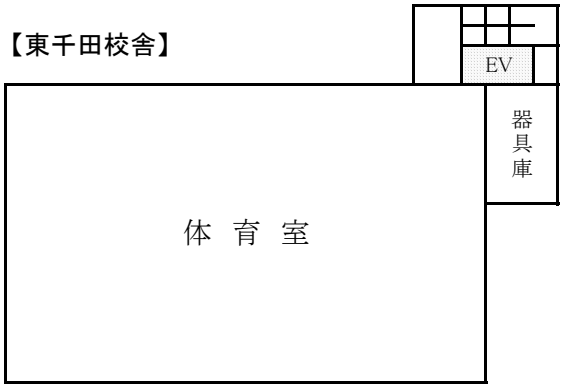

B棟

1F

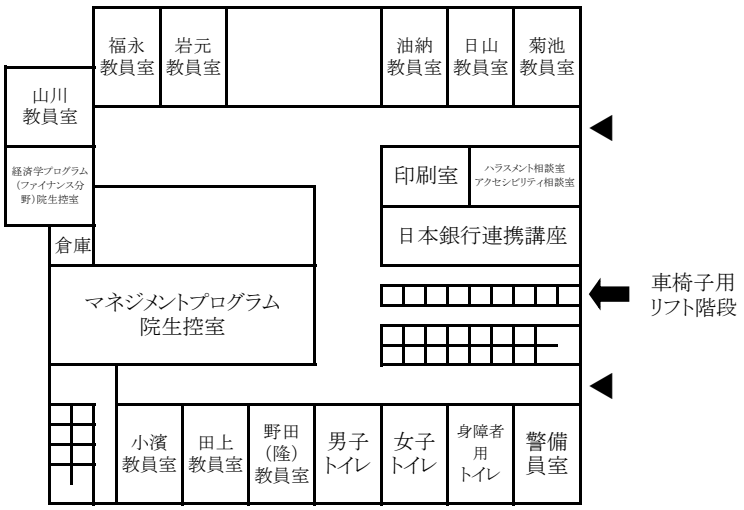

2F

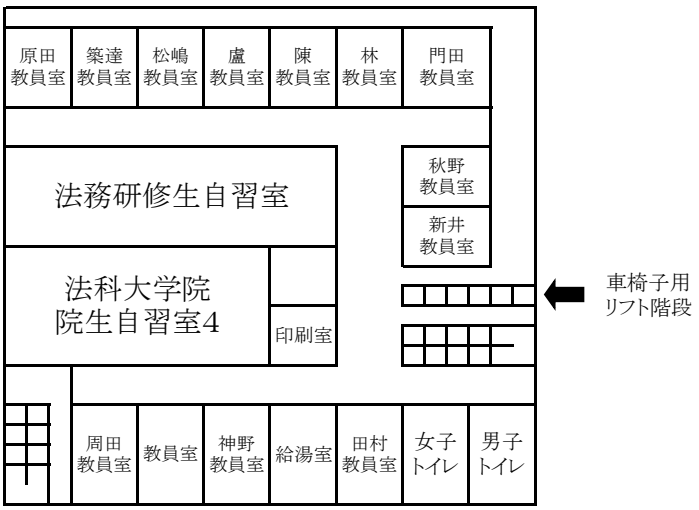

3F

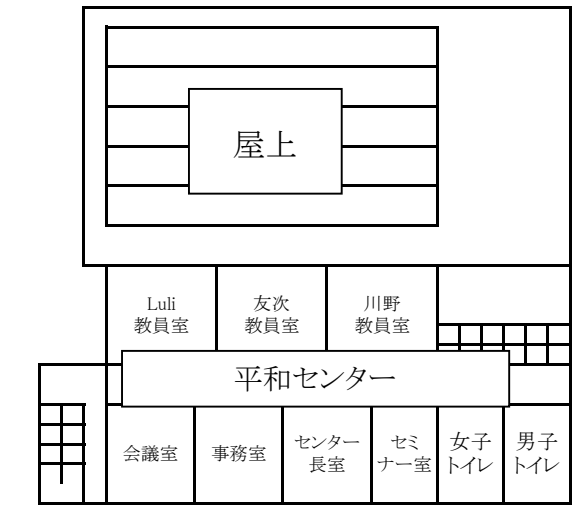

C棟

1F

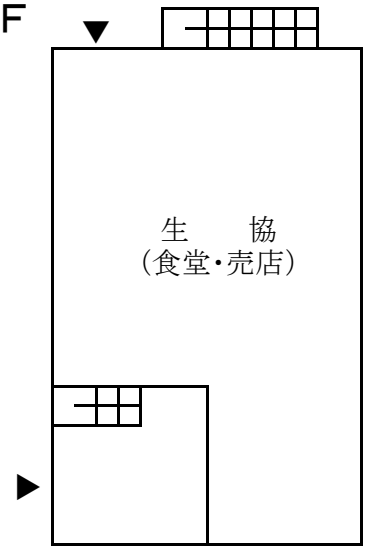

2F

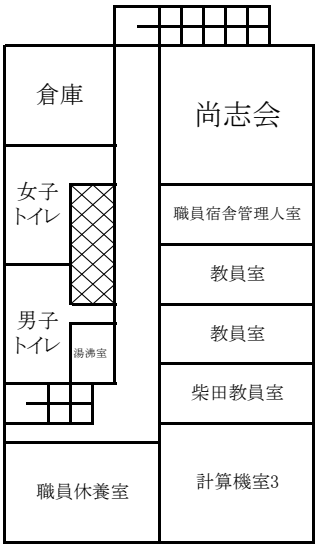

3F

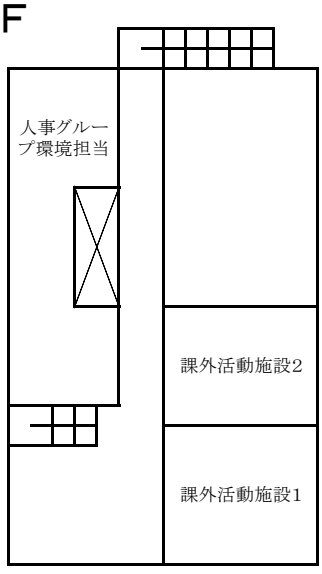

東千田未来創生センター（M棟）

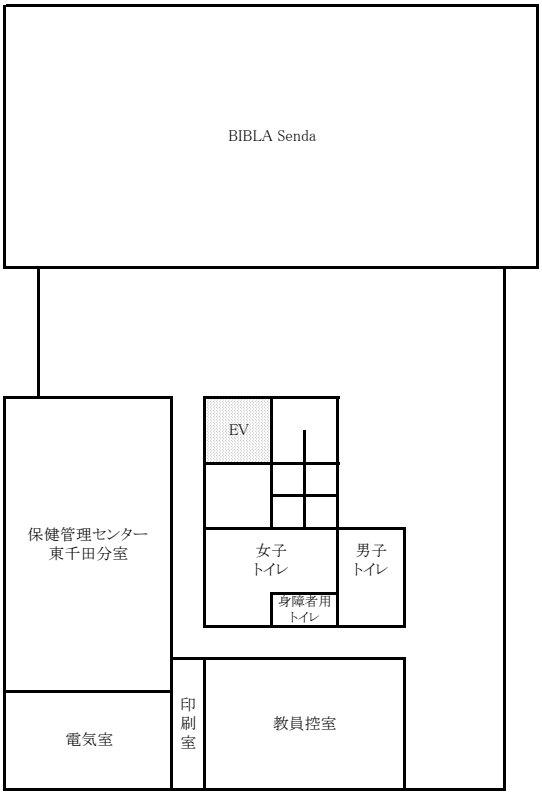

１Ｆ

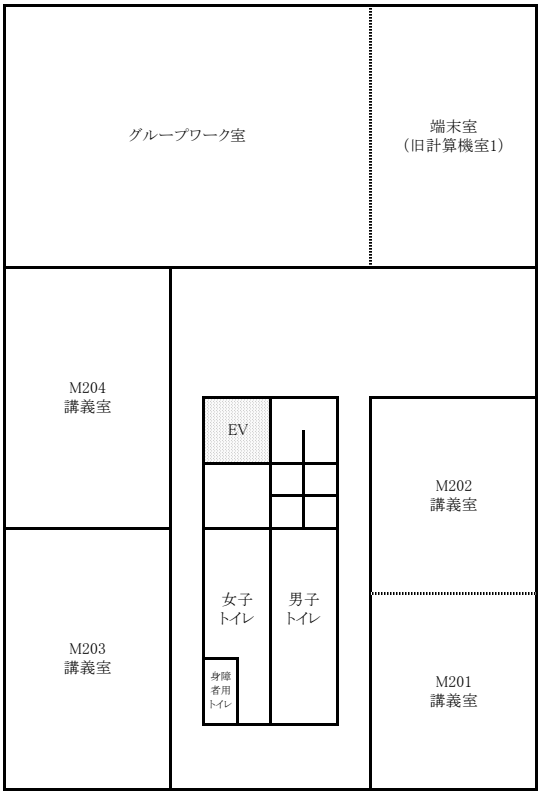

２Ｆ

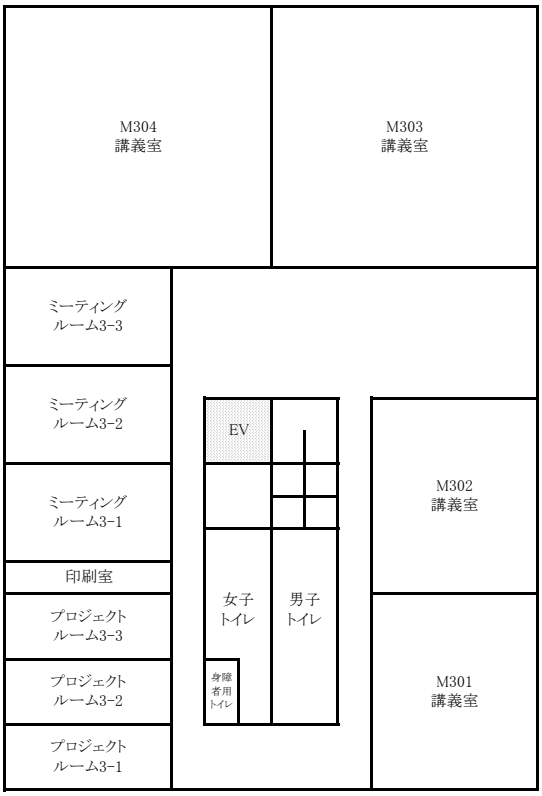

３Ｆ

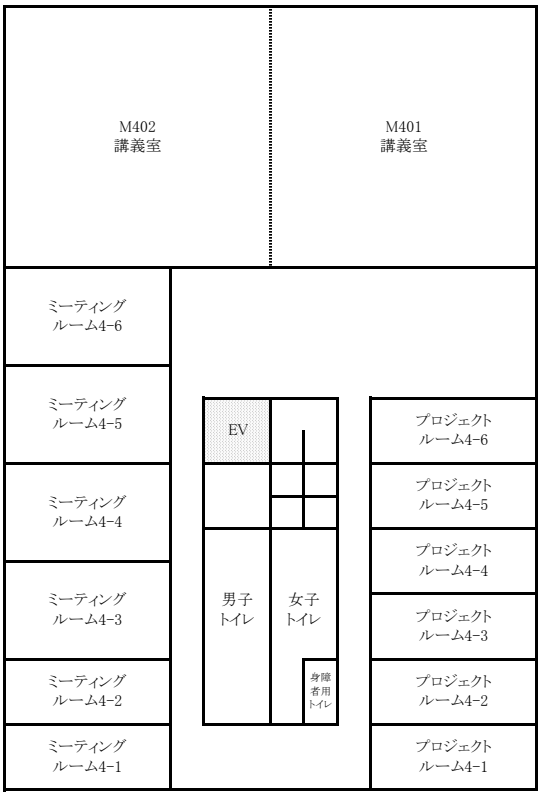

４Ｆ

法学部・経済学部資料室利用の手引き

開室日・開室時間

●月曜日～金曜日(除祝日) ･･･････ 9:00～19:00(授業期)
●月曜日～金曜日(除祝日) ･･･････ 9:00～17:00(休業期)
●土　　曜　　日(除祝日) ･･･････11:00～17:00(授業期)

入　室　時

カウンター上の資料室利用簿に学生番号、氏名を記入してください。
強制ではありませんが、出来る限りご協力お願いします。
※利用目的:資料室の利用状況調査のため

一 時 貸 出

（１）一時貸出の際は、学生証を確認します。
（２）一時貸出しできる冊数は、次のとおりです。
（３）大学外の持出禁止。

製本済資料	5冊以内
未製本資料	
*新着資料	

*新着は受入1ヵ月以内の資料

資料室配置図（東広島キャンパス:法学部・経済学部研究棟3階）

洋雑誌書庫(A301、A302)
二 次 資 料 庫 (B353)
の部屋に入室するには鍵が必要ですので、
受付に学生証を預けて鍵を受け取ってください。

※生協のプリペイドカードのみが、利用可能なコピー機を**和雑誌書庫**に設置してあります。